＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

平 成 ２ ８ 年　　第２回 定 例 会

上富良野町議会会議録

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

開会　平成２８年６月21日

閉会　平成２８年６月22日

上 富 良 野 町 議 会

目　　次

第　１　号（６月２１日）

○議　事　日　程　……　１
○出　席　議　員　……　１
○欠　席　議　員　……　１
○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名　……　１
○議会事務局出席職員　……　１
○開会宣告・開議宣告　……　２
○諸 般 の 報 告　……　２
○日程第　１　会議録署名議員の指名について　……　２
○日程第　２　会期の決定について　……　２
○日程第　３　行　政　報　告　……
２
○日程第　４　報告第　１号　監査・例月現金出納検査結果報告について　……　４
○日程第　５　報告第　２号　平成２７年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について　……　５
○日程第　６　報告第　３号　法人の経営状況の報告について　……　６
○日程第　７　町の一般行政について質問　……　７
　１３番　村　上　和　子　君　……　７
　　１　空家対策として解体費用の一部負担等の補助施策や空家バンクの設置を
　　２　公営住宅の管理について、指定管理者制度導入を考えてはどうか
　１０番　髙　松　克　年　君　……　１２
　　１　農業振興の実践プランの内で酪農畜産の計画実践の方向性と、今後の支援対応について
　　２　障がい者に対してより一層の支援を
　９番　荒　生　博　一　君　……　１９
　　１　防災対策について
　　２　商業振興策について
　１番　中　澤　良　隆　君　……　２３
　　１　認知症患者の現状と予防対策について
　　２　２０１５介護保険法改正に伴う取り組み状況について
　５番　今　村　辰　義　君　……　３１
　　１　電力の自由化に伴う町の取り組みについて
　　２　町内河川流域の樹木伐採について
○散　会　宣　告　……　３７

目　　次

第　２　号（６月２２日）

○議　事　日　程　……　３９
○出　席　議　員　……　３９
○欠　席　議　員　……　３９
○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名　……　３９
○議会事務局出席職員　……　３９
○開　議　宣　告　……　４１
○諸 般 の 報 告　……　４１
○日程第　１　会議録署名議員の指名について　……　４１
○日程第　２　町の一般行政について質問　……　４１
　１１番　米　沢　義　英　君　……　４１
　　１　特別養護老人ホームについて
　　２　地域支援事業について
　　３　観光振興について
　　４　道の駅について
　　５　西小学校のグラウンドの整備について
　　６　上富良野中学校校舎の改築について
　１２番　中　瀬　　実　君　……　５０
　　１　見晴台公園の今後の方向について
　　２　日の出公園の駐車場について
○日程第　３　議案第　１号　平成２８年度上富良野町一般会計補正予算（第２号）　……　５５
○日程第　４　議案第　２号　平成２８年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）　……　５８
○日程第　５　議案第　３号　平成２８年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第　号）　……　５９
○日程第　６　議案第　４号　平成２８年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第１号）　……　６０
○日程第　７　議案第　５号　平成２８年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第２号）　……　６０
○日程第　８　議案第　６号　平成２８年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）　……　６１
○日程第　９　議案第　７号　平成２８年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）　……　６２
○日程第１０　議案第　８号　平成２８年度上富良野町病院事業会計補正予算（第１号）　……　６３
○日程第１１　議案第　９号　上富良野町家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例　……　６３
○日程第１２　議案第１０号　北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について　……　６４
○日程第１３　議案第１１号　北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について　……　６４
○日程第１４　議案第１２号　北海道市町村総合事務総合規約の変更について　……　６４
○日程第１５　議案第１３号　中富良野町簡易水道施設の上富良野町民の利用について　……　６５
○日程第１６　議案第１４号　財産の取得について（消防ポンプ車購入）　……　６５
○日程第１７　議案第１５号　財産の取得について（除雪トラック購入）　……　６６
○追加日程第1　議案第１６号　財産の無償貸付について　……　６７

○日程第１８　諮問第　１号　人権擁護委員候補者の推薦について　……　７０
○日程第１９　発議案第１号　議員派遣について　……　７１
○日程第２０　発議案第２号　地方財政の充実・強化を求める意見について　……　７１
○日程第２１　閉会中の継続調査申し出について　……　７３
○閉　会　宣　告　……　７３

第 2 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

議案番号	件　　名	議決月日	結　　果
1	平成２８年度上富良野町一般会計補正予算（第２号）	６月22日	原　案　可　決
2	平成２８年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）	６月22日	原　案　可　決
3	平成２８年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	６月22日	原　案　可　決
4	平成２８年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第１号）	６月22日	原　案　可　決
5	平成２８年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第２号）	６月22日	原　案　可　決
6	平成２８年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）	６月22日	原　案　可　決
7	平成２８年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）	６月22日	原　案　可　決
8	平成２８年度上富良野町病院事業会計補正予算（第１号）	６月22日	原　案　可　決
9	上富良野町家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	６月22日	原　案　可　決
１０	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	６月22日	原　案　可　決
１１	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	６月22日	原　案　可　決
１２	北海道市町村総合事務組合規約の変更について	６月22日	原　案　可　決
１３	中富良野町簡易水道施設の上富良野町民の利用について	６月22日	原　案　可　決
１４	財産の取得について（消防ポンプ車購入）	６月22日	原　案　可　決
１５	財産の取得について（除雪トラック購入）	６月22日	原　案　可　決
１６	財産の無償貸付について	６月22日	原　案　可　決
	行　政　報　告	６月21日	
	町の一般行政について質問	６月21・22日	

議案番号	件　　名	議決月日	結　　果
	報　　告		
1	監査・例月現金出納検査結果報告について	６月21日	報　　告
2	平成２７年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	６月21日	報　　告
3	法人の経営状況の報告について	６月21日	報　　告
	発　　議		
1	議員派遣について	６月22日	原　案　可　決
2	地方財政の充実・強化を求める意見について	６月22日	原　案　可　決
	諮　　問		
1	人権擁護委員候補者の推薦について	６月22日	適　　任
	閉会中の継続調査申し出について	６月22日	原　案　可　決

平成２８年第２回定例会

上富良野町議会会議録（第１号）

平成２８年６月２１日（火曜日）

○議事日程（第１号）

第　１　会議録署名議員の指名について
第　２　会期の決定について　６月２１日～２２日　２日間
第　３　行政報告　　町　長　向　山　富　夫　君
第　４　報告第　１号　監査・例月現金出納検査結果報告について
　　代表監査委員　米　田　末　範　君
第　５　報告第　２号　平成２７年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第　６　報告第　３号　法人の経営状況の報告について
第　７　町の一般行政について質問

○出席議員（１４名）

１番	中　澤　良　隆　君	２番	岡　本　康　裕　君
３番	佐　川　典　子　君	４番	長谷川　徳　行　君
５番	今　村　辰　義　君	６番	金　子　益　三　君
７番	北　條　隆　男　君	８番	竹　山　正　一　君
９番	荒　生　博　一　君	１０番	髙　松　克　年　君
１１番	米　沢　義　英　君	１２番	中　瀬　　実　君
１３番	村　上　和　子　君	１４番	西　村　昭　教　君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名

町長	向　山　富　夫　君	副町長	田　中　利　幸　君
教育長	服　部　久　和　君	代表監査委員	米　田　末　範　君
教育委員会委員長	菅　野　博　和　君	農業委員会会長	青　地　　修　君
会計管理者	藤　田　敏　明　君	総務課長	石　田　昭　彦　君
産業振興課長	辻　　剛　君	保健福祉課長	北　川　徳　幸　君
健康づくり担当課長	杉　原　直　美　君	町民生活課長	鈴　木　真　弓　君
建設水道課長	佐　藤　　清　君	農業委員会事務局長	北　越　克　彦　君
教育振興課長	北　川　和　宏　君	ラベンダーハイツ所長	大　石　輝　男　君
町立病院事務長	山　川　　護　君		

○議会事務局出席職員

局長	林　　敬　永　君	次長	岩　﨑　昌　治　君
主事	菅　原　千　晶　君		

午前　９時００分　開会
（出席議員　１４名）

◎開 会 宣 告 ・ 開 議 宣 告

○議長（西村昭教君）　御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は１４名でございます。

これより、平成２８年第２回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸　般　の　報　告

○議長（西村昭教君）　日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（林　敬永君）　御報告申し上げます。

本定例会は、６月１７日に告示され、同日、議案等の配付を行い、その内容につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

本定例会の運営につきましては、議会運営委員長から５月２７日及び６月１５日に議会運営委員会を開催し、会期及び日程等並びに今期定例会までに受理しました２件の陳情要望の取り扱いの結果報告がございました。

また、本定例会に提出の案件は、町長から提出の議案１５件及び報告案件３件であり、諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、あす配付いたしますので御了承願います。

監査委員から、監査・例月現金出納検査結果報告書の提出がございました。

町長から、本定例会までの主要な事項について行政報告の発言の申し出がありました。その資料といたしまして、行政報告とともに、平成２８年度建設工事発注状況を配付してございます。

町の一般行政につきましては、村上和子議員外６名の議員から一般質問の通告があり、その要旨は本日配付したところであり、先例により、質問の順序は通告を受理した順となります。

本定例会までの議会の主な行事は、お手元に配付の議会の動向に掲載しております。

最後に、本定例会の説明員につきましては、別紙名簿として配付のとおりでございます。

以上であります。

○議長（西村昭教君）　以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名について

○議長（西村昭教君）　日程第１　会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、議長において、

２番　岡　本　康　裕　君
３番　佐　川　典　子　君

を指名いたします。

◎日程第２　会期の決定について

○議長（西村昭教君）　日程第２　会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から６月２２日までの２日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から６月２２日までの２日間と決しました。

◎日程第３　行政報告

○議長（西村昭教君）　日程第３　行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について町長から報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君）　おはようございます。議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用ののところ第２回定例町議会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

さて、去る４月１４日及び１６日と、二度にわたり震度７を記録した熊本地震においては、４９人の方が亡くなられ、今なお６，０００人を超える方々が避難生活を強いられる大災害となり、お亡くなりになられた方の御冥福と、被災された多くの方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興を願うところであります。

また、このたびの災害に当たり、上富良野駐屯地からも３００人を超える隊員が避難者の生活支援として災害派遣され、任務を果たしてこられましたことに心から敬意をあらわすところであります。

それでは、去る３月定例町議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、本年度４月からの執行体制についてでありますが、職員数については、昨年度中の定年退職者など９名の欠員に対して、看護師４名と理学療法士１名、一般事務職５名の採用を行い、昨年度当初から１名増の１８４名による執行体制としたところ

であります。

なお、６月１日付で薬剤師１名の採用を行い、現時点では１８５名の体制となっております。

また、地域おこし協力隊については、ジオパーク推進員として、当初予定の１名から、１名増の２名を委嘱したところであり、観光推進員につきましても近く着任いただくことで内定したところであります。

なお、組織機構については、新たにジオパーク推進・地域活性化室を設置し、十勝岳ジオパークの認定申請に向けた取り組みを初め、次期総合計画の策定準備や地域活性化事業推進に向けた作業を進めてまいります。

今後とも町民皆様との協働のまちづくりを進めるため、必要な組織体制の見直しを加えながら、業務の円滑な推進と体制の強化を図り、一層信頼される組織となるよう取り組んでまいります。

次に、人事評価制度についてでありますが、本年度より管理職を対象に制度をスタートし、５月までに各課の組織目標及び各課長職、主幹職の業務目標を設定したところであります。今後も組織力の向上につながるような制度となるよう、運用に努めてまいります。

次に、国の栄典関係についてでありますが、４月２９日付の発令による危険業務従事者叙勲においては、消防功労として１名が瑞宝単光章を受章されたところであり、受章者のこれまでの功績に心から敬意をあらわすものであります。

次に、防災関係についてでありますが、活火山対策特別措置法の改正に伴い、３月に改編された十勝岳火山防災協議会の総会が５月２４日に保健福祉総合センター「かみん」で開催され、北海道及び関係自治体等３６機関の代表者の出席のもと、今後の活動計画等が承認されたところであります。

また、同日午後４時からは、開拓記念館前におきまして大正１５年十勝岳噴火泥流被災９０周年追悼式を挙行し、約６０名の御参列をいただき、被災した１３７名に対し哀悼の誠を捧げるとともに、復興に力を注がれた先人の御労苦に改めて感謝の思いをあらわし、災害に強いまちづくりを誓ったところであります。

次に、基地対策、自衛隊関係についてでありますが、６月６日から９日にかけて、上富良野町基地対策協議会によります防衛施設周辺整備対策要望を道内関係機関へ、また、中央要望として防衛省及び北海道選出国会議員へ要望を行ってまいりました。

記念行事関係では、６月１９日、第２師団及び旭川駐屯地創立記念行事へ参加したところであります。

次に、高齢者向け給付金についてでありますが、４月５日から受け付けを行っているところであり、６月２０日現在、支給対象となる１，３４０人のうち１，３１８人、３，９５４万円の支給を行っているところであります。また、申請期間が７月５日までとなっておりますので、申請漏れ、支給漏れが発生しないよう、再勧奨や個別周知を行うなどの対応を図ってまいります。

次に、町税等の徴収状況についてでありますが、例年どおり、夜間納税相談窓口の開設と滞納者に対する差し押さえ等を行い、徴収に努めてまいりました。これらによりまして、平成２７年度の収納率は、滞納繰り越し分を含め、町税で０．５％、国保税で１．５％向上したところであり、滞納繰越金は前年対比で、町税３９２万３，０００円、国保税４４６万３，０００円減少し、町税で６４３万４，０００円、国保税８６１万３，０００円となっております。

今後も、納期内納税の啓発と収納率の向上に努めてまいります。

次に、マイナンバーカードの交付状況についてでありますが、個人番号カードについては、６月２０日現在１，０８９件の申請があり、うち８１９件について交付したところであります。また、通知カードについては、現在も４０世帯分を窓口で保管している状況にあります。

引き続き丁寧な窓口対応を心がけるとともに、マイナンバー制度の普及に努めてまいります。

次に、農作物の生育状況についてでありますが、今春は例年より雪解けがやや早く進んだものの、５月に入り不安定な天候ではありましたが、春耕や播種、移植などの作業は順調に進み、現在のところ、生育も平年並みに進んでいるところであります。

今後は、天候の回復を期待するとともに、生育状況を注視し、農業関係機関相互の連絡をより密にし、農業者の皆様とともに豊穣の秋が迎えられるよう努めてまいります。

次に、本町のＰＲ活動についてでありますが、本町で生産されたラベンダーポプリを原料に使用した「富良野ラベンダーティー」が、３月２８日、ポッカサッポロフード・アンド・ビバレッジ株式会社より新商品として発売されました。原料となりましたポプリは、かみふらの十勝岳観光協会を通じて供給されたものが使用されており、上富良野のＰＲにつながっていくことを期待するものであります。

また、先日１９日に行われました第３８回十勝岳山開き安全祈願祭におきましては、登山愛好者や山岳関係者等、多数が参加いただき、十勝岳登山の安全を願ったところであります。

次に、建設産業安全大会についてでありますが、建設工事の繁忙期を迎えるに当たって、４月２８日に、建設業協会と商工会工業部会の共催により、建設事業従事者約１５０名が集い、開催されました。大会では、交通事故や労働災害の防止を参加者全員で確認し、無事故を誓ったところであります。

次に、道路整備及び治水砂防関係についてでありますが、４月１９日に、北海道道路促進協会、北海道治水砂防海岸事業促進同盟及び北海道災害復旧促進協会の通常総会に、また、５月１０日には全国治水砂防協会の理事会にそれぞれ出席し、道路、砂防両事業の拡充及び促進を図るための活動を行ったところであります。

次に、上富良野高校の入学状況についてでありますが、今春の新入学者数は、地元の中学卒業生２５名を含む３４名となり、昨年度より１名の増で、全校生徒数９０名となったところであります。

今後においても、地域の皆様の御理解と御協力をいただき、魅力ある学校づくりへの支援と地元高校の存続に努めてまいります。

次に、三浦文学によるまちおこし事業についてでありますが、三浦小説の舞台となった旭川市の「氷点」、和寒町の「塩狩峠」が、それぞれ映画化、連載開始の節目の年を迎え、本町は、小説「泥流地帯」の舞台となった十勝岳の大正大噴火から９０年を迎えることから、三浦綾子記念文学館と３市町が協賛して記念事業を行っているところであります。

本町では、記念事業の最初の事業として、４月に小説「泥流地帯」の講演会、５月には「泥流地帯の道」のフットパス、朗読会が行われ、いずれも多数の参加をいただいたところであります。現在、特別展として「泥流地帯」「続泥流地帯」のパネル展示が６月末まで後藤純男美術館で行われており、７月、８月は保健福祉センター「かみん」、９月、１０月は土の館で行われる予定であります。

最後に、建設工事の発注状況についてでありますが、本年度、入札執行した建設工事は、６月２０日現在、件数で８件、事業費総額で８，２５０万１，０００円となっております。また、本年度発注予定の建設工事は３８件で、その情報については４月１日付で公表したところであります。

なお、お手元に平成２８年度建設工事発注状況を配付いたしましたので、後ほど御高覧いただきたく存じます。

○議長（西村昭教君）　以上をもって、行政報告を終わります。

◎日程第４　報告第１号

○議長（西村昭教君）　日程第４　報告第１号監査・例月現金出納検査結果報告について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、米田末範君。

○代表監査委員（米田末範君）　監査及び例月現金出納検査結果報告について御報告いたします。概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと存じます。

初めに、定期監査の結果について御報告を申し上げます。

１ページをお開きください。

地方自治法第１９９条第４項の規定により、定期監査を執行しましたので、同条第９項の規定により、その結果を御報告いたします。

定期監査の概要ですが、町立病院貯蔵品検査について、平成２８年４月２０日に病院の棚卸しを監査の対象として、平成２７年度末に係る貯蔵品調書等関係諸帳簿を検閲するとともに、貯蔵品の実地検査を行いました。

検査の結果、棚卸しはおおむね適正に執行されていると認められました。

次に、２ページをお開きください。

車両検査について、平成２８年６月２日に公用車両の整備及び管理状況を監査の対象として、公用車両７６台中７４台、車両の実地検査を行いました。公務出張により当日検査できなかった車両２台については、６月６日に検査を行いました。

検査の結果、公用車両の整備及び管理の状況はおおむね良好であると認められました。

次に、随時監査の結果について御報告申し上げます。３ページをお開きください。

地方自治法第１９９条第５項の規定により随時監査を執行しましたので、同条第９項の規定により、その結果を御報告いたします。

随時監査の概要ですが、平成２７年度に施行された上富良野小学校外構整備工事及び泉町南団地町営住宅新築工事についての工事監査を、平成２７年１０月６日から平成２８年４月２６日の間に５日、工事完了状況を目視で現場確認し、工事関係書類の審査をそれぞれ行いました。

監査の結果、工事は適正に施行されていると認められ、工事関係書類についてもおおむね適正に処理されていると認められました。

次に、４ページから１６ページの例月現金出納検査の結果について御報告申し上げます。

地方自治法第２３５条の２第１項の規定により執行いたしましたので、同条第３項の規定により、その結果を御報告いたします。

平成２７年度２月分から４月分及び平成２８年度４月分について、概要並びに検査結果を一括して御

報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、平成２７年度分を１７ページに、平成２８年度分を１８ページに添付してございますので、参考としていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　質疑がなければ、これをもって監査・例月現金出納検査結果の報告を終わります。

◎日程第５　報告第２号

○議長（西村昭教君）　日程第５　報告第２号平成２７年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告を求めます。

総務課長。

○総務課長（石田昭彦君）　ただいま上程いただきました報告第２号平成２７年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、その概要を御説明申し上げます。

それでは、裏面の繰越明許費繰越計算書をごらん願います。

まず、１３行目の道路管理用重機整備事業については、除雪用ダンプ購入に当たり、昨年６月の契約から納品までに２０カ月程度を要することから、また、１４行目の東１線排水路整備事業については、用地確定測量等の終了後に予定していた用地買収及び支障物件の補償等に一定の時間を要することから、３月定例議会において繰越明許費の議決をいただいたところであります。平成２７年度の決算期を迎え、道路管理用重機整備事業では、契約額の４，０８２万４，０００円を、東１線排水路整備事業では、予算で設定した用地買収等に要する金額から平成２７年度中に完了となった分を除した５３０万７，０００円を平成２８年度会計へ繰り越したものであります。

次に、１行目の自治体情報システム強靭性向上事業及び５行目の子ども・子育て支援システム改修事業については、国の平成２７年度補正予算第１号に伴う１億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策として、また、７行目から１１行目までの東中中央地区、南地区、西地区、第一地区、東部地区の道営経営体育成基盤整備事業、及び、１２行目の島津第２地区道営農業水利施設保全合理化事業の６事業については、同じく国の補正予算に伴うＴＰＰ関連政策大綱実現に向けた施策として、さらに、６行目の一般廃棄物処理施設誘引送風機修繕事業については、クリーンセンターＢ系の誘引送風機が故障したことから、その修繕費用として３月定例議会においてそれぞれ予算議決をいただくとともに、事業実施は平成２８年度となることから、あわせて繰越明許費の議決をいただいたところであります。平成２７年度の決算期を迎え、国の補正予算に対応する当該８事業では、予算で設定した総額２億６，２５９万７，０００円を、また、一般廃棄物処理施設誘引送風機修繕事業では、契約額となった５０２万２，０００円を平成２８年度会計へ繰り越したものであります。

次に、２行目から４行目までの十勝岳ジオパーク（美瑛・上富良野エリア）構想推進事業、地域リソース活性化プロジェクト事業及び多世代指向型健康づくりまちプロジェクトについては、これも国の補正予算に伴う地方創生加速化交付金を活用する事業として、３月２９日開催の臨時町議会において予算議決をいただくとともに、事業実施は平成２８年度となることから、あわせて繰越明許費の議決をいただいたところであります。

また、１５行目の２期に分けて実施をしています上富良野中学校整備事業については、第１期工事の事業量確定に伴い、同臨時会において事業費の補正を議決いただくとともに、平成２７年度に実施する第１期工事分として繰越明許費の議決をいただいたところであります。

平成２７年度の決算期を迎え、予算で設定した当該４事業の総額１億２，３１９万９，０００円を平成２８年度会計へ繰り越したものであります。

以上、１５事業の合計で４億３，６９４万９，０００円を、地方自治法第２１３条第１項の規定に基づき平成２８年度会計へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定に基づき、その内容を報告するものであります。

なお、事業ごとの財源内訳で、国庫支出金など未収入特定財源についてですが、地方創生加速化交付金にあっては一括して、その他については事業完了時期等に応じて受け入れ手続を行ってまいります。

以上をもちまして、報告第２号平成２７年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての説明といたします。

○議長（西村昭教君）　ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第６　報告第３号

○議長（西村昭教君）　日程第６　報告第３号法人の経営状況の報告について、報告を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（辻　剛君）　ただいま上程いただきました報告第３号法人の経営状況報告の件につきまして、株式会社上富良野振興公社の経営状況を御報告いたします。

経営状況に関する書類の１ページをお開きください。

平成２７年度事業報告書でありますが、ここでは、株主総会、取締役会、監査役会の開催状況及び審議項目等について記載をしております。

次のページをごらんください。

平成２７年度部門別報告書でありますが、２ページから３ページにかけまして、本公社が指定管理者として町から受託しております４施設について、それぞれの経営、運営内容を記載しております。

一つ目の保養センター白銀荘についてですが、利用実績でいきますと、入館者数は７万３，８４３人で、前年度実績よりも１，９５３人の減少となり、売り上げも６，１１４万２，０００円で、前年度実績よりも１４１万円減少し、前年度対比９７．７％の売り上げ実績となりました。

次に、二つ目の日の出公園オートキャンプ場ですが、総入場者数が１万８，４６４人で、前年度実績よりも２，３３７人増加し、前年度対比１１４．３％の増加となりました。また、有料入場者数では１万４，６５２人となり、前年度実績よりも１，８３７人増加し、前年度対比１１４．３％、売り上げでも１，７７２万７，０００円となり、前年度実績よりも２３１万３，０００円増加し、前年度対比１１５．０％の実績となったところです。ここ数年の傾向として、外国人客の利用の伸びが顕著であり、平成２７年度の延べ宿泊数は２，２７８人となり、有料入場者数全体の１５．５％を占める割合となっております。

３ページをお開きください。

次に、三つ目の町営スキー場ですが、リフト券の総売上枚数は１，９５０枚で、前年度実績よりも９３枚増加し、前年度対比１０５．０％、また、利用収益につきましては１１１万４，０００円で、前年度実績よりも６，０００円増加し、前年度対比１００．５％の実績となりました。また、リフトの輸送人員は６万７，００８人で、前年度実績よりも９７４人減少し、前年度対比９８．６％の実績となったところです。

次に、日の出公園についてですが、利用収益、公園使用料収入ということになりますが、２８万１，０００円で、前年度実績よりも６，０００円増加し、前年度対比１０２．６％の実績となりました。

また、ラベンダー園の状況につきましては適切な管理に努め、前年のような害虫による被害もなく、株の生育も順調に進んだところであります。

次に、決算報告書であります。５ページをお開きください。

貸借対照表について申し上げます。

資産の部の流動資産は２，４３４万９，９１４円で、その内訳は、現金・預金が２，３１３万３，８４２円、商品が１２１万６，０７２円、固定資産は３万円で出資金であります。資産の部合計は２，４３７万９，９１４円となっております。

次に、負債の部でございます。流動負債は４４９万４，２６３円で、その内訳は、未払金、預り金等であります。

次に、純資産の部ですが、株式資本は１，９８８万５，６５１円で、その内訳は、上富良野町、ふらの農業協同組合、旭川信用金庫、上富良野町商工会の出資による資本金が１，０００万円、利益剰余金が９８８万５，６５１円となっており、負債及び純資産の合計は２，４３７万９，９１４円でございます。

次に、６ページをごらんください。

損益計算書についてであります。

最初に、営業収益となります売上高についてでありますが、利用収益と売店収益を合わせた売上高合計は８，０２６万４，４７３円となっております。

次に、営業費用であります売上原価につきましては、期首商品棚卸高と商品仕入高を合わせた１，０６０万８，６２６円から期末商品棚卸高１２１万６，０７２円を差し引いた９３９万２，５５４円となります。

このことから、売上総利益金額は、売上高８，０２６万４，４７３円から売上原価９３９万２，５５４円を差し引いた７，０８７万１，９１９円となっております。

さらに、販売費及び一般管理費合計９，５７６万７，３５３円を差し引いた営業損失金額は２，４８９万５，４３４円となっております。

営業外収益としては、受託収入の２，９０１万１，７４５円を初め、受取利息、受取配当金、雑収入を合わせ、合計２，９０６万２，５２８円となっております。

営業外費用ですが、町への寄附でございまして、

経営努力によりまして３６０万円の寄附を行ったところでございます。

以上のことから、営業損失金額２，４８９万５，４３４円に営業外収益２，９０６万２，５２８円を加え、営業外費用３６０万円を差し引いた経常利益金額は５６万７，０９４円となっております。さらに、経常利益金額５６万７，０９４円から法人税等の２６万２，５００円を差し引きまして、当期純利益金額は３０万４，５９４円となったところであります。

７ページから１１ページにつきましては、ただいま説明した内容の資料等となっており、説明は省略をさせていただきます。

次に、１２ページをごらんください。

平成２８年度事業計画及び予算についてですが、まず、経営方針の概要について御報告いたします。

本年３月、北海道新幹線の開通により道内への新たな観光ルートが加わり、国内外からの観光入り込みが期待される中、富良野地域エリアにおきましても、特に近年、外国人観光客の入り込み数が伸長している状況にあります。上富良野振興公社が受託管理する白銀荘や日の出公園オートキャンプ場、日の出公園についても、外国人観光客のさらなる増加が見込まれることから、インバウンド対応の充実を図ってまいります。これら状況等を踏まえ、各施設を訪れるお客様が快適に御利用できるよう親切な対応に心がけ、利用環境の充実に努めることとしています。

次に、各管理運営施設ごとの予算概要について説明いたします。

１３ページをお開きください。

まず、白銀荘の本年度の予算についてですが、計画入館者数で、宿泊客が８，５００人、日帰り客が６万７，０００人の計７万５，５００人とし、売上高は６，３９０万円を見込んだ予算としております。

次に、１４ページをごらんください。

上段、日の出公園オートキャンプ場ですが、計画有料入場者数を１万３，２００人として、売上高は１，５４０万２，０００円を見込んだ予算としております。

下段、町営スキー場につきましては、利用券売り上げ総枚数を１，９５０枚、売上高は１１４万４，０００円を見込んだ予算としております。

なお、日の出公園につきましては、受託収入及び公園使用料を財源として見込み、予算としているところでございます。

１５ページから２２ページにつきましては、管理運営施設ごとの予定損益計算書と販売費及び一般管理費予定額を掲載しておりますが、御高覧いただいたものとして、説明は省略をさせていただきます。

以上で、株式会社上富良野振興公社の経営状況の報告といたします。

○議長（西村昭教君）　ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　質疑がないようですので、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第７　町の一般行政について質問

○議長（西村昭教君）　日程第７　町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、１３番村上和子君。

○１３番（村上和子君）　私は、さきに通告してあります２項目４点について質問いたします。

その前に、このたびの熊本地震で不幸にもお亡くなりになられました人たちに対し心からの御冥福をお祈りいたしますとともに、今まだ避難されていらっしゃる方にお見舞いを申し上げます。

まず１項目め、空き家対策として解体費用の一部負担等の補助施策や空き家バンクの設置を。

１点目、昨年６月、空き家対策について質問し、町の空き家の実態調査と条例改正を考えるとの御答弁をいただき、町では早速、空き家の所有者の意向のアンケートや調査をされ、危険な空き家が４件あったと聞いているが、他の空き家の状況等はどうであったのか伺う。

住む予定のない空き家は、昨年、空き家対策特措法が全面施行され、自治体は、一定の手続を踏めば、倒壊のおそれのある危険な空き家の行政執行ができる、優先順位としては危険な空き家を対処すべきと考えるが、空き家の所有者の意向に関するアンケートでは、解体したいが、解体費用の支出が困難で、解体できないというものが多くあった。今、初めて、人口減少化、超高齢化時代を迎え、住宅に住みたいが、何らかの事情で住むことができない、生活様式もさま変わりの時代であり、今後ますます、住む予定のない空き家がふえるものと思われる。空き家の解体費用の一部を町で負担する補助施策を考えてはどうか。

２点目、空き家バンクの設置について。

空き家の有効活用には、需要と供給をマッチングさせるシステムが必要であり、空き家の売買、賃貸などを登録し、情報発信する空き家バンクの設置が必要ではないか。また、インターネットでは北海道空き家情報バンクの御案内があり、上川総合振興局のホームページを検索すると見ることができるよう

になっているが、上富良野町は登録されていないので、これに登録してはどうか。

３点目、空き家の有効活用について。

空き家の所有者が空き家を貸してもいいとの意向であれば、行政としては、空き家を借り上げて、地域のコミュニティセンター、子どもの遊ぶ場所に利活用する考えはないか、町長にお伺いいたします。

２項目め、公営住宅の管理について、指定管理者制度導入の考えはないかどうか。

公の施設の管理に民間事業の手法を活用することにより、管理に要する費用を削減することが可能となり、指定管理者に対する支出金の低減が図られ、メリットが期待されると考える。消費税の増税が再び延期されたことで、地方自治体の財政にも影響が出る。消費税率８％から１０％になると、その中の地方消費税も１．７％から２．２％に上がる予定であった。そのため、地方分１．７兆円が入らず、こういった状況を考えると、今後、地方自治体としても民間に任せることで経費節減になるとすれば、アウトソーシング、新しく公営住宅の維持管理等指定管理者制度の導入等を考えていく必要があると考えるが、町長、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１３番村上議員の２項目についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、１項目めの空き家対策に関する３点の御質問にお答えさせていただきます。

１点目の空き家の状況についてでありますが、町ではこれまで、地域コミュニティ活性化会議を開催し、住民会長の御協力をいただき、空き家調査を実施させていただきました。その調査をもとに、さらに現地調査を行い、指導等を要する空き家とその他の空き家に区分し、それぞれの空き家の所有者に対し、今後の利活用に関するアンケート調査を行ったところであります。その結果、指導や経過観察を要する空き家が２０件あり、適切な維持管理をお願いする文書を送付いたしました。そのうち、特に外装材の飛散や落雪等により周辺環境に影響を及ぼすおそれのある空き家４件につきましては、所有者に対し直接助言、指導を行っているところであります。また、その他の空き家は４０件あり、その中で、空き家バンクへの登録希望は２２件、空き家バンク制度を知らないと回答された方が１０件あり、計３２件に対しまして空き家バンク登録紹介をさせていただいたところであります。

次に、空き家の解体費用の一部を町で負担する補助施策につきましては、空き家は個人の財産であり、御自身の責任において解体していただくことが基本であることから、公費を充てることは適当ではないと考えており、解体費一部補助施策については、その考えは持ち合わせていないことを御理解賜りたいと存じます。

次に、２点目の空き家バンクの設置についてでありますが、本町においては、定住移住促進計画に掲げた、かみふらの住まいの情報バンクの設置に沿って、既に町ホームページ内に空き家やアパートの空き状態などの情報を提供する空き家バンクを開設し、情報提供に努めているところであります。

議員から御発言のありました北海道空き家情報バンクにつきましては、これまで、一部空き家の所有者等が直接北海道のバンクへ登録している状況にもありましたが、既に設置されている各市町村の空き家バンクサイトへリンクすることで対応が図られることから、今後も町が提供する情報サイトの充実に努めてまいりたいと考えております。北海道の空き家情報バンクへ直接物件情報を登録することは、考えていないところであります。

次に、３点目の空き家の有効利用についてでありますが、昨年実施しましたアンケート調査では、賃貸してもよい、あるいは、地域で有効活用してもらいたいといった意向も一部示されております。議員より御提案のありました、町が直接借り上げし、利活用していくことについては、一般的には難しいものと考えておりますが、借り主が修繕を行う賃貸型や、複数名で賃貸利用するシェアハウス型などのほか、地域の方々や小グループなどのコミュニティースペース、あるいは福祉事業スペースとしての活用など、所有者の希望と利用者ニーズを結びつけるような支援を空き家バンク等を通じ取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、２項目めの公営住宅の指定管理者制度導入に関する御質問にお答えさせていただきます。

指定管理者制度は平成１５年の地方自治法改正によって創設された制度であり、本町におきましても平成１７年１月に指定管理者制度導入プランを策定し、制度運用を進めてきたところであります。現在、日の出公園を初め６カ所の施設を、一定の基準のもと、３法人の指定管理者により管理運営を行っており、町民にとりましては施設のサービス向上につながり、行政といたしましても、住民ニーズへの効果的な対応や効率的な施設の管理運営が図られ、一方、指定管理事業者としては、公共事業分野への事業機会の拡大など、行政効果が認められているところであります。

御質問の公営住宅の指定管理者制度につきましては、道内においては北海道と札幌市が導入しており

ますが、本町においては管理する戸数も少ないことから、維持管理の導入について検討、試算もさせていただきましたが、試算した結果においては行政効果が期待できる状況にないと判断しており、現状におきましては、公営住宅の維持管理に指定管理者制度を導入する考えはないことを御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　再質問ございますか。

１３番村上和子君。

○１３番（村上和子君）　１点目の空き家調査の結果と解体補助の施策というところでございますけれども、住民会、町内会の協力を得まして実態調査をしていただきまして、この点につきましては、町長、昨年６月の答弁で、実態調査をやりたいと、まず実態調査をやってということでございまして、その点につきましては評価したいと思っております。

それで、その結果が出ましたので、指導や経過観察を要する空き家が２０件あると。そのうち４件が危険家屋ということですし、この４件については手順を踏んで指導を加えて今やっているところだということでありますけれども、特措法ができましたので、やっぱり危険な家屋、今、中町にある１件につきましては、何か、周辺の住民の方からいろいろと迷惑なことがあるとかということも聞いておりますが、その４件の中に入っているかどうかちょっとわかりませんけれども、特措法ができましたので、その周辺に迷惑をかけたりしているとなると、自治体としての必要な措置を勧告しなければなりません。解体せざるを得ないことになると考えますけれども、そうすると、解体するのにどうしても費用がないと、こういうことで、なかなか、ある自治体では解体費用を、自治体が一応立てかえまして、後から本人に返してもらう、そういったことを施策しているところもありますし、山梨県の北杜市では、空き家により、空き家バンクに登録している中から、清掃費を１戸当たり２０万円ということで、それを限度にして補助をしているところもあります。それで、もちろん解体業者は地元業者を使いまして、解体した後は更地に家を建てて住みたいという、そういった人に限り、そういった条件をつけまして、それで考えてはどうかと思うのですけれども、その点につきましては、町長はどのようにお考えになるでしょうか。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１３番村上議員の空き家対策に対します御質問にお答えさせていただきます。

議員御質問の空き家につきましては、一般的に言う特定空き家に関しての御質問かと思います。先ほどお答えさせていただきましたように、特定空き家に対します指導は、現在４件について行わさせていただいておりますが、解体については、これはもとより個人の財産に関することでございまして、特措法の中におきましても、そういった勧告命令ができるようなことになっておりますけれども、しかし、その費用については、やはり所有者に帰属するというようなことが大前提となっておりまして、解体のみについて補助をするというようなことは、これは少し想定していないところだというふうに思います。ただ、今、議員が御発言にありましたような、その解体後、例えば、どうしても公共上、公益上必要である場所だとか、あるいは、一体的に何か開発され利用されるような中において、言葉は適切ではないかもしれませんが、支障物件となるような状況がありますれば、それはまたその時点で新たな対応ということは想定できますけれども、単純に解体をされることについての補助というのは難しいものというふうに考えているところでございます。

○議長（西村昭教君）　１３番村上和子君。

○１３番（村上和子君）　その状況を見てということでございますけれども、今、国交省は、２０１６年度、住む予定のない住宅や危険な建物、空き家対策として、不動産業者等と連携して空き家の撤去や住居以外への改修に取り組む自治体への財政支援を始めるということでありますので、それで、やっぱり個人の財産であるという１点ばかりでは、ますます、これから空き家がどんどんふえてまいります。それで、危険特定家屋から手をつけていかなければいけないと思うのですけれども、今言いましたように条件をつけましたり、１００万円、２００万円という高額を申し上げておりません。解体の条件をつけて、今、リフォームも補助施策を出しております、２０万円ぐらい、これが平成２８年度、３月３１日で今切れてしまいます。ですから、そういったこともありますので、平成２９年度から、これらの施策との兼ね合いも考えてですね。今、国交省がこういう予算をつけるということを言っているわけですから、そういったものを手を挙げていただいて、倒壊のおそれがある、周辺に迷惑をかけているという、そういうことがありましたら、町としては強制撤去ということもできるわけですので。それで、費用は所有者に請求できますけれども、例えば相続したくないと、相続人が放棄しますと、自治体が負担するしかなくなってしまうのです。こういう状況もありますので、やっぱり国も国交省も、この空き家対策として、かなり全国で空き家がふえてまいりましたので、こういう自治体の取り組みに対しては支援をするということであれば、そういったところに目を向けていただいて取り組んでいただきたいと思

うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１３番村上議員の空き家対策に対します御質問にお答えさせていただきます。

国が現在、そういった動きにあることは承知しております。それらについては、少しかみ砕いてみますと、例えば私どものような、こういう地方を想定していることではなくて、地方を排除しているわけではありませんが、大都市においては、そういった解体がされないまま放置されている住宅等、家屋等が、例えば道路が狭隘で消防自動車がそれ以上先へ進めないとか、道路計画に支障を来すとか、そういう公益上必要であるというようなところを指して、国は改善できるような応援をそれぞれ自治体にもしていこうということが狙いでないかなというふうに理解をしているところでございまして、そういったものに該当するような状況が町として生まれたときには、それは国のそういった事業も活用しながら対応してまいりたい、検討することはあろうかと思いますが、危険な家屋だからということのみをもって対応するということは非常に難しい状況ではないかなというふうに理解しているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　１３番村上和子君。

○１３番（村上和子君）　それでは、２点目の総合窓口を、空き家バンクの件でございます。これは、相談窓口が建設水道課でして、空き家バンクのほうのそれに対する対応が総務課になっておりまして、私は、今、国も一元化するというような方向づけを示しておりますけれども、総合窓口というのは必要ではないかなと、町長も、そういったことも少しニュアンス的にお答えいただいておりますけれども。

それで、北海道の空き家情報バンクへの登録は今のところは考えていないということでございますけれども、市町村の空き家バンクがバンクサイトにリンクするということを知らない方が多いのですよ。ですから、やっぱりそういうことも含めて、今の状態ですと、なかなか空き家バンクが余り利用されていないというふうに私は思ったりしているのですが、もう少しわかりやすく、窓口を一元化するような方向でお考えにならないかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１３番村上議員の空き家バンクの制度に対しましての御質問にお答えさせていただきますが、私も北海道の空き家バンクサイトは時々見させていただいておりますが、それぞれ、最初のお答えでも答えさせていただきましたけれども、一部、直接、北海道の空き家バンクサイトを開きますと、そこに情報が載っている物件もあります。しかし、多くが、そこから各市町村の情報サイトへ、特に意識しなくても、そこへリンクできるような画面構成になっておりまして、私としては、何ら使い勝手が悪くないなというふうに思います。多くの市町村がそういうふうにリンクを張っておりますので、機能としては満たされているのかなというふうに理解しているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　１３番村上和子君。

○１３番（村上和子君）　まだわからない人がいっぱい、たくさんおられると思っております、私は。

それで、こういったことを活用していただくには、空き家の活用を促すフォーラムなんかも一度考えてみられたらどうかなというような感じもしておりますが。

それと、自治体は不動産業者とは違うので、ここまではできるけれども、ここまではできないとよくおっしゃるのですけれども、不動産業者とも連携して、やっぱり活用を図るとすれば、購入希望者が大体これぐらいだという価格表示等もして、条件に合った物件を見やすくするというか、そういったことにもちょっと、今の空き家バンクをホームページに開示していますけれども、もう少し充実したものに、もうちょっと利用勝手がいいような方向で考えていただきたいと思うのです。空き家バンクの充実と活用の効果を、行政としてはその手法を考えていくというのがバンクのあれだと思うのですけれども、そういったところについて、町長は、そこを開いて見てもらえればすぐわかるようになっていますよとおっしゃいますけれども、そういったことがわからない人もいるということもちょっと踏まえていただきたいと思うのですけれども、もう少し充実に向けて、ちょっとお考えしていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１３番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

どの程度、自治体がそういった空き家情報等を、あるいは、その利活用に向けたマッチングをどこまで町が果たせばいいかというのは、非常に、おのずと限界があるということは御理解いただけると思いますが、そういう情報に接することができる機会を町が進んですることは、これはしてあげても何ら差し支えないというふうに思います。ただ、個々の物件の実際の価格だとか条件だとか、そういったことにまで踏み込むようなことは、これは控えるべきだというふうに思っていますが、なるべくそういう情

報に接してもらえるような情報提供だとか、そういったことは、北海道の空き家バンク情報、加えて、本町が提供しております情報等について、そういうような情報を見れるところがありますよというお知らせは、それはやはり大いにするべきだというふうに考えておりますので、そういうことに、町はこれからさまざまな機会を通じて発信してまいりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　１３番村上和子君。

○１３番（村上和子君）　次は、３点目の空き家の活用でございますが、空き家を解体してくれればその場所を使ってもいいよとか、それから、空き家を貸してもいいとかという方も一部あるということでございますので、その活用ですね、介護予防になるような地域のコミュニティー、まちカフェみたいな感じで、地域の健康づくりの拠点になるようなコミュニティーですね、やっぱりそういった、一部、いいよと、寄贈してもいいような話だとか、使ってもらっていいよとかということが、一部ですけれども、あるようでございますので、そういうので、まちなかカフェみたいな感じで、そこを借り上げて、そして、子どもさんからお年寄りまで、お昼は子どもさんとか高齢者に使っていただいて、夜は若い青年の方なんかで、やっぱり異業種の交流の拠点になるような、そういったものにお考えになったらどうかと思うのですが、そういうことについては支援をしたいというような今御答弁をいただきましたけれども、そういったお考えはどうでしょうか。そこを、もしあれでしたらボランティアの拠点に、ボランティアの人なんかも拠点にしてもいいのではないかと、こんなふうに考えるのですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１３番村上議員の利活用についての御質問にお答えさせていただきます。

利活用につきましては、既に町内におきましても、福祉事業の目的に活用されるなど、そういった動きはもう既に、事例も何件かございます。他方、地域のコミュニティーの活動拠点としての活用につきましては、そういうような場所だとか、あるいは周辺の人口密集度とかということで、現在、町が用意させていただいておりますそういう施設の中で、活動が非常に不自由を来しているとか、そういうような状況が、もしこれから見受けられるような状況があれば、それは必ずしも否定するものではありませんが、現在の中で対応ができている分については、現在はそういう利活用は想定しておりませんが、他の民間の方々による利活用が進むようなことの情報提供は、先ほど申し上げましたように、進んで行ってまいりたいと考えております。

○議長（西村昭教君）　１３番村上和子君。

○１３番（村上和子君）　イメージ的に、そういう支援をしたいということをおっしゃいましたけれども、今、町の中にあります中茶屋ですね、これにつきましては行政でも改修工事を行いました。こういったようなところの町民のたまり場という感じでしょうか、そういったものをイメージしたものを、そこにボランティアも、これからボランティアの活動も非常に必要になってまいりますので、そういった人のよりどころというか、そういう拠点みたいなこと、町としても少し、そういった考えをお持ちの方、貸してもいいよと、こういう方もいらっしゃるようでございますので、そういったところへ少し力を入れていただきたいと思うのですが、いかがですか、もう一度お聞きします。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１３番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

中茶屋を例に挙げていただきましたが、ああいった形の、地域の方々が集う場所というのは非常に大事なものだと私も理解をしております。現在、町ではそういったことを念頭に置きまして、新たに建設しております公営住宅団地等におきましては、その一角に、今、村上議員がお話しされておりましたような、どなたも気楽に集えるような場所、スペースを確保するような構想を持って建設をさせていただいておりますので、またそれで、さらに拡充が必要だというような状況が生まれてきたときには、それはそのときの行政課題として、また検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　１３番村上和子君。

○１３番（村上和子君）　２項目めの公営住宅の管理等の指定管理制度の導入のところでございますけれども、現在６カ所を３法人に指定管理制度、ただいま報告をいただきましたけれども、これに、導入いたしましてから１０年以上経過しておりますし、平成２９年３月３１日付でちょうど期限も切れてきますので、この機会に、私はやっぱり、今、指定管理制度の見直しと、ほか、どういったところを指定管理制度を導入するところはないのかどうかという、やっぱり検討もしていただきたいということで、私、御提案申し上げたのですが、公営住宅は、その行政効果が余り見込めないという御答弁をいただきましたけれども、入居基準とかそういったものとかではなくて、総括的な公営住宅維持管理ではなくて、例えば建設業協会というところなんかどうでしょうかね、そういったところの民間業者が指定管

理者となっても、地方公共団体による一定のコントロールがありますので、決して公の施設の適切な管理が十分できないということにならないと思うのです。だから、ここ当面、指定管理制度を導入しましてから１０年以上たっておりますし、ちょうど５年契約が来年の３月をもって終わると、切れると、そういったときに、やっぱりこの管理制度の見直しと、何年か前にはアウトソーシングとして指定管理制度、どこかの施設を指定管理制度を導入するところはないのかどうか、これにつきましてお話があったと思うのですけれども、今、何か、民間移譲というか、そっちのほうにもお考えがあるようでございますけれども、やはりこういった地元の産業を育てる、地場産業を育てていくという意味合いもありますし、やっぱり雇用もそこで生まれるということもありますので、公共施設は１８２ぐらいでしょうか、いっぱいありますし、これから総合計画も立てて、これの計画を立てられるということを実行プランに入れておりますけれども、そういったことであれば、やっぱりこういった制度も、ソフト面は行政がやり、ハード面はそういった地場産の人にやっていただくと、今、消費税増税が、延期になりましたから、これはしわ寄せがきっと来ると思うのですね、私は。それで、そういったことが考えられないかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１３番村上議員の指定管理者制度につきましての御質問にお答えさせていただきます。

まず、指定管理者制度そのものについては、非常に行政効率を高める意味において有効な手段だということで私も理解をしております。それと、指定管理者制度、５年刻みで更新することになっておりまして、管理者の、受託者の選考に当たっては、客観的に選考できるような基準を持っておりまして、そういう判断をさせていただいているところでございます。

一方、公営住宅の指定管理者制度につきましては、冒頭お答えの中で申し上げましたけれども、いろいろ試算もしてみております、私どもも。それで、もちろん、例えば入居者選定だとか、さまざまなソフト的な部分は除いて、本当に、今おっしゃいました修繕だとか、そういった部分のみに町内の事業体を想定して試算してみましたが、残念ながら、非常に行政効果が上がるような数値は、どうはじいても実は出てきていないのが実態でございまして、多分、行政効果というのは、むしろマイナス効果にならざるを得ないような数値がどうしても出てしまう状況にございます。それが大都市のような、管理戸数がたくさんありますとまた別でしょうが、私どものような町におきましては、営繕の金額も１，０００万円単位ぐらいの状況でして、これがまた指定管理者にお預けするとなりますと、非常に受けた方も、なりわいとして、事業として考えたときに、余り有利なものではないのではないかなという判断のもとで、想定をしていないところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　１３番村上和子君。

○１３番（村上和子君）　なかなか行政効果が見込めないというようなお話ですけれども、私はやり方次第で経費の節減になると考えますし、やっぱり公の施設の管理のあり方というのも考えていくべきだと思います。それで、一つの例として公営住宅と、こう申し上げて提言させていただいたわけでございますけれども、どこかネックがあるのではないでしょうか、難しさがあるのかと思うのですけれども、やっぱり地場産業を育成していくということも、公募の状態をとるとしても、なかなかそういったものにならないということになれば、やっぱり公共施設の管理のあり方ということもを含めて今後考えていただきたいと思います。この指定管理制度の導入は、今後絶対どこもしないということではないかと思うのですが、いかがですか。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１３番村上議員の指定管理者制度についての御質問にお答えさせていただきますが、指定管理者制度につきましては、むしろ町は積極的に取り組んでいるというふうに私は理解をしております。３年前からは、御案内のように、道路の維持管理も指定管理者制度に移行しておりますし、そういったことで、行政のスリム化、効率化が図れるような手法については、それはもう積極的に導入してまいりたいというふうな基本的な考えは変わりありませんので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　よろしいですか。

暫時休憩といたします。再開を１０時半といたします。

午前１０時１３分　休憩
午前１０時３０分　再開

○議長（西村昭教君）　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

村上和子君に続き、次に、１０番髙松克年君の発言を許します。

○１０番（髙松克年君）　さきに通告してあります

２項目６点について、町長に質問いたします。

１項目めとして、農業振興の実践プランの中で、酪農畜産の計画実践の方向性と今後の支援対応についてお伺いします。

１、堆肥コントラクター整備として、実施の方法として、堆肥を集積し、バイオガスプラントによる発電まで考えているのかどうかお伺いいたします。

２点目、地元での生産物の地産地消、食育、流通、利活用、実践と拡大についての具体的な取り組みをお伺いします。

３点目、担い手を支える体制として、コントラクター、ＴＭＲなどの整備とあるが、労働力の軽減、作業の効率化、酪農ヘルパー制度も大きな働きをしています。人材確保等も必要とされる、今後の進め方についてお伺いいたします。

４点目、平成２８年度をもって畜産担い手総合整備「新ふらの地区」が終止となるが、平成２９年度に向かい、どのように進められ実施される見通しと展望をお伺いいたします。

２項目めとして、障がい者に対してより一層の支援を。

１点目、今年度執行方針の中に、障がい者就労施設等からの調達方針を策定し、優先的、積極的調達に取り組むとあるが、現在どのような調達が行われているのか。また、問題点としては何があるかお伺いいたします。

２点目、今年度、改正障害者雇用促進法が施行され、法定雇用率２％を実施するための雇用分野への差別的扱いが禁止されましたけれども、今後、募集、採用に機会均等を図る配慮が必要となりますけれども、現在の町の雇用率は何％になっているのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１０番髙松議員の２項目についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、１項目めの上富良野町農業・農村振興実践プランの今後の対応に関する４点の御質問にお答えさせていただきます。

１点目の堆肥コントラクター整備についてでありますが、農業・農村振興実践プランに位置づけております堆肥コントラクター整備事業につきましては、耕種型農業経営の規模拡大に伴い、短期間に過度に集中する農作業の分散化や委託による平準化と、農業の基本である土づくり、また、畜産農家の家畜排せつ物の処理負担、環境保全への対応等ができる仕組みを想定し、本町農業の経営安定を図ることを目的に計画したものであります。一方、バイオガスプラントの導入、活用につきましては、主として大規模畜産地域における環境保全への対応や、再生可能エネルギーの有効活用を目的としていることから、本プランの堆肥コントラクター整備につきましては、バイオガスプラント導入までは想定していないことを御理解賜りたいと存じます。

次に、２点目の地元生産物の活用等についてでありますが、本プランでは、生産者が一体となって取り組む地産地消や食育推進活動を通じて、農業への理解が深化することを目標に置いているところでありまして、これまでも直売団体への運営支援や食育活動支援を行ってきておりますが、本プランの策定を受けまして、野菜ソムリエなどの資格取得に伴う経費の一部助成など、生産者みずからの活動への取り組みがより充実したものとなるよう、支援の幅を広げていこうとするものであります。また、地元生産物の利活用につきましても、従来の新規開業、新展開事業を見直し、本年度からは地元生産物を原料とした特産品、加工品の商品開発等を促進するため、本事業により地元生産物の利活用の促進、拡大を図ることや、地域内流通につきましても、もっと地元の生産物が地元の消費者に提供できるような流通のあり方について研究を進めていきたいと考えているものであります。

いずれにいたしましても、申し上げましたように、これらの取り組みは、上富良野農業に対する町民の理解や消費者理解を深めていくことを目指すものであり、その中から、健康づくりや教育分野との連携、各種イベントの活用を通じて、これからの時代に対応できるような農業基盤強化へつながるように取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に３点目の、コントラクターやＴＭＲ等の整備、酪農ヘルパーの人材確保についてでありますが、現在、酪農を対象としたＴＭＲセンターの設置につきましては、ＪＡふらのの中期計画の中でも検討が行われているところであり、町といたしましても、これらと連携しながら、事業化に向けた支援ができるよう検討していく必要があると感じているところであります。

また、農業生産現場におけるそれぞれの作業過程において、機械のオペレーター、あるいは作業補助者等の人手の確保が大変厳しい状況にあり、議員同様、酪農ヘルパーを初め、規模拡大、経営の安定化を図る上において、人材の確保は大変重要なことと考えているところであり、町といたしましても、農業基盤の強化を目指した体制づくりの一環として、農業コントラクター事業及び人材の確保は重要課題として認識しており、今後、農業者や関係者との連携を強化する中で、課題解決に向け方策を探ってま

いりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に４点目の、本年度までを事業期間としております「新ふらの地区」畜産担い手整備事業の今後の展開についてでありますが、「新ふらの地区」畜産担い手整備事業につきましては、平成２５年度を開始年度として本年度までの４年間にわたり実施されてきております。本町におきましても、１１戸の農業者が事業に参加し、草地整備約１１０ヘクタール、育成舎１棟の整備を図ってきたところであり、本年度をもって終了となりますが、本事業につきましては、畜産経営にとり有効な事業として捉えており、現在、新たに平成３０年度の事業採択と実施を目標に、富良野沿線自治体で協議調整を図っているところであります。また、本事業に対しましては、北海道による受益者負担軽減策も拡充されますことから、町といたしましても積極的な対応を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、２項目めの障がい者に対する支援等に関する２点の御質問にお答えさせていただきます。

まず１点目の、障がい者就労施設等からの物品等の調達についてでありますが、国及び地方公共団体において、障がい者就労施設が提供する物品、役務の需要の増加を図り、障がい者の工賃向上による経済的な自立を促すことを目的として、国等による障がい者就労者施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律、いわゆる障害者優先調達推進法でございますが、平成２５年度に施行されたところであります。町におきましても、上富良野町における障がい者就労施設からの物品等の調達方針を策定し、平成２５年度より、障がい者施設等に対して提供できる物品及び役務の意向調査を毎年度実施し、その結果を庁内の各部署に示して、優先的、積極的な調達を促しているところであります。平成２７年度の障がい者就労施設からの調達実績につきましては、ラベンダーの香り袋の作製、観光ＰＲクリアファイル、ポストカード、学校給食用パンの加工及び配送業務であり、合計で４事業所に対して１５７万２０３円の調達実績となっております。現在は、調達目標額をおおむね達成している状況でありますが、障がい者施設が提供できる物品や役務に制約があることから、調達目標額は横ばいで推移しているところであります。本取り組みに対し、現在特に課題として捉えているものはありませんが、優先的、積極的に物品を調達することにより、障がい者の経済面の自立につながることから、町が求める物品、役務と障がい者施設の提供能力、提供できる物品や役務の種類などを調整する仲介機能を十分に果たしてまいりたいと考えております。

次に、２点目の町職員の障がい者の雇用状況についてでありますが、障害者雇用促進法では、法定雇用率として、民間事業者には２％、地方公共団体には２．３％の障がい者雇用を求めているところであり、毎年度、６月１日現在における障がい者の雇用状況をハローワークに報告することとなっております。本年度６月１日現在におきましては、本町の法定雇用障がい者数の算定基礎となる職員数１６６人に法定雇用率を乗じますと、３．８２人となりますが、小数点以下を切り捨てとなることから、３人の障がい者雇用が求められているところですが、実態は２人で、実雇用率１．２％となっており、法定雇用障がい者数の達成率は満たしていない状況にあります。昨年度までは３人の障がい者雇用があり、法定数を達成していたところでありますが、当該職員１名の退職があったことから、法定数が未達成となっているところであり、本町のような小規模自治体では、一、二人の退職者や採用によって大きく影響を受ける状況にあるところであります。

また、議員御発言のように、改正障害者雇用促進法の施行により、雇用の分野における障がい者差別が禁止され、合理的配慮の提供が求められることになったところでありますが、本町の職員採用に当たっては、上川管内町村職員等採用資格試験による管内統一試験を１次試験として実施しておりますことから、これまでも、障がいがあることで受験できないなどの差別的な取り扱いは行っておらず、今後におきましては、障がい者枠の設定や、点字、音声による試験、回答時間の延長措置など、募集や採用への配慮について、管内全体の課題として町村会等で認識を共有した中で、障がい者の雇用が図られるよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　再質問ございますか。

１０番髙松克年君。

○１０番（髙松克年君）　先ほどの堆肥コントラクターに対してですけれども、今、この数字のというか、この取り上げの中で言われている農家へ還元していく供給先としては、我が町には大きな畜産専業の企業というかが３戸ぐらいありますけれども、その頭数とか規模とか、そういうものを考慮に入れているのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　この構想の中でどういった事業者までを対象とするかということについては、需要と供給のバランスがまず、当然想定しなければならないことから、あるいは、事業者によっては上富良野町を超えて事業を行っているなど、さまざま

な事業形態があることから、それと意向もございますので、それらをしっかりと把握した中で、その需給バランスも含めて、今後の構想の中で詰めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（西村昭教君）　１０番髙松克年君。

○１０番（髙松克年君）　この中に、今言われるように、外されてあるのであれば、ここの答弁の中にあるようなことが成り立つのかなということは思いますけれども、やはりこれだけの大規模な畜産が、我が町に負担をかけていくような形になるとすれば、これは、この地域においても、頭数としては多分、換算頭数で言えば１万頭ぐらいの、豚はおおよそ４頭で１頭ぐらいの、牛に対してですね、それぐらいの換算をしたとしたら、酪農専業地帯と変わらないぐらいの窒素の投下率になる可能性というのを持っているわけですね。そのような状況の中で、今、町長が言われるように、部外へ出ていくものもあるよということを考慮できればいいのですけれども、これが１０年、１５年というような単位ででも続いていくのであれば、今、やはり手を打っておくことも必要なのかなというふうに感じるわけです。というのは、内地府県の大規模な畜産農家が、今、北海道に移行しようとしている背景にも、排せつ物の処理の問題があって、環境的に、もうその場所を確保できないというようなことになっていることがありますから、今ここで、自分がバイオガスプラントによる発電までどうなのだろうということを聞く裏に、そういうことを懸念することがあるわけです。ですから、ぜひ、この大規模にやられている畜産農家でも、今は豚の場合だったらエアレーションなどをして、空気中にメタン、それに窒素ですね、アンモニアですけれども、それらを放出しているという実態にあります。これが近い将来許されるのかどうかということになれば、それをもう一度やはり利用してエネルギーに、電力に変えていくということへ、前向きに町も事業者に対して働きをかけていく必要があるのでないかなというふうに思います。見解をお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１０番髙松議員の御質問にお答えさせていただきます。

ただいま御質問いただきました堆肥の利活用、あわせて畜産農家の家畜排せつ物の処理、これとが一体化していかなければならないと考えているところでございまして、基本的には、上富良野町の農業振興計画の中にもありますが、まず、町内に根差した酪農家、あるいは畜産農家、そういった方々の過剰な負担、これをまず解消していくことが、まず第一義かなというふうに考えております。さらに、髙松議員から御質問にありましたような、例えばメガファーム、そういうような方々は、独自にそのバイオマス発電まで想定するようなことは、事業の中で組み立てていくべきものというふうに、多分これからそういう流れになっていくと思います。

それから、御質問の中にありました、特に養豚の酪農、肥育もそうですが、エアレーションで今、いろいろ堆肥化をしていただいておりますが、これらも本当にいつまで許されるかという課題もございます。まずは、現在、個人で頑張っておられる酪農家の方々が、過剰な労働力、あるいは排せつ物の処理に何とか安心して経営ができるような仕組みを整えたいというのが基本でございます。

○議長（西村昭教君）　１０番髙松克年君。

○１０番（髙松克年君）　今、町長が答えられたような方向で努力のほどを、酪農家もしますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

続いて２点目の、地元生産物の利活用の促進拡大を図ることや地域内での消流のあり方の研究を進めていきたいと、深めていきたいとありますけれども、具体的に、ここ３年の間にどのような具体例をもって進めようと考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻　剛君）　１０番髙松議員の御質問、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

地元産物の域内流通につきましては、その実践プランの中でも、議員御発言のとおり、掲げさせていただいているところでございます。現況ですね、本当に地元のものがシステムとして流れていないという、まず現状については、ここではしっかり把握しているのですけれども、具体的な方法につきましては、今さまざまな直売活動等もしている農業者の皆さんもおられますし、その辺だけでは、なかなか地元全部に行き渡るようなことはないのかなというふうに思っております。具体的にどう進めるのだということでございますけれども、とりあえず、今回の実践プランの３年間の中では、さまざまな実例でありますとかそういうものを、資料、データを集積させていただいた中で、ぜひ、次期、平成３１年度からは８次の農業振興計画ということになるかと思いますけれども、そちらの中でより具体的なものを示していこうかなということで、今回については一応研究ということで３年間しっかりと進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　よろしいですか。

１０番髙松克年君。

○１０番（髙松克年君）　先進的な事例、たくさんあると思うのですね。それらの集積、やはり出かけていって、そういう事例をお互いに見てくるというか、生産者というか、農業者もですけれども、畜産に対しても、ぜひいろいろな地域へ出かけていって、実例を集積してほしいというふうに思います。

３点目ですけれども、コントラクター、ＴＭＲセンターについてですけれども、これは個々の経営の違いもあり、なかなかやっぱり、進めてはいるのですけれども、難しい問題があります。克服しなければならない問題、乳牛を飼っている、肉牛を飼っている人たちに、果たして機械などの入るような有効な土地というか、そういうことを言ったら、それしかなかったというような事情と、それを利用してここまでやってきたという過去の例もありますから、それを一概には言えないのですけれども、そういう問題を、課題を克服しないことには、コントラクター、ＴＭＲセンターといっても、なかなか難しい。例えば、今、これは直接的に関係するかどうかはわかりませんけれども、労働の問題なんかもかなり影響、どんどん使う機械が大きくなっているために、町道ばかりを走るわけではなくて、隣近所の狭い道路をお願いをして、路肩を外してでも通らなければならないような実情もあったりしますから、そういうことも影響はするわけですけれども、そのような問題、それでも、その中にやっぱり、経営を、より労働力の軽減ということになれば、そこら辺のことをやらなければならないという事実もあるわけで、それに期待は酪農家も大きく、高齢化も含めてですけれども、あるわけで、それらについても配慮をお願いしたいと思うのと、今、酪農ヘルパーについても書いているのですけれども、残念なことに、今まで２名の要員で、町村をまたいで中富良野とやっているわけですけれども、そこでも昨今の人材不足、いろいろ、１年ぐらいかけてやっているのですけれども、それが、募集ができていない。賃金の面だけではなくて、やはり時間的な制約が一般の仕事と違うというとこら辺が大きな問題なのかなとも思ったりもするのですけれども、それらはどうしようもないところもあって、どういうふうにして人材を集めるか、機能をしていない状況の中で、非常に厳しい問題を抱えています。それらについて、実効性のある支援の方法をどのように考えているかお伺いしたいと思うのですけれども。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１０番髙松議員の農業コントラクター、あるいは酪農ヘルパー等に関します御質問にお答えさせていただきますが、議員が御発言いただきましたように、私も、見るにつけ、酪農家の方々が非常に本当に過剰な労働を強いられている状況にあることは常に認識をしているところでございます。まず、コントラクター事業につきましては、ヘルパーも同様でございますが、ＴＭＲも含めて、まず、毎日営農に携わっておられます酪農家あるいは畜産農家の方々の実態をしっかりと我々が認識した中で、現実に、例えば今、特に十勝あるいは網走地方においては、結構、コントラクター事業が定着してきております。しかし、では、その規模だとか、構想がここに合うかというと、非常に、なかなかハードルがあるなというふうに理解しております。ここの規模に合った、本当に手がけられるところから手がけるというようなことに、まず向けて進んでみたいというふうに考えているところでございます。

あわせて、ヘルパーにつきましても、現在２名の方が御活躍されているというふうに伺っておりますけれども、これとて、やはり、ただ労働力として確保すればいいということではなくて、専門的な知識を備えていなければ従事できないということで、これは北海道のみならず、本州からも、そういった北海道に酪農の興味をお持ちの方に声をかけるとか、そういったことで、まず酪農家が将来規模拡大なり経営効率化を図っていく上において、支援ができるような仕組みをまず手がけていきたいというのが私の思いでございまして、これから実現に向けて、いろいろ実際経営をされている方々の御意見を受けながら、仕組みづくりに着手してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（西村昭教君）　よろしいですか。

１０番髙松克年君。

○１０番（髙松克年君）　４点目として、本年度で畜産担い手整備事業が終わるわけですけれども、この事業の最大の眼目というか、それは草地改良、草地整備にあるわけですね。自給飼料の確保、購入飼料をより減らすということと、質のいい牧草を牛に食べさせるということが一番の大きな目標なわけです。１０年に１回ぐらいの更新ということを言われていますけれども、それが８年になれば、よりやっぱり栄養の効率はよくなるわけですから、それらに対しての重要な働きをしている事業だと思います。しかも、それが今回一区切りつくということで、これにまた、今の事業の中には施設整備も含まれています。若い人がこの事業を使って、みんなが、片方で草地改良をしている、片方では施設整備にかけるというようなことも含めて、それらを継続してほしいと思います。ここにも書かれているとおり、平成３０年からということですけれども、本当であればもう少し間を置かずにやられればよかったなという

ふうには思いますけれども、今後の事業採択には行政の強い支援が必要だと思うのですけれども、そのことについての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１０番髙松議員の畜産担い手事業に対します御質問にお答えさせていただきます。

畜産経営の中におきまして、品質の高い牧草を収穫するということは基本中の基本であるというふうに私も理解をしております。とりわけ草地の更新につきましては、やはり議員がお話しのように、なるべく短い周期で更新をしていくというのが品質のいい飼料を生産することにつながるというふうに思いますので、これについては、平成３０年度を新たな新事業の初年度として進めていこうというふうに思っておりますが、当然町としても応分の御支援をさせていただく予定でございますけれども、まずこれは、今回平成３０年度を目指しておりますが、この草地更新事業というのはエンドレスだというふうに考えております。現在、水田の基盤整備等が行われておりますが、これと同じでございまして、これは永遠に追求、追い求めていく課題だと思っておりますので、北海道、国に対しても、安心してこれからそういった畜産経営ができるような要望もあわせて行ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　１０番髙松克年君。

○１０番（髙松克年君）　次に、２項目めに移りたいと思います。この２項目めの１に挙げましたけれども、町で積極的に調達に取り組んでいくとありますけれども、現在、残念なことに、４事業所において、今ここに言われているように、１事業所で４０万円くらいの物品の調達しか町からは上がってきていないということについては、やはりここで一緒に住んで一緒に働いていく、一緒にまちづくりをしていく人に対してとか、町長は町の隅々まで目配りをしていこうということをうたっていますけれども、施設からの提供を待つのではなくて、町からやはりニーズをつくり出してあげるぐらいの優しさも必要なのではないかと。物品だけではなくて、いろいろな面で、やはりそれらについて町からのスタイルを示さないことには、昨年度も施設が一つ町の助成金も入れてできましたけれども、ハード面ができたとしても、そこで働いている、そこで暮らしている人たちのソフトの面が賄われないと、本当に意味のある町財政の使い方ということにはならないのではないかというふうにも思うのですね。

それで、ここにも書かれているように、ポプリとかあるのですけれども、それら以外に、やはり役務のほうでも、もう少ししっかりしたものを提供できるというようなふうにならないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１０番髙松議員の障がい者の就労施設等からの物品、役務の提供に関します御質問にお答えさせていただきますが、町といたしましては、それぞれの施設の運営者の方々に対しまして、定型的なリストをいただいて、その中からチョイスするというような方法はとっておりません。実際現場の運営を預かっている方々に対しまして、こういうことはできないでしょうか、あるいは、こういうものはつくれないでしょうか、あるいは、先方から、こういうものはできるけれどもどうだ、こういうお手伝いはできるけれどもどうだというようなことは、常にそういう情報共有、あるいは意思の疎通を図りながら現在に至っているということで御理解いただきたいと思いますし、これからも、不断にそういうような情報共有を図りながら、あるいは施設の実態を見ながら、この形がさらに進むこと、そして生きがいを持って暮らしていけるようなことに取り組むことは、これは基本でございますので、そういうふうに取り組んでまいるところでございます。

○議長（西村昭教君）　よろしいですか。

１０番髙松克年君。

○１０番（髙松克年君）　各事業体との、ほかの事業体との役務についても、関連があり、なかなか難しいところもあるのかもしれないのですけれども、今、町長が言われたような方向で、その中からでも、シェアしてでも、本当にそれこそみんなで、協働のまちづくりと言っているわけですから、そこら辺のことにも目を向けていってほしいと思います。

ここの中で、町の側には課題はありませんというような言い回しで言っていますけれども、この町で暮らして一緒にやっていこうとしている施設、事業所の利用者にすれば、もっとこの町で、みんなのところへ出て、一緒に働いて、本当にそれこそみんなに喜んでもらえる事業展開をしたいというふうに思っていると思うので、その意味でも、ぜひ今言われたようなことを念頭に、働きかけをお願いしたいと思います。

もう１項目めの、今年度、改正障害者雇用促進法が施行されていますけれども、法定雇用率に達していないという状況、理由として挙げている中に、管内で一緒にというか、合同採用というか、１次試験をしているその採用試験の問題があるように書かれているのですけれども、これを理由にと言ったら語弊がありますけれども、ここで総合採用のときに、

障がい者の受験の方法に差別をしてはいけませんよということが今回しっかり法制化されているわけですよね。そのことを理由にならないということだと思うのですけれども、今回１名の欠員ができていますけれども、それらを、普通の採用ででも雇用は可能なのかなと思うのですね。あえてそこの合同採用というか、そういうところへ持ち込まなくてもできるのではないかというふうに思うのですけれども、その点についてはどうなのでしょうか。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１０番髙松議員の障がい者の雇用に関します御質問にお答えさせていただきますが、少し誤解があったら、ぜひ御理解いただきたいと思いますが、現在町村会で実施しております統一試験につきましては、何ら制約をかけて募集をしている状況ではない、どなたでも受験していただけますよというようなことで、１００％門戸をあけております。そういうことで、どなたでも受験できるという仕組みになっていることを、まず御理解をいただきたいと思います。

さらに、最初の答弁でもお答えさせていただいておりますが、これは各町村が今同じような状況になっておりまして、積極的に、採用の中で、障がい者枠を例えば新たに設けるとか、あるいは障がいがあることがゆえに受験の際に配慮が必要な、仮にそういうような受験者がありましたら、それに対応するだとか、あるいは、見たり読んだり聞いたりということに対しましても対応できるような、そういう認識をみんなで共有したらどうだろうということはこれから課題となってくるかなというふうに思っているところでございまして、既に受験会場におきましては、例えばバリアフリー化の対応だとか、そういうことを配慮して会場も設定されておりますので、入り口で何か差別的な感じを受け取られるようなことはないということは御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　１０番髙松克年君。

○１０番（髙松克年君）　町の最高責任者でもあり任命権者の町長としては、ぜひ、今言われたようなことを配慮しているのであれば、もう７月の１日から募集というか、要項が出ていて、それが回る時期になっているわけですけれども、ことしそれが、その会場においてできるかどうか。聞いた話では、当麻では確実に１人、障がい者枠と言ったら語弊がありますけれども、採用しますというのを町村会に出しているという話を伺いました。そしてまた、労働基準監督署でも、これは国の意向を受けてだと思うのですけれども、その枠に達していない町村、地方自治体に対しての、そんなに強いことではないとは思いますけれども、聞き取りに歩いている部分もあるというようなことをお伺いしましたので、ぜひ、この町にもそういう施設があり、そういう人たちと一緒に暮らすということからすれば、そのことにも十分な、町の最高責任者としての配慮も含めて、ぜひ、期間の年度の途中であっても、採用することは可能だと思うので、よろしく配慮のほどをお願いしたいというふうにも思いますし、また、今後の町村会の採用の試験のときに、ぜひ、今言われているようなことを行えるような形で公表ができるというか、もちろん公表していないという意味合いではないのですけれども、応募がないからそれに対して対応しないというのではなくて、しっかりやっぱり、上川管内の町村会はそれをやっていますということを明記できるような形にしてほしいというふうに思います。

それで、最後になりますけれども、この町で、法はあるけれども運用面での問題があるとすれば、相互理解、職場での理解、いろいろなことがハードルとしてはありますけれども、バリアフリーもそうですね、うちらの町だとエレベーターとかありませんから、それらについても難しい問題と言えば一つあるのかもしれないのですけれども、それらも配慮した採用枠をぜひ設けてでもやってほしい。そして、今足りない１人の欠員をぜひ満たすような形に持っていってほしいと思います。

また、これが平成３０年に向かっての一つの改正もするよということなんかもうたわれているようですけれども、それらについても、ぜひ十分な配慮をしてほしいと思います。それについての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１０番髙松議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、障がい者の雇用促進につきまして、町としての、事業者としての、事業体としての考え方を申し上げてまいりましたけれども、例えば雇用達成率を満たしていないという状況の解消に向けましては、定数管理をしている中での職員数を年度途中で採用云々ということは、これはやはりルール上なかなか難しいかなと思いますが、自治体としては多様な働き方もあるわけでございますが、そういう中で、そういう就労を願っている方に対しましての対応ということは、それは柔軟に対応できると思いますので、これからも配慮していきたいと思います。

定数管理の中での職員採用については、先ほど申し上げましたように、町村会等の中でもう少し積極的に、障がいをお持ちの方も、どうぞ応募してくだ

さいというようなことは、これは必要かと思いますので、それは私も発信をしてまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、上富良野町で働く意欲を持っておられる障がい者の方々の受け皿ができるような努力は、これからも続けてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　よろしいですか。

以上をもちまして、１０番髙松克年君の一般質問を終了いたします。

次に、９番荒生博一君の質問を許します。

○９番（荒生博一君）　私、荒生博一は、さきに通告いたしました２項目５点について質問させていただきます。

１点目、防災対策について。

十勝岳大正噴火の泥流災害より９０年目のことし、熊本ではマグニチュード７．３の地震が発生し、多くの方々が被災されました。そこで、上富良野町の防災対策に関して町長の所信をお伺いいたします。

まず、防災訓練のあり方について。十勝岳噴火に対する備えだけではなく、地震に対しての訓練も必要なのでは。

２点目に、防災の拠点施設の耐震は十分か。役場庁舎及び消防庁舎等、本部機能の確保体制に関して伺います。

３点目に、避難所の確保体制について。１次避難所、２次避難所、福祉避難所の確保は整っているのか伺います。

２項目めは、商業振興策についてお伺いいたします。

本年３月に策定された上富良野町商業振興計画は、第５次上富良野町総合計画の商業分野の分野別計画として、平成３０年度までの３年間に進める取り組みとのことですが、そこで町長の考えをお伺いいたします。

１点目に、商業振興計画の重要項目が何か。

２点目に、３年間で具体的にどのようの進めていくのかお伺いします。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　９番荒生議員の２項目についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、１項目めの防災対策に関する３点の御質問にお答えをさせていただきます。

日本列島は四つのプレート上にあり、環太平洋造山帯の一部でもあることから、火山列島、地震列島などとも呼ばれております。近年におきましても、東日本大震災、本年４月の熊本地震、また、先日は、本日もでございますが、函館で震度６を記録する地震も発生しているところであり、加えて大小さまざまな火山噴火等、まさに火山列島、地震列島であることを実感するものであります。

本町も活火山十勝岳を抱え、大正１５年の噴火では、融雪型泥流の発生により大きな被害を受けた歴史を有しており、富良野断層帯の活動の想定や、近年の大雨による被害の状況などを踏まえ、平成２６年３月には、これまで十勝岳噴火災害への対応が中心でありました地域防災計画を、さまざまな災害に応じた計画に改編したところであります。

まず、１点目の防災訓練のあり方についてでありますが、本町では大正泥流を想定した十勝岳噴火総合防災訓練を毎年実施しており、地震を想定した訓練の実施をとの御提言につきましては、本町においては、これまで地震による被害は、震度４を記録した平成１５年の十勝沖地震時に簡易水道施設の水源に濁りが生じたという記録が残っているのみではありますが、この４月に発生した熊本地震の状況から、富良野活断層による地震も無視できないと思われ、御提言のように地震を想定した訓練も重要なものと受けとめております。

そのほかにも、水害や風雪災害など、さまざまな災害が想定される中で、それぞれの災害に応じた個別の訓練を実施することが望ましいとは思いますが、十勝岳噴火総合防災訓練で実施しております災害対策本部の設置や情報伝達訓練、また、避難所の設置や避難訓練のほか、救助救出訓練などは、さまざまな災害に共通する訓練ともなりますので、さらに総合防災訓練の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、地震については、前兆がなく突然発生する災害でもありますことから、本年度の職員研修及び防災士のスキルアップ研修におきまして、真冬の大地震を想定したＨＵＧ、いわゆる避難所運営ゲームでございますが、これを実施し、町の防災対策の課題を探りながら防災力の向上を目指してまいります。

次に、２点目の防災拠点施設の耐震度についてでありますが、役場庁舎及び消防庁舎は昭和４２年及び昭和４９年に建築された建物で、構造耐震指数、いわゆるＩｓ値におきましては、０．０９７から１．６０９までとなっており、建物の大部分が、震度６以上の大地震時には倒壊または崩壊の危険性がある建物に分類されるところであります。

このようなことから、役場庁舎や消防庁舎が本部機能を発揮できない場合は、情報システムのバックアップ機能も整備されております保健福祉総合センター「かみん」において本部機能を確保するよう想定しているところであります。

次に、３点目の避難所の確保体制についてでありますが、現防災計画では、屋内３７カ所、屋外１５カ所の計５２カ所の避難所を指定し、避難が長期に及ぶ場合には、社会教育総合センターに避難者を収容していくことなどを想定しておりますが、災害対策基本法の改正により、災害時の緊急の避難場所を指定緊急避難場所、一定期間滞在して避難生活をする学校、公民館等の避難所を指定避難所として区分されたことから、これらのことを踏まえまして、町民及び観光客等が迅速に避難できるよう、各住民会、自主防災組織等の御意見を反映しながら、新たな避難所の設置や、各避難所の対象区域、さらには大規模災害時の民間施設活用に向けた協定締結など、必要な見直し作業に現在着手しているところであります。

また、現防災計画では福祉避難所の指定はしておりませんが、福祉的機能を有する避難施設として、バリアフリー構造が確保されております「かみん」及びラベンダーハイツを想定しているところであります。特に事前避難が必要な場合における福祉的配慮の必要性が高い方につきましては、居住区域にかかわりなく、これらの施設に避難を誘導していくことも考えられることから、福祉避難所としての指定につきましても、現在作業中の見直しの中で検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、２項目めの商業振興策に関する２点の御質問について、関連がございますのであわせてお答えさせていただきます。

本年度から平成３０年度までを計画期間といたします商業振興計画につきましては、四つの基本方針を示し、それらの方針に基づき、有機的に施策の展開を図ろうとするものであります。その中で、具体的事業といたしましては、本年度からの新規事業として商工業者持続化補助事業、また、従来の新規開業・新展開事業についても制度の改善や見直しを行い、商工業者の皆様の経営基盤の安定・強化につながるよう施策を充実し、推進を図ってまいります。

また、本計画では、事業の取り組み項目に対し取り組み主体を定めておりまして、その中の多くの項目で、商業者または商工会みずからが実施主体となることとなっておりますが、町といたしましても、実施主体と一体となり必要な支援を行い、また、これらの事業は複数年次にわたって継続していくことも必要と思われ、次期計画へつなぐことも想定し、今後において着実に成果が上げられるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　再質問ございますか。

９番荒生博一君。

○９番（荒生博一君）　まず、１項目めの３点の質問の中より、１点目の防災訓練のあり方について伺います。

平成２６年３月に改編された上富良野町地域防災計画の中で、第３章、災害応急対策、第１節、動員配備対策に関してですが、現在、町が定めた指定避難所は、屋内３７カ所、屋外１５カ所、合計５２カ所を定めているところでございます。その中で、万一、震度６強の地震が発生した場合、配備要員は全職員となっておりますが、ここで１点確認させていただきます。それぞれの指定避難所にどの職員が配備されるのか実際に決まっているのか、お伺いさせていただきます。

○議長（西村昭教君）　総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君）　９番荒生議員の防災対策に伴います避難所の体制についての職員配備の体制でありますが、それぞれの避難所にどの職員が行くというところまでの細かな計画には、今現在、動員計画上にはなってございません。それぞれの災害のレベルに応じて、１次配備、２次配備、３次配備ということで、配備のレベルに応じて、求める職員の対応まで防災計画の中で示しておりますけれども、そのときに応じて、本部機能がスタートした時点で、どの避難所にどこの職員を配置するかというようなことを決めていくことになるのかなというふうに考えております。

○議長（西村昭教君）　よろしいですか。

９番荒生博一君。

○９番（荒生博一君）　今の実際の配置は、名前まではということで、その部署部署での役割を担うということでしたが、もし、あす地震が起きた場合、本当にこのような配置で大丈夫なのか。また、実際に、当時つくられたそういった諸資料をもとに、その後、人事異動ですとか、あとは新規職員の採用に伴い、新しい職員は特にまだ月日が浅い中、そういった職員自体の自覚とか、その認識ということにおいても若干不安を感じますが、まず、その新規職員に対して、こういった重要な案件を明確に伝達しているか確認させていただきます。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　９番荒生議員の防災対策に対します御質問にお答えさせていただきます。

まず、職員は、全ての職員において危機管理に対します認識を、職員研修等を通じて常にそういった緊張感を持って業務に当たるように、これは職務としてそれを果たすように指導もしておりますし、そういうような体制は整っていると理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君）　よろしいですか。

９番荒生博一君。

○９番（荒生博一君）　今の件は確認させていただきましたので、次に参りたいと思います。

現在、町で行っております十勝岳噴火総合防災訓練、あと、救助救出訓練は、私の知るところでは、十勝岳火山防災マップの融雪型火砕泥流予定到達範囲の、このマップ上でピンク色の位置を比較的重きに置き、マップ上ですと、この線路を区切り、線路よりも右側のエリアの方々という住民に関しては任意でということで伺っておりますが、こちらは、この線路よりもこちら側の住民の方々の危機管理意識というものに対しては、現防災訓練だけでは、その住民のそもそもの危機管理意識が極めて低いと思われますが、この件に関して町長はどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　９番荒生議員の防災対策についての御質問にお答えをさせていただきますが、議員が御懸念のような状況は否めないと思います。そういったところを補完するために、補完すると申しましょうか、その住民意識をしっかりと定着させたいという思いから、防災士という制度を設けまして、そういった方々の活躍を通じて、どの地域に住んでおられる方も、どのような災害に遭遇しても対応できるようなスキルを上げていきたいということで、防災士等の配置というものはそういうところに主眼を置いてできた制度だということで御理解いただきたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　よろしいですか。

９番荒生博一君。

○９番（荒生博一君）　やはりすぐにでも、前兆がなく突然発生する地震災害に備え、全住民の防災意識向上を図る意味においても、個別訓練が難しいのであれば、現在行っている総合訓練の中に組み込んだりといった形で、早期に必要と考えますが、町長の考えを伺います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　９番荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

そういった対応を充実させていくということは非常に大事でございますので、今後、総合防災訓練を組み立てる中で、どういったような、そういう配慮をですね、いろいろな地域の方、あるいはいろいろな災害を想定した訓練ができるかということは、これから大いに、今現在、かなり見直し作業を進めておりますので、その中に反映させていきたいと思いますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　よろしいですか。

９番荒生博一君。

○９番（荒生博一君）　それでは、次に１項目めの２点目の防災拠点施設の耐震は十分かに関してお伺いいたします。

まず、役場庁舎が昭和４２年、それから消防庁舎が昭和４９年とのことで、昭和５６年６月１日に施行された新耐震基準、これは、この施行される３年前に宮城県沖地震をきっかけに新基準に移行されたものです。いずれの建物もこの新基準前に建てられたため、大部分が震度６以上の大地震時には倒壊または崩壊の危険性がある建物に分類されるとおっしゃいました。ここで確認させていただきます。震度６強の大地震が発生し、建物が倒壊した場合、消防の緊急車両等が配備されておりますそういった車庫などが一部倒壊もしくはゆがみ等で、急を要する有事に対応できなくなるような問題が、これもいつ起こるかわかりません、そういった諸問題に対しての町長の考えは、どのような考えをお持ちか、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　９番荒生議員の、施設等に関します地震に対する備えについてお答えをさせていただきます。

まず、冒頭お答えさせていただきましたように、残念ながら、現在、災害対策本部を設置を予定しております本庁舎、あるいは災害の現場を担っていただきます消防庁舎、これらについて、残念ながら耐震基準にははるかに及ばない状況でございます。思いとしては、これはもう皆さん共有していただけると思いますが、やはりそのような地震災害に耐え得る施設に整えていくことは、これはもう望ましいことでありますし、そうしたいのはやまやまでございますが、現実には非常に多くの投資を必要とすることから、多くの自治体が非常に悩ましい状況の中で仕事をしている状況にございます。とりわけ、今、消防庁舎等についての御懸念もお示しいただきましたが、私も全く同じような心配をしているところでございます。消防現場におきましては、そういったことも常に念頭に置いた車両管理だとか、あるいは、そういったことは常に申し上げておりますので、現場においてそういうときに対応できるような具体的な方策は現場で持ち合わせているというふうに思いますので、ぜひ、願わくば、そういったことに耐え得る施設に改築できることが望ましいのですが、現在は、現実的な対応をどうするかということに努めているところだということを御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　よろしいですか。

９番荒生博一君。

○９番（荒生博一君）　それでは、本部機能を、万一、震度６以上の倒壊、崩壊が伴い、「かみん」に移転した場合、全てのシステムのバックアップは本当に、もし、その役場庁舎の中のサーバなどが破壊されたときに、住民サービスを行う重要拠点となり得る本部機能を１００％「かみん」で、システム自体の復旧も含め、担えるのかどうか、確認させていただきます。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　９番荒生議員の、本部機能の維持についての御質問にお答えさせていただきますが、バックアップ機能については既に完備しております。ただいまをもっても、全てのシステムをバックアップできるような備えが「かみん」にありますので、それは十分に備えができているというふうに理解しております。

○議長（西村昭教君）　よろしいですか。

９番荒生博一君。

○９番（荒生博一君）　それでは、次に１項目めの３点目の避難所の確保体制についてお伺いいたします。

本年４月、熊本地震では、福祉避難所が施設自体の被災や人員不足などにより十分に機能しなかったことが問題視されております。現在、道内１７９市町村のうち６１の自治体が１カ所も福祉避難所の指定がないという中に、残念ながら当町も入っておりますが、現在指定はないが、「かみん」やラベンダーハイツを想定しているということですが、もし、６強の地震があった場合、例えば、ラベンダーハイツにおきましては既に指定避難所になっております。また、「かみん」は本部機能を担う重要な拠点になります。そういった中で、この福祉避難所の機能を果たせるようなスペースの確保ができるのか、そこを確認させていただきます。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　９番荒生議員の、避難場所についての御質問にお答えさせていただきます。

とりわけ福祉機能を有した、いわゆる福祉避難所につきましては、仮に本部機能が「かみん」に行かざるを得ない状況を想定いたしましても、「かみん」の中でそういう福祉的なバックアップをできるような避難所としての機能、あるいは、ラベンダーハイツにつきましても、スペース的にそれは、ラベンダーハイツ等については一定程度の限界はあるかと思いますが、「かみん」につきましては、そういったサポートはできるというふうに、それだけのスペースはですね、想定をどこに置くかによってこれは変わりますけれども、一般的な想定の中では、「かみん」において、その対応は可能だというふうに理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君）　よろしいですか。

９番荒生博一君。

○９番（荒生博一君）　健康な人と同じ避難所で生活するのが難しい災害弱者にとって、福祉避難所は不可欠だと考えます。ぜひ早期に対応を求めたいと思います。

次に、２項目めの商業振興策についてお伺いいたします。

今回策定されました上富良野商業振興計画は、さまざまな調査を行い、現状と課題、基本方針、施策展開、そして施策体系を、実施主体を明確にすることで、それぞれの施策実施に際しての役割分担を明確に行っております。町長の答弁どおり、実施主体の多くは商業者と商工会、こちらが主体になっております。そこで、１点確認させていただきます。この計画に対しての実践プランなどの作成等は、商工会と連携して、今後考えているかどうか、御確認させていただきます。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　９番荒生議員の、商工振興策に対します御質問にお答えさせていただきます。

本計画をもって想定しております方針あるいは施策展開の中におきまして、さらにその精度を上げていく上においての実践プラン、実践計画等に進めていくことは、私どもとしても大いに期待しているところでございまして、ぜひそうなってほしいというふうに理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君）　よろしいですか。

９番荒生博一君。

○９番（荒生博一君）　最後に、この計画策定に至っては、当町の緩やかな人口の減少、商店数の減少、それから空き店舗の増、さまざまな要因から、町内で買えない商品の増加や買い物弱者の問題などにより、町民が以前のように快適に楽しく買い物ができる環境を整え、町民消費の増加をさせ、町内ににぎわいを取り戻すため策定されたものと考えております。現在、商店街、こちらもいろいろ、町中に銀座通ですとか、そういった飲食店の集合体を、現在商店街と、私自体も思っている、ほかにおいては、その商店街という町並みはおろか、もう、点で存在をされている、今本当にこの商業振興計画でこの諸問題を解決し、また再び以前のような上富良野町ににぎわいが戻ってこられるかどうか、今の町長の所信をお伺いします。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　９番荒生議員の、商工振興についての御質問にお答えさせていただきます。

今回、商業振興計画を策定するに当たりまして、

町ではサンプル数１，０００前後の皆さん方からアンケート調査等を行いました。商業振興計画をごらんになっていただければおわかりかと思いますが、これは、町民の皆さん方、非常に示唆に富んだ内容のお答えをいただいております。そういう中から、一つ一つ、対応ができるものから改善に向けて、あるいは新しい形づくりに向けていく、そういうきっかけの芽が、いっぱいあの中には私は詰まっているというふうに思います。私も議員のように、町はあっても街がないと、要するに、点はあるけれども固まりがないということは、そうだなというふうに思っております。常に申し上げておりますが、やはりかつてのにぎわいを戻したいというのが一番の願いでございます。しかし、それには幾つもの、やはりハードルを越えていかなければならない実態もございます。どういうところにそういう課題があるかということも、あの商業振興計画の中で述べさせていただいておりますので、これからいよいよ、仏をつくりましたので魂を入れていけるような取り組みに力を注いでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　よろしいですか。

以上をもちまして、９番荒生博一君の質問を終了いたします。

まだ時間がありますけれども、私、午後から不在となりますので、午後の運営、本会議につきましては副議長の村上副議長にお任せをしたいと思いますので、一般質問についてはこれで終了いたしまして、午後１時再開といたしたいと思います。

午前１１時４５分　休憩
午後　１時００分　再開

○副議長（村上和子君）　午前中に引き続き会議を再開し、一般質問を続行いたします。

１番中澤良隆君の質問を許します。

○１番（中澤良隆君）　私は、さきに通告した２項目について質問をさせていただきます。

まず、１項目めの認知症患者の現状と予防対策についてお伺いいたします。

高齢化の急速な進行に伴い、国では、団塊世代が後期高齢者になる９年後の２０２５年に、５人に１人が認知症を患うと予測をしています。同様に、上富良野町においても認知症高齢者は増加する傾向にあることは確かであります。認知症高齢者の急激な増加と認知症患者を抱える家族の大変さが大きな社会問題となってきています。認知症対策は、現在においても将来においても、上富良野町の最も重要課題の一つであるとの認識から、町の対策についての考えを質問させていただきます。

１点目ですが、上富良野町の認知症高齢者の数と軽度認知障がいの方を加えた推計についてお伺いいたします。

２点目は、住みなれた地域で在宅での生活を続けていくためには、ふだんからの認知症を予防する対策が重要と考えます。本町の予防対策の取り組みについてお伺いいたします。

３点目は、気安く相談できる認知症相談窓口が必要と考えます。我が町の認知症相談窓口はどこで、その住民周知は十分か、お伺いをいたします。

また、新オレンジプランの中では、専門職の認知症地域支援推進員の配置を進めていますが、推進員を配置する考えがないか伺います。

４点目ですが、認知症患者や家族を支える地域づくりが重要です。地域を支える認知症サポーターの充実が急務であります。我が町の認知症サポーターの取り組み状況と養成講座受講者数、今後の養成計画について伺います。

最後、５点目ですが、判断能力が不十分な方々を保護する役割の市民後見人について、養成に対する進捗状況についてお伺いをいたします。

次に、２項目めの２０１５介護保険法改正に伴う取り組み状況について質問をいたします。

介護保険制度が改正され、要支援１・２の方が使っていた訪問介護と通所介護が全国一律の事業から市町村の事業に移り、特別養護老人ホームへの入所は、原則、要介護３以上に限定されることになります。また、利用者の自己負担の割合が、一定以上の所得のある人は１割負担から２割負担になるというのが主な改正点であります。私がこれらの改正点の中で特に関心を抱いているのは、要支援１・２が市町村の事業になるということです。このことは、市町村間の格差を生み、対応がまちまちになるおそれがあると考えます。現時点で上富良野町はどのような具体的方針のもと、どのように取り組みを進めようとしているのか伺います。

１点目ですが、介護予防、日常生活支援事業への取り組みは、予定どおり平成２９年４月から実施することに変更はないか伺います。

また、平成２９年４月までにどのようなタイムスケジュールで準備を進めようとしているのか伺います。

２点目ですが、現在の介護予防サービスの利用者は、新制度に移行になっても今までと同様に、訪問介護、通所介護が受けられると解してよろしいか伺います。

また、利用者の負担は現在の利用料と大きな変化があるのか、あわせてお伺いいたします。

３点目、要支援１・２が市町村事業になり、訪問通所介護は保険給付から切り離されます。サービスの担い手がボランティアやＮＰＯ法人が中心となりますが、本町において担い手となるボランティアやＮＰＯは十分な状況にあるのか。また、既存の組織で対応しようと考えているのか、新たに組織化しようと考えているのかをお伺いいたします。

以上です。

○副議長（村上和子君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１番中澤議員の２項目についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、１項目めの認知症対策に関します５点の御質問にお答えさせていただきます。

１点目の、本町における認知症の方の推計についてでありますが、平成２７年度に実施いたしました高齢者実態調査の結果におきましては、認知症の判断基準であります日常生活自立度が中重度である２以上の方は２６７人でありますが、比較的軽度であります日常生活支援自立度１の方１０５人を加えた人数では、３７２人となっております。日常生活自立度が中重度である２以上の認知症の中で６５歳以上の高齢者が占める割合は８．２％であり、国の推計と比較しても低い水準にあります。今後の推計ですが、ここ５年間の高齢者実態調査の結果を見ましても、１０％前後の発症率で推移してきていることから、今後も同様の傾向で推移していくかと推測しているところであります。

次に、２点目の認知症予防の取り組みについてでありますが、認知症の発症には生活習慣病が起因していると言われており、その予防のために、本町においては特定健診や保健指導を中心とした健康づくりの充実に努めているところであります。あわせて、介護予防事業といたしまして、生きがいデイサービスお元気かいのほか、老人会等に対して認知症予防学習会を実施いたしております。また、本町においては多くの介護予防自主グループが活動されており、定期的な講師派遣や活動に対する会場使用料の減免等も行い、自主グループの育成支援を行っているところであります。これらの取り組みの成果が、現在の認知症の発症率や介護認定率の増加抑制につながっているものと理解しているところであり、引き続き、認知症予防対策に努めてまいりたいと考えております。

次に、３点目の認知症の相談窓口についてでありますが、専門職を配置しております地域包括支援センターが認知症に関する総合相談窓口となっており、住民への周知につきましてはホームページや広報を通じて行っております。また、認知症地域支援推進員につきましては、医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の方と家族を支援する相談業務等がその役割となっておりますが、地域包括支援センターにおける専門職がその役割を担っていることから、現在、認知症地域支援推進員の配置については考えていないところであります。

次に、４点目の認知症サポーターの養成についてでありますが、町におきましては、平成２１年度より認知症サポーターの養成と、その講師役でありますキャラバンメイトの養成を実施しているところであります。平成２８年３月末現在におきましては、キャラバンメイト９人養成する中で、認知症サポーター養成講座を９回開催し、合計１９６人の認知症サポーターを養成してきたところであります。今後におきましても、認知症になっても引き続き安心して暮らせるまちづくりを推進するため、幅広く認知症サポーターの養成に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、５点目の市民後見人の養成等についてでありますが、高齢化の急速な進行により必要な制度であることは認識しておりますが、成年後見制度を利用する状況には至っていないものの、日常生活に不安があり、福祉サービスの利用手続や生活費の管理などのサポートを行う日常生活自立支援事業の利用希望はふえてくるものと思われることから、制度の周知は積極的に行うことが必要と認識しており、これまでも日常生活自立支援事業の利用促進に向けて、社会福祉協議会に御協力をいただきながら事業の取り組みを進めてきたところであります。

御質問の市民後見人の養成に対する進捗状況についてでありますが、まず、住民周知につきましては、町のホームページやパンフレットの配付、個別の研修会等により周知を図っており、さらに昨年度からは出前講座にもメニューを設けているところでありますが、前回御質問いただいた昨年の９月から現在まで、出前講座については要請がないことから、実施には至っていない状況にあります。今後におきましては、富良野圏域で成年後見人制度についての研修会も予定されており、それらも含め、研修会や養成講座の開催や情報の周知を図っていきたいと考えているところであります。なお、市民後見人養成講座修了者につきましても、４人からふえていない状況にありますので、今後においては制度に対する関心度を高めるような取り組みを検討していく必要があると考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、２項目めの介護保険法改正に伴う取り組み状況に関する３点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、１点目の介護予防日常生活支援総合事業の開始時期についてでありますが、現行の介護予防サービス利用者が適切なサービスを引き続き安心して受けられるよう体制を整え、平成２９年４月から実施する予定で準備を進めているところであります。また、移行までのタイムスケジュールでありますが、これまで厚生労働省が示したガイドラインに基づきまして、関係機関との調整や地域ケア会議等での協議等を進めておりまして、現在、これらを踏まえた中で新しい総合事業の素案を策定し、さらに関係機関やサービスを提供する事業所等と協議を重ねるとともに、介護保険事業運営協議会や地域ケア会議からも御意見をいただき、おおむね本年秋までに成案を得たいと考えております。その後、議会への説明、住民周知、実施に向けての要綱整備等を行い、平成２９年４月に向けて円滑な移行を図りたいと考えているところであります。

次に、２点目の現行の介護予防サービス利用者についてでありますが、議員御発言のとおり、既に要支援認定を受けられている方につきましては、新しい総合事業に移行後、町が事業実施主体となっても、従来どおり、訪問型サービス、通所型サービスが受けられることとなっております。また、利用者負担についてですが、利用するサービスの種類によりますが、現行の訪問介護、通所介護相当のサービスを利用する場合、ガイドラインにおきまして国で示した介護報酬の基準を上回らないように策定することとなっておりますので、現行の利用料と大きく変化することがないよう設定したいと考えております。

次に、３点目のボランティア、ＮＰＯについてでありますが、改正介護保険法においては、要支援１・２の訪問介護、通所介護の利用者は、介護予防給付から町が実施する地域支援事業に移行することとなりますことから、新しい総合事業の趣旨であります地域の実情に応じて多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで要支援者に対する効果的かつ効率的な支援が可能となるよう準備を進めておりますが、現行の訪問介護、通所介護相当のサービスを基本とした中において、どのように多様なサービスが構築できるか検討しているところであります。したがいまして、現行の訪問通所介護相当のサービスの担い手につきましては、専門的な知識や技能を持った介護サービス事業者を指定する予定でありますが、それらに加えて、多様なサービスの担い手の一つとして、ボランティアやＮＰＯ法人も加わっていただくことで多様性が期待できると思われ、それらの対応が可能かどうか検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○副議長（村上和子君）　再質問ございますか。

１番中澤良隆君。

○１番（中澤良隆君）　今、認知症を取り巻く社会問題として、京都では、忍びなく、子が認知症の親を殺める事件が起きたり、また、愛知県では、徘回中に列車事故に遭い、死亡事故が起き、管理責任から家族が多額の損害賠償金が求められる裁判等が起きております。この認知症というのは、本人にとっても家族にとっても悲惨な事例がたくさん起きているところであります。長寿になれば、ほぼ全員がなる疾患であり、認知症対策は上富良野町の行政課題の中でも優先度が高いと考えております。

そこで、まず、町長の認知症に対する認識と認知症対策についての基本的なお考えをお聞かせください。

○副議長（村上和子君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１番中澤議員の認知症に対します基本的な認識等についての御質問にお答えさせていただきます。

議員御発言のとおり、認知症という症状につきましては、長寿社会を迎えた中で、新オレンジプランの中でも既に示されておりますように、推計されておりますように、認知症を患われる方がふえていくという傾向は、私もそのとおりであろうというふうに思っております。また、認知症があるがゆえに、御家族の方々を含めて多くの苦労があるというようなことも推察できることから、これは地域として取り組んでいかなければならない大きな課題だというふうに考えておりますし、もちろん、さきの御答弁でも申し上げましたように、健康維持を図っていくことは基本でございますが、図らずも、そういうような症状があらわれることに至った場合については、町が地域としてしっかりと支えていけるような仕組みに力を注いでいく必要があるというふうに基本的に認識しているところでございます。

○副議長（村上和子君）　１番中澤良隆君。

○１番（中澤良隆君）　一応、認識としては重要なことであり、また、認知症対策をする上でやっぱり重要になってくるのは地域づくりだという答弁であったかなと。私もまるっきりそのような認識を持っていて、これから超高齢社会になって、５人に１人とか、そういう形になっていったとき、本当に行政だけでは支えられない、また、自分だけでも難しい、そうなってくると、何かといったら、やはり地域が大切だと思います。そういうことで、前向きな御答弁をいただいたということで認識をいたしたいと思います。

次に、認知症の把握についての御質問をさせてい

ただきます。お答えの中では、町では毎年行っている高齢者実態調査で把握をしている数字が、先ほど町長のほうから御答弁いただいた数字なのかなと思っております。今の把握方法が町長は最善だというふうにお考えか、まずはお聞きをいたしたいと思います。

○副議長（村上和子君）　保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川徳幸君）　ただいまの１番中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

認知症患者の把握方法についてですが、先ほど御答弁させていただいた数字については、毎年民生委員さんに御協力いただきまして、認知症高齢者という形で一定の判断基準を持って調査していただいた結果でございます。私どもは、それにあわせまして、こちらに来ている、地域包括センターにさまざまな高齢者の方が相談に来ていますけれども、その部分についての把握、あわせて病院からの情報、あるいは、毎年特定健診等をやっていまして、保健師の個別相談もやっていることから、そこら辺についての情報交換等々を総合的に、いろいろな面から把握している状況です。

以上です。

○副議長（村上和子君）　１番中澤良隆君。

○１番（中澤良隆君）　今の御答弁では、一応、高齢者実態調査プラス特定健診等での保健師さんの情報提供とか、そこを組み合わせて把握しているのだという認識でよろしいでしょうか。

○副議長（村上和子君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（北川徳幸君）　そのとおりでございます。

○副議長（村上和子君）　１番中澤良隆君。

○１番（中澤良隆君）　私は、きょうもたくさん見えていますけれども、三十数名の民生児童委員さんの方々が地域に入って認知症を把握すると。三十数名の方が等しく同じ尺度で認知症患者さんを把握できるかというと、これは民生委員さんが悪いということは全然言うつもりはなくてですが、やっぱり非常に無理があると思うのですよね。今、軽度認知障がいや何かの中でも、また、家族の人が、自分の家庭の中で旦那さんや何かが認知症にかかっているか、やや２年ぐらいかかるとも言われていることがあります。そんなような中で、民生委員さんとか、当然そういう地域の情報というのは必要だとは思いますけれども、やっぱり今の時代、血液検査でも出る、認知症を判定することができる、また、長谷川式認知症判定法とか、いろいろなことが出てきていますので、私は、専門の、例えば包括支援センターとか保健師さんや何かが認知症の把握に当たることが、より、次の段階でいいと、いいといいますか、万全の対策を講ずることができるのではないかと、そんなことを考えています。町長のお考えをお聞かせください。

○副議長（村上和子君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１番中澤議員の、認知症に関します御質問にお答えさせていただきます。

認知症の把握につきましては、あるいは押さえ方につきましては、多くの皆さん方の、特に民生児童委員の皆さん方が今前線で活躍していただいておりますが、先ほど担当課長のほうから申し上げましたように、特定健診時、あるいは病院からの情報、さらには個別に支援を受けられた中での情報等、そういったものを複合的に重ね合わせて認知症の把握、さらには、その前段で、まずそういったことに対する気づきが非常に重要になってくるというふうに思っております。そのためには、やはりいろいろな機会を通じて住民の皆さん方に認知症の前兆現象と申しましょうか、そういったことに対する気づきから、ＰＲ、あるいは、そういう周知をしていくことが的確な情報収集につながるものというふうに考えておりまして、現在ありますさまざまな認知症の判定する仕組み、それもありますが、それらだけに頼るのではなくて、やはり日常生活の中で気づきとともに、皆さんがそういうことに関心を持つことは、正確な情報、正確な実態を把握できることになると思いますので、今これで行くということではなくて、できることを重ね合わせていくというふうに考えているところでございます。

○副議長（村上和子君）　１番中澤良隆君。

○１番（中澤良隆君）　しつこく私が言うのは、やっぱり実態、現状を知るということから、対策とかいろいろなことが生まれてくると思うのです。多分、上富良野町と九州のほうの町村や何かも違ったことが、認知症の発症や何かの原因があるかもしれません。そんな中で、やっぱり客観的に、今、科学的にといいますか、そういうような把握の仕方がやっぱり重要だと思いますので、ぜひ、今、町長もお答えいただきましたが、複合的にということをおっしゃっていただきましたが、やはり、もっとどうすれば我が町のそういう人たちを把握することができるのか、そして対策を講ずることができるのか、研究を進めていただければと思います。

それでは、次に移りたいと思います。

認知症の本町の予防対策の取り組みについてということですが、今、町長がまさしく言われましたように、認知症対策で重要なことというのは、やっぱり早期の気づきと早期の対応だと言われています。軽度認知障がいを持っている方が、先ほどの報告では１０５人ということで受けとめをいたしています

が、この方たちへの対策は早急にすべきだと思います。と申しますのは、認知症は早く対応することによって進行をおくらせるということができて、認知症の症状をとめることができるということが言われていますので、この早期の対応というのが大変重要だと考えます。そこで、具体的な取り組みについてお聞かせをいただきたいと思います。

○副議長（村上和子君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１番中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

軽度の認知症の皆さん方に対します取り組みでございますが、まず、軽度であろうと、認知症であるということを前提に対応するという対処療法も一方では大事でしょうが、やはり、認知症であっても不自由なく暮らしていけるようなサポート、そして、周りがそういうように支えるという、まず仕組みが私は前提にあるべきだというふうに考えておりまして、認知症だから認知症らしく対応するということは、むしろ避けるべきだというふうに考えておりまして、改善できるようにサポートするような方策に力を入れていくべきであろうと。そして、そういう中でも、進んでしまわざるを得ない方につきましては、しっかりと対処療法も含めて対応していくことが肝要かというふうに考えているところでございます。

○副議長（村上和子君）　１番中澤良隆君。

○１番（中澤良隆君）　本町では、平成２６年２月に健康づくり推進のまちを宣言しました。健康の中でも、この認知症予防対策は、私は最重要課題だと思っております。私も認知症にはなりたくないと思っている一人であります。やはり認知症にならないためには、適度な運動とか、それから脳への刺激だとか、それから人との交わりというのが非常に大切だと言われています。お答えの中で、予防のための教室等についてもうたわれていましたけれども、現実、今、ふまねっとや何かも非常にうちの町ではやられている方が多くて、そういうことが功を奏して、多分、認知症になってくる方が少ないのだと思っています。そこで、このふまねっとや何かについても、ぜひ行政として支援等を前向きにしていただく考えはないのか、町長のお考えを伺いたいと思います。

○副議長（村上和子君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１番中澤議員の認知症に対します対応についての御質問にお答えをさせていただきます。

重複するお答えになるかと思いますが、現在、町におきましては、そういった認知症を予防するためのさまざまな活動をしていただいておりますグループ団体、そういった方に対しましては、そういった活動がしっかりと根づくように支援対策を構築するとともに、活動に対しましても応援をさせていただいている状況でございまして、そういった輪がさらに広がることを期待しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（村上和子君）　１番中澤良隆君。

○１番（中澤良隆君）　やはり行政がやらなければならないのは、その条件整備とか、やっぱり地域リーダーを育てていくことなのかなと、そんなふうに思っていますので、ぜひ地域リーダーの育成等にも意を注いでいただければなと思っておりますが、町長のお考えは。

○副議長（村上和子君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１番中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員御発言のとおり、まず、そういった取り組み、活動に対しましては、やはりそういったリーダーが、まず先駆的に活動していただける方が育っていくことが大変重要でございますので、町といたしましては、さまざまな機会を通じて、そういうリーダーが育っていくような支援もしっかりと行っていきたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○副議長（村上和子君）　１番中澤良隆君。

○１番（中澤良隆君）　力強い御決意をいただきました。

それでは、３点目に移りたいと思います。３点目は、認知症相談窓口と新オレンジプランで言われている認知症地域支援推進員の配置についてお伺いをいたしたいと思います。相談窓口は、今御答弁の中では、地域包括支援センターが担当してやられているということで認識をいたしたところですが、私は、やはり相談窓口の重要なことは、家族の方などが、いつでも、すぐに、そして気軽に、また、プライバシーがしっかりと守られると、そういうことが保証されるということが大切だと思います。それに加えて、その相談窓口が町民の方に十分周知されている、ちょっとうちのお父さんおかしいなと思ったら、まずは気軽に相談に行ける場所、そういうところが必要だと考えていますが、今、当然、地域包括支援センターで十分な体制でやられていると思いますが、今後について町長のお考えもあわせて聞きたいと思います。

○副議長（村上和子君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１番中澤議員の、認知症に対します地域支援推進員事業につきましての御質問にお答えさせていただきます。

現在、そういった相談業務につきましては、町に

おきましては地域包括支援センターにおきまして対応させていただいております。議員からお話ありましたようなきめ細かい相談、あるいはプライバシーへの配慮、そういったことを最大限配慮した中で相談業務を行っております。しかし、その現在の対応が、今後を考えたときに十分かどうかということは、これは一考を要する要素かなとは思っております。しかしながら、そういったことで、例えば人材が十分でないことによる御不便や御不自由を相談者の方に与えるようなことがあってはならないと思っておりますので、この取り組みに関しましては、その時々の状況を見きわめて適切に対応してまいりたい、人材確保も含めて対応してまいりたいと考えております。

○副議長（村上和子君）　１番中澤良隆君。

○１番（中澤良隆君）　認知症地域支援推進員の件ですが、今、御答弁の中では、配置をする予定はないと。私も、上富良野町ぐらいの町村規模であれば、その必要性は余りないのかなと。そのかわり、先ほど言った地域包括支援センターがやっぱり充実していくことが大切だと思っています。それから、認知症地域支援推進員の主な業務の中に、私は、町長が冒頭で言われたような地域づくり、みんなで支え合う地域づくりに推進員の方がなるべきだと。そうしたときに、包括支援センターの今のスタッフ体制で十分なのか、また、そういうことにも力を注いでいけるのかというところにちょっと疑問を感じているところがあります。そういうことで、今言った支援推進員というものを置くとかではなくて、やはり地域に輪を広げていく取り組みというのを町ではどのように考えているかをお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（村上和子君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１番中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

地域支援推進員の特定したポジションとしての配置ということは現在想定はしておりませんが、先ほど申し上げましたように、地域包括センターの中で、その仕事の中でそういった業務も取り込んでいくことが、これからも継続してまいりたいと考えておりますが、議員のお話ありました、地域がそういったことの認識を持って認知症の予防に努めていくような仕組みづくりは、これから特に求められるであろうというふうに考えております。先ほども申し上げましたように、現在の地域包括支援センターの中で、そういった業務も想定して、そして十分な体制かどうかということは検証してまいりますので、そういった中で、トータル的にこれは人手が十分ではないと、あるいは、いろいろ工夫によっては対応できる、その辺は今後見きわめてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと存じます。

○副議長（村上和子君）　１番中澤良隆君。

○１番（中澤良隆君）　それでは、４点目に移りたいと思います。４点目は、認知症サポーターの関係であります。私は、認知症のサポーターの養成が、今までのやりとりの中でも重要だと考えています。キャラバンメイトが９名、そしてサポーターが約２００名ということであります。認知症になっても住みなれた上富良野町で生活を継続する、正しく認知症を理解するサポーターがふえることが大切だなと思っているところであります。この認知症サポーター養成についてのお考えをお聞かせください。

○副議長（村上和子君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１番中澤議員の、認知症のサポーター養成についての御質問にお答えさせていただきます。

このサポーター制度につきましては、現在２００名近い方がサポーターとして一定程度の勉強を済ませているところでございますが、しかし、数がいればいいということでもありませんので、しっかりと、そのサポーターとしての役割を、機能を果たしていけるような、行政といたしましてはそういう環境整備を整えることの責務がございますので、養成を図ることとあわせて、サポーターの皆さん方がいろいろ現場で悩まれたり、あるいは気づかれたりしているようなところを、行政といたしましてはしっかりと仕組みの中でお手伝いしていくようにしたいと。あわせて、サポーターの養成は、これは時代の要請でございますので、引き続き行っていく必要があると認識しているところでございます。

○副議長（村上和子君）　１番中澤良隆君。

○１番（中澤良隆君）　先ほど１回目の答弁の中で、幅広くサポーターを養成していきたいとお答えをいただきました。幅広くとはどのようなことかなと私なりに捉えてみましたけれども、第６期の介護保険事業計画、またオレンジプラン等でも言われているわけですが、教育の場においてもサポーター養成講座などの開催が必要だと、子どもたちにも認知症の正しい理解を進めるために開催すべきであるというようなことが書かれています。幅広くとは、そのようなことを考えていることでよろしいでしょうか。

○副議長（村上和子君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

幅広くサポーターを養成したいということでございます。これは、例えば年齢、性別を、あるいは職

域、そういったさまざまな仕切りを越えて、広く、今、教育分野についてもお話しいただきましたけれども、まさしく、特に若い人たちについてはサポーターとしての役割は果たして担っていただけるような状況になるかどうかは別といたしまして、そういった方々にも認知症に対するサポーターという一つの仕組みを通じて理解をしていただく、そういう土壌はつくっていかなければならないというふうに思うところから、幅広くという認識を持っているところでございます。

○副議長（村上和子君）　１番中澤良隆君。

○１番（中澤良隆君）　今、認知症サポーターについてでありますが、余り認知症サポーターが、活動とかそういうことには想定がされていないのか、制度として、そうやって捉えていますが、ただ、私は、せっかく今２００名もいらっしゃる、キャラバンメイトも９名もいらっしゃる、ますますふえてくるというようなことがあれば、私は、地域づくりにもこのサポーターの方たちを活用することをやっぱり行政でも考えるべきだなと、そんなことを思うところであります。今後、この認知症サポーターの活用方法等について町長のお考えをお伺いいたします。

○副議長（村上和子君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１番中澤議員の認知症サポーターについての御質問にお答えさせていただきますが、認知症サポーターの方々が、サポーターとしての一つの枠と申しましょうか、一つの仕組みの中で活躍していただくというよりは、認知症サポーターとして認知症に対する知見を持っておられるその能力を、さまざまな自主活動だとか、あるいは地域活動の中で発揮していただく、そういうことも非常に大事であろうというふうに思っておりますので、認知症サポーターとしての組織として御活躍いただくというより、日常生活の中で、それぞれの地域、グループの中で、その働きをしていただくことのほうが、実際のサポーターとしての働きを発揮できるのではないかというふうに考えているところでございます。

○副議長（村上和子君）　１番中澤良隆君。

○１番（中澤良隆君）　それでは、次に移りたいと思います。市民後見人の関係です。これにつきましては、答弁の中で、余り需要がない、また、講座希望もないというようなことであります。当然、この必要性はあるのでしょうけれども、では、今すぐうちの町に必要なのかというと、そうでもないというような答弁なのかもしれません。私も、それであれば、当然、行政の判断でありますでしょうから、それで結構だと思いますが、やはりこれは長い目で、やっぱり徐々に育てていくということも必要だと思いますので、今後、そこに御期待を申し上げたいと思いますので、町長のお答えがあればお聞かせください。

○副議長（村上和子君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１番中澤議員の、後見人制度についての御質問にお答えさせていただきます。

現在、町におきましては、権利保護だとか、そういったことに対します法的な養護保護、そういう対応が必要な方につきましては、例えば行政書士、司法書士、そういった専門家の方々の手をかりて、しっかりと見守る仕組みを持っているところでございまして、一方、日常の生活、あるいはそういったことに対しましてのサポーター、後見につきましては、いろいろＰＲもさせていただいておりますが、なかなかそこに関心を持っていただける環境がまだ十分整っていないというのが実態でございまして、しかし、かといって、この必要性は、これからの長寿社会を考えますと避けて通れないものでございますので、これからもしっかりと、その周知やＰＲを図って、そういった方が育っていくように応援してまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（村上和子君）　１番中澤良隆君。

○１番（中澤良隆君）　それでは、２項目めの介護保険の改正についてに移らさせていただきます。

まず、この介護予防、日常生活支援事業、新しい総合事業といいますか、そこへの取り組みは予定どおり平成２９年４月から実施ということでお伺いをいたしました。そういうことでよろしいでしょうか。

○副議長（村上和子君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１番中澤議員の、介護予防に関します総合事業につきましての御質問にお答えさせていただきます。

先ほどお答えさせていただきましたように、平成２９年、来年の４月から総合事業に移りたいと、地域支援事業に移るべく現在準備を進めているところでございます。どういったサービスの提供が望ましいかと、そしてまた、現在の訪問介護、あるいは通所介護、これにつきましては、そのまま利用者の方にとっては従来どおりサービスが受けられるということは、これはもう外せないところでございまして、さらに加えて、どのような多様なサービスが充実できるかを今現在検討しているところでございまして、来年の４月に向けてしっかりとした、完全なものにはならないまでも、物によっては走りながら充実させていくというようなこともあるのかなと思いますが、今、とりあえず来年の４月に向けて、整備できるものをしっかりと整備しようというような

ことで取り組みを進めているところでございます。
○副議長（村上和子君）　１番中澤良隆君。
○１番（中澤良隆君）　スケジュールの中で、新しい総合事業の素案を策定し、関係機関等と協議を重ねて、ことしの秋までに成案をつくりたいと、この日程につきましても、本年秋ということでよろしいでしょうか。
○副議長（村上和子君）　町長、答弁。
○町長（向山富夫君）　１番中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。
　秋に成案を得るべく、現在、素案がほぼ固まっておりますので、さらに関係者の皆さん方とこれから細部を詰めながら、秋までに成案を得れるように努力をしてまいりたいと考えております。
○副議長（村上和子君）　１番中澤良隆君。
○１番（中澤良隆君）　新しい総合事業の体制が整わなければ、整ったところと整っていない、実施しているところと実施していないところ、そういうようなことで、サービスや何かに格差がついてしまいますし、これがいわゆる市町村間の格差につながるとも思うわけであります。先ほど言われた日程については、やはり守るべく努力を重ねていただきたいと思います。
　そこで、スケジュールの中で、この秋に新しい総合事業の成案ということでありますが、ここでもやっぱり周知が問題だと思います。今回の制度変更の影響を受ける要支援の方々や家族に対します周知について、特に要支援１・２や何かで、ひとり暮らしのお年寄りとか高齢者のみの世帯とかも十分含まれていると思いますので、やはりきめ細かな優しい周知体制が必要だと思いますので、町長のお考えをお伺いします。
○副議長（村上和子君）　町長、答弁。
○町長（向山富夫君）　中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。
　今、御懸念の住民周知あるいは利用者に対する周知、そういったものを想定いたしますと、ことしの秋までにはきちんと成案を得て、住民周知あるいは利用者に対する周知、そういったものを十分に時間をとる必要があるということから、ことしの秋までに成案を得て住民周知あるいはさまざまな手続等に移りたいというふうに考えておりますので、まず、利用者の皆さん方、あるいは町民の皆さん方に、新しい制度に対する仕組みの説明、周知、これは怠らないように、十分時間をかけて行うべきだと考えているところでございます。
○副議長（村上和子君）　１番中澤良隆君。
○１番（中澤良隆君）　それでは、次に２点目に移りたいと思います。
　介護予防サービスを受けている利用者は、新制度になっても同様に訪問介護とか通所介護が受けられるということで理解をいたしましたし、利用料も大きな差がないということで確認をさせていただきました。それで、もう一度再確認で、よろしいでしょうか。
○副議長（村上和子君）　町長、答弁。
○町長（向山富夫君）　１番中澤議員の、介護予防サービスに対します料金体制等についての御質問でございますが、基本的には、国が示しております上限を超えることがないということが設定の大前提でございますので、現在の利用体系が変わるというようなことは想定もしておりませんし、現在の通所介護、訪問介護についても、しっかりとそれは満たされていくものと、満たしていけるような仕組みということを大前提に考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。
○副議長（村上和子君）　１番中澤良隆君。
○１番（中澤良隆君）　それでは、３点目に移りたいと思います。サービスの担い手、ボランティアとかＮＰＯの件であります。まず、今までの事業はそのまま継続がされる、ただし、今、新しい総合事業では、地域の福祉力であるボランティアとかＮＰＯの活躍の場が広がってくると、そういうことで、これから、一番最初にも私言いましたけれども、やはり地域づくりとか、これから超高齢社会を支えていくためには、何といっても地域の協力、地域との協調とかがなければならないと考えます。そのような中で、このボランティアの充実等について町ではどのようなお考えをお持ちなのか、お聞かせください。
○副議長（村上和子君）　町長、答弁。
○町長（向山富夫君）　１番中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。
　先ほどからお答えさせていただいておりますが、現在の訪問介護、あるいは通所介護等の既定の事業、これらにつきましてはしっかりと継続をしてまいりますが、それに含めた多様な、一般的に今、多様なサービスというふうに言われておりますが、そこをどうやって充実していくかということは、むしろ、それぞれ自治体間の取り組み度合いが問われるところかなというふうに理解しておりまして、私どもといたしましても、そこをしっかりとサポートできるような多様なサービスが提供できるような仕組みづくりをまずしたいというふうに考えております。そのためには、ＮＰＯの方々だとか、あるいはボランティアの方々のお力をかりなければ到底できない事項でありますので、現在も社会福祉協議会を通じて、そういった多様なサービスの一部を担って

いただいておりますが、さらにそれを充実して、幅広い選択肢の中から皆さんがサービスを選択できるような仕組みをぜひつくりたいということから、特にＮＰＯ、あるいはボランティアの皆さん方に対します、活躍に対しまして、社会福祉協議会等を通じて、さらに濃密に協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（村上和子君）　１番中澤良隆君。

○１番（中澤良隆君）　多様なサービスという点で言わせていただければ、今までの介護予防給付は、当然自治体がお金がかかります。また、多様なサービスを充実すればするほど、また自治体の持ち出しがふえることになると思います。そういう予算が当然かかってくると思いますが、町長は、そういうことの認識はお持ちなのか、ちょっと一応確認をさせてください。

○副議長（村上和子君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１番中澤議員の御質問にお答えさせていただきますが、サービスを拡充する部分についての財源につきましても、当然強く認識しているところでありまして、国の制度を活用したり、あるいはさまざまな制度を活用する中で、あるいは町の独自の財源の工夫の中で、そういったサービスの充実が図れるような仕組みはつくってまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（村上和子君）　１番中澤良隆君。

○１番（中澤良隆君）　介護保険制度でありますが、これは２０００年に始まって、当初は３．６兆円の規模で始まったということであります。２０２５年には２１兆円になるということが予測をされていて、この制度を維持するために今回の改正が行われたと聞いております。今後につきましても、ますます保険者、上富良野町が大変な状況になってくるのではないかなと、財源的に厳しくなってくるのではないかなと、そんなことも思っております。この財源の確保というのが、市町村の大きな課題になってくると思います。国では、この要支援１・２から要介護１・２なども、今、ドイツや韓国が行っているように、介護保険対象は要介護３以上と、そんなようなことも今検討されていると聞いております。そうなったら、ますます自治体が財源の確保や何かでしっかりしなければならないと考えるところでありますが、そこら辺について町長のお考えを最後にお聞きしたいと思います。

○副議長（村上和子君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１番中澤議員の、将来の介護保険事業に対します御質問かというふうに考えております。当然、これは一自治体で終結できることでございませんので、これは国も、北海道も、自治体も含めて、この介護保険事業の将来については考えていく必要があると思います。町といたしましても、やはり究極は、どなたも安心して暮らしていただけるようなまちづくりが基本でございますので、そこへ向けて頑張ってまいりたいと考えております。

○副議長（村上和子君）　以上をもちまして、１番中澤良隆君の一般質問を終了いたします。

次に、５番今村辰義君の質問を許します。

５番今村辰義君。

○５番（今村辰義君）　私は、さきに提出してあります２項目について町長にお伺いいたします。

まず１項目めですが、電力の自由化に伴う町の取り組みについて。

電気事業法改定により段階的に電力の自由化が進められ、本年４月からは一般家庭などの小規模需要家部門にも開放され、電気の完全自由化がなされました。先進自治体においては、公共施設などを新電力からの電力調達により、電気料金の削減によるコスト削減に努めております。町は、今後も効率的で質の高いサービスを提供していくためには、財政面でのさらなる創意工夫とコスト削減を図ることが望まれます。そういったコスト削減の観点からも、新電力からの電力調達が必要と考えます。

そこで、１、町庁舎、病院など、町有公共施設の電気使用料及び電気料金の支出の現状について。

２、新電力への電気調達による施設管理費の削減について。

３、電力の自由化に伴う今後の町の取り組みについて。

以上について、町長にお伺いいたします。

２項目めですが、町内河川流域の樹木伐採について。

町内を流れる石狩川水系の富良野川は市街地をおおむね南北に縦断しているが、近年、河川内における樹木の繁茂と拡大が進行しており、流下能力の低下による治水上の問題、繁茂による景観上の課題ともなっています。また、河川法の改正を受け、河道内内樹木の伐採や植樹に関する基準も見直され、新たに河川区域内における樹木の伐採・植樹基準（平成１０年６月）が定められました。その基本方針で、河川整備計画等を踏まえて適切に樹木の伐採、植樹及び樹木の管理を行い、当該樹木の有する洪水の流勢の緩和等の治水機能及び植生の保全、良好な景観育成等の環境機能、当該樹木の生態的な特性等を十分考慮するとされていますが、近年のゲリラ的集中豪雨や河川の樹木の繁茂の現状を見たとき、これらの状態を超えているのではないかと察しています。安心・安全の観点から、富良野川を含む町内河

川流域の樹木伐採について、河川管理者（実務上の担当者）と相談するべきだと思いますが、町長はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

以上でございます。

○副議長（村上和子君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　５番今村議員の２項目についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、１項目めの電力自由化に伴う３点の御質問にお答えさせていただきます。

本年４月から全面的な電力の自由化がスタートし、一般家庭においても新電力会社から電力を購入できることとなり、割安な電気料金への移行は公共施設の維持経費の縮減につながり、研究、検討が必要な課題と受けとめております。

１点目の公共施設の電気使用料及び電気料金の状況についてでありますが、平成２７年度と平成２２年度分について、役場庁舎、保健福祉総合センター、社会教育総合センター、町立病院、ラベンダーハイツの５施設の合計により比較いたしますと、平成２２年度の当該５施設の年間消費電力量は１４９万２，３６６キロワットアワーで、電気料金は２，４６４万１，４６４円、平成２７年度におきましては１３５万６，３３８キロワットアワーで、３，１６６万９，４７２円となっており、平成２２年度に比べ電気使用量は減少しておりますが、二度にわたる電気料金の値上げによりまして、電気料金はふえているところであります。

次に、２点目、３点目については関連がございますので、一括してお答えさせていただきます。

町では、電力の完全自由化を見据え、昨年度スタートした町政運営実践プランにおきまして、公共施設の省エネ対策の研究と推進の取り組み項目の中で、電力自由化によるコスト削減の研究に取り組んでいるところであります。昨年度は役場庁舎のほか８施設について新電力会社から見積もりを徴取し、コスト比較を行ったところであり、特に契約電力に占める消費電力量であらわされる、いわゆる負荷率の低い施設につきましては一定の削減効果が認められるものと理解をしているところであります。

今後におきましては、新電力に移行している他の自治体の状況や、新電力会社の事業停止に伴うリスクや災害時における支援体制等についても研究するとともに、病院やラベンダーハイツなど２４時間３６５日稼働する施設など、それぞれの施設の特性も考慮した中で、公共施設としての安定性や緊急時における対応等も含め、方向づけを検討してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、２項目めの町内河川の樹木伐採に関する御質問にお答えさせていただきます。

河川管理につきましては、河道内の樹木の伐採等を含め、適正に管理することとなっており、一方、河川は身近な自然と触れ合う場としても重要であり、近年ますます多様な要望が出されております。特に富良野川は市街地の中央を南北に流れており、町では桜づつみコミュニティ広場として町民の皆様の憩いの場として、健康増進を目的に遊歩道整備を行い、また、地域の皆さんの御協力で草刈りも行われ、あわせて遊歩道には桜の植樹を計画的に行っているところであります。

御質問にあります富良野川につきましては、十勝岳の噴火に伴う泥流や集中豪雨による増水被害も想定され、現在、上流部におきましては砂防工事が実施されておりますが、下流部では自然木が生い茂り、景観上好ましくない状況も見受けられております。これらの状況を踏まえ、町では毎年２月に上川総合振興局旭川建設管理部において、富良野川を初めとする道管理河川の整備と雑木の整理や土砂上げなどの維持管理に関する要望を行っており、また、本年６月には改めて河川管理の実務を担当しております富良野出張所へ富良野川の現状の説明と雑木の整理及び土砂上げの要望を行ったところでありますが、北海道において予算が非常に厳しいことから、本年度においては、これらの対応は難しいと説明を受けているところであります。また、国に対しても河川を含めた社会基盤全体の整備につきまして、上川総合開発期成会を通じ、北海道と連携して要望を行っているところでありますが、富良野川につきましては、今後も町独自としても要望を行ってまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○副議長（村上和子君）　再質問ございませんか。

５番今村辰義君。

○５番（今村辰義君）　私は、もう一度確認しておきますけれども、今後も効率的で質の高いサービスを提供していくために、財政面でのさらなる創意工夫とコスト削減を図ることが望まれていると、そのために新電力を調達してコスト削減を図ったらいいのではないかという観点から電力については質問しております。そして、１項目めについては、町の現状について掌握をしました。これも後で活用させていただくかなと思っているのですけれども、主に２項目め、３項目め、町長の答弁もあわせてされましたが、それらに基づいて質問させていただきます。

それで、昨年度、役場庁舎ほか８施設について新電力会社から見積書を徴取したとなってございますが、全部読みますと、コスト比較を行ったところであり、特に契約電力に占める消費電力量であらわせる負荷率の低い施設については一定の削減効果が認められるものと理解しているというところであると

いうところ、ここをまず質問させていただきます。この新電力会社というのはどこなのか、わかれば教えてほしいと思います。

○副議長（村上和子君）　総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君）　５番今村議員の質問にお答えいたします。

去年、何社か営業にも見えられておりますけれども、私どものほうで見積もりをお願いした会社につきましては、アシストワンエナジーという会社でございます。

○副議長（村上和子君）　５番今村辰義君。

○５番（今村辰義君）　この負荷率の低い施設については云々とありますよね、負荷率のお話が出てきていますので、この負荷率の算定要領なのですけれども、通常、ある期間を基準として算定するとあって、１年、１カ月、あるいは１年というふうに負荷率を算定しますよね。１年の場合は、春夏秋冬、季節をもとに算定します。月の場合は、特に影響されるのは祝日、祭日ですね。１日ごとの負荷率を計算するときは昼夜であろうというふうに思いますけれども、この負荷率を計算しているのは、負荷率で一番大事なのは電力の平均量なのです、年間を通じて使う季節もあれば使わない季節もあるということで、平均量を最大需要電力で割ると、最大需要電力というのは契約電力とイコールだと思いますけれども、ここの計算要領が、町がこれで当たっているのかと。町のここに言われている、答弁書は、最初のやつは書いていますから、新電力に占める消費電力量でやると、電力量の平均ではないのですか、平均で出さないと、電力量で出すと失敗しますよ。平均で出して初めて負荷率が高いか悪いかというのは、例えばコンビニエンスストア、２４時間ありますよね、あれは負荷率が非常に高い、だから、新電力を採用しても電力会社から断られるのですよ。大体、おおむねその断る基準は３０％というふうに言われています。この負荷率というこの計算の方法は、表現が間違っているだけなのか、ここをまず確認したいと思います。

○副議長（村上和子君）　総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君）　５番今村議員の御質問にお答えいたしますが、負荷率につきましては、契約電力に占めます消費電力の割合に応じて求められるものであります。今、今村議員がおっしゃったように、コンビニなどの２４時間営業で、常にずっと電気を一定程度使っているようなところにつきましては、契約電力に対しまして使用している電力も一定程度、常に同じような割合ですので、比較的負荷率の高いような施設になっております。役場の公共施設においては、役場という施設、この役場庁舎においても、役場庁舎はおおむね、季節やそういうものにかかわりなく、一定程度の電気を使っていますので、役場庁舎の負荷率は約４４％ほどになっています。それ以外に、先ほど議員も御指摘のありましたように、季節とかそういうものによって、いろいろと消費電力も大きく変更するような、例えば学校であれば、夏休み、冬休みの期間は電力を使用しない期間等がありますので、そういう施設については一定程度負荷率が低い施設ということで、新電力が特に一生懸命営業するような施設は、そういう負荷率の低いところは、例えば北海道であれば、今までの北海道電力との電気料金では一定程度の差を見込めるような施設でありますので、特に公共施設では、そういうところは新電力さんもいろいろと一生懸命営業する、そういう施設になっているのかなというふうに理解をしています。

○副議長（村上和子君）　５番今村辰義君。

○５番（今村辰義君）　課長、いろいろお話しされましたけれども、私が質問したのに答えていないですよ。負荷率とは、消費電力量で割るのではなくて、平均の消費電力で割らないと失敗しますよという話、そこは役場はどうやって計算しているのかという話です。

○副議長（村上和子君）　総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君）　負荷率は、役場が計算しても電力会社が計算しても同じであります。

○副議長（村上和子君）　５番今村辰義君。

○５番（今村辰義君）　先ほどの質問で、一番最初に言った、表現が悪くて、消費電力量であらわされると書いてあるから、これは平均消費電力というふうに読みかえるということで判断してよろしいですか、答弁書のところです。

○副議長（村上和子君）　総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君）　契約電力量に占める消費電力量ですので、契約電力の大きさに伴って、年間の消費電力、使っている電気で割り出される数値です。

○副議長（村上和子君）　５番今村辰義君。

○５番（今村辰義君）　年間の消費電力、トータルではないのですよ。トータルでやると、例えば、先ほど言いましたように、昼夜で電気は違うでしょう、だから平均を出すわけです。それで負荷率を出して、新電力でいったほうがいいのか、既存の電力会社のやつを使っていいのか計算するわけです。そこは置いておきましょう。

あと、書いてあることは理解できます。そういう負荷率で出して、低い施設については一定の削減効果が認められていると理解をしているということ、これは要するに、新電力会社の見積もりを徴取して

いますから、こういう結論がもう出ていたわけですよね。平成２７年度の町政運営実践プラン等も出ていますし、庁舎は電力が大きいから変えないほうがいいよというような、載っていますよね。そういったことも含めて、答えは出ているということで質問をさせていただくのですけれども、この一定の削減効果が認められた施設について、なぜ平成２８年度から採用していかなかなったのかなと。単純に、採用していれば、ある程度のコスト削減になったと思うのですけれども、そこについてお願いします。

○副議長（村上和子君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　５番今村議員の、新電力移行に関します御質問にお答えさせていただきます。

民間の電力業者、新電力会社から見積もりを徴取した中で、対比はさせていただいておりますが、しかし、御案内のように、新電力につきましては、新電力会社が供給ができなくなった場合のサポートについては、これは全国の電力会社がそれをサポートするということは担保されておりますが、一方、非常に各自治体でまだ悩ましい思いを持っておりますのは、送電線が例えば断絶した、先ほど申し上げたのは、電力会社が経営が立ち行かなくなって送電ができなくなったときには、北海道で言いますと北海道電力が供給してくれますけれども、送電線が断絶した、あるいは供給システムが壊れた、そういったときのサポート体制というのは、私どもが入手している情報の中では非常にまだ不安定で不十分でございます。そういったことも、こういった災害を想定した中で、町民の皆さん方が、電力が供給がとまったときに、果たしてそういった、今は北電さんと協定を結んでおりますのでサポートされておりますが、そういったところにおける緊急の電源の供給車が配置してくれるとか、そういったところがまだ整理されておりませんので、そういったこともあわせて研究して、最終的に行政効果を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（村上和子君）　５番今村辰義君。

○５番（今村辰義君）　電力がストップするとき、それは既存の電力会社であろうが、新電力会社だろうが同じではないですか、送電線は１本しかないのだから。だから、電力がストップするときは同じなのですよ、だから町は補助発電機を買って備えているわけです、病院にもここにも、そうではないですか。新電力だからストップされたら困って、既存の電力は送電線が切れても大丈夫という話はないと思うのですが、そこはどうなのですか。

○副議長（村上和子君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　５番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

そういった場合におきましては、北海道電力との間で電源車を配置していただくなど、サポート体制ができているところでございます。

○副議長（村上和子君）　５番今村辰義君。

○５番（今村辰義君）　これは新電力を採用するに当たって、非常に課題があったわけです、あるわけです。だから、国としても、国もしっかり考えて、まず、フォロー制度というのを考えていますよね。その新電力会社が倒産したり、あるいは電力が、風力だとか火力だったら天候にも左右されますから、弱くなるかもしれない、送電されるのが。そういったことを考えてフォロー体制というのを導入しているわけです。だから、そのフォロー体制一つとっても、新電力会社がだめな場合は、当然、既存の北電がサポートしていただけるのではないですか。だから、新電力会社だからサポートできないのではなくて、新電力会社がそのような不測の事態に陥った場合は北電がフォローしてくれるのではないのですか。そこは、考え方はどうなのですか。

○副議長（村上和子君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　５番今村議員の御質問に再度お答えさせていただきますが、私ども行政といたしましては、１年３６５日、しっかりと電力供給が保証され、しかも、万が一の災害等の発生したときには、電力の供給体制あるいは平常の電力供給に関しますサポート体制、そういったものをトータルでしっかりと仕組みが担保されていることが、住民の皆さん方に対する最低限の私どもの責任だというふうに考えております。そういったことを総合的に判断した中で、現在のところ、やはり北海道電力から電力を供給受けることが町民の皆さん方の安心につながることだと。しかし、そういう中でありますが、そういったリスクの低い施設、そういったところについて、新電力とコスト比較をいたしまして優位性が認められれば、それは切りかえていくことは、何も我々躊躇しているものでありませんので、今後検討した中で方向づけをしてまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（村上和子君）　５番今村辰義君。

○５番（今村辰義君）　考えていることは同じであるとは思うのですけれども、国は非常にそういったサポート体制というのはまだあるのですよね。ライセンスを付与する制度も考えている。要は、信頼ができる、責任ある企業に対してやらせる、だから、そんなに簡単に倒産もしないような企業に新電力として参入させるということも考えているわけです。あるいは、もう一つ、その上からいくと、セーフティーネットワークをつくっていますよね、そういったものに基づいて、今言ったフォロー体制とラ

イセンスのことを国は考えているわけです。もっとこの新電力等が参入して自由電力になると非常に問題点があるのは、ニューヨークの大停電がありましたよね、ああいったものを国はしっかり考えて、そういったことが日本では起きないようにしっかりやっているので、町長の考えていることはもっともだと思いますけれども、既存の電力会社がしっかりサポートして、杞憂に終わるところが大だと思いますよ。

それで、私は、考えたのは、町長の答弁に、今後において新電力に移行している他の自治体、要するに、先進自治体と私は言葉を使いましたけれども、他の自治体の様子を見るためには、まだ期間がかかるのかなと、ここが一番大きいから、まだ我が町としては、新電力に移行できる施設があっても移行していないのかなと。学校だとか、夏休みがありますよね、昼夜の、夜もほとんど電気はついていないですよね、あれを年間の、要するに平均で出さなければいけない、平均で出して最大需要電力で割ると負荷率が出るのですけれども、だから学校なんかはまさしく、私は、これは一例ですよ、学校は、新電力を採用してもいいのではないかなと思って、話は戻りますけれども、町長が平成２８年度から採用できる施設について採用していなかった大きな理由としては、私は、先進市町村の状況等を見るというのが一番大きいのかなと勝手に判断しておったわけでございますけれども、ここについては、町長、この考え方はどうなのでしょうか。

○副議長（村上和子君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　５番今村議員の御質問にお答えさせていただきますが、先進自治体の事例を参考にしてというところが大きな判断の分かれ道になったということではございませんで、先ほどから申し上げておりますように、さまざまな要因を勘案した中で、安定して電力供給が確保できるかと、プラス、コストはどうなるのかということを、昨年度から研究しているところでございまして、平成２８年度の予算を立てる段階においては、その結論にはトータルとして至っていなかったということで御理解いただきたいと思います。

○副議長（村上和子君）　５番今村辰義君。

○５番（今村辰義君）　病院とかラベンダーハイツなど、２４時間３６５日稼働する施設と、町はもうここで答えで一つ出しているのですよ。そうやって年間を通じて負荷率が高い施設、これは契約したら損なのですよね。第一、新電力会社から断られると思うのですよね、稼働率が３０％以上いきますから。町もこうやって、もう見積もって答えを出しているわけです。役場の庁舎はプランに載っていますけれども、平成２７年の、電力量が多いと、多分パチンコ屋あたりと同じ考え方だと思うのですけれども、電力が大きいから、やはり新電力に移行するよりも既存の電力会社のほうが得だろうと。要するに、安定的に多く使えば使うほど電気料というのは安くなりますからですね、そういうふうにするのかなというふうに捉えていたわけですけれども、そういったことを考えると、危機管理といいますか、先ほど町長が言われましたように、災害時とか、あるいはそのリスク、例えばリスクあたりは、先ほど言ったように、ライセンスだとかフォロー体制でほとんど賄われて心配することはないだろうと。災害時においても、補助発電機を北電がすぐ持ってきてくれると。新電力会社で契約していたら持ってきてくれないのかというと、そうでもないと思います、フォロー体制は国がしっかりやれと言っているわけですから。そういったことを考えて、なおかつ、他の自治体の状況だけを考えているわけでないというのであれば、まさしく１年もかけて考えて、さらに平成２８年で１年もかけて結論を出す必要があるのかなと。だから、私は、他の自治体のことを考えるために、ことしから始まりましたからね、１年必要なのかなという感じを持ったわけでございます。なるべく早く結論を出してほしいというふうに思います。

いろいろ言いましたけれども、方向づけを検討してまいると、これはどういう意味ですか。方向づけを検討するということは、結論を出さないということなのですか。平成２８年度まで見積もって、平成２９年度から何かしらの手法をゴーと行くという、そういう話の方向づけではないのですか、ここの考え方について教えてほしいと思います。

○副議長（村上和子君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　５番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどから何度もお答えさせていただいておりますが、さまざまな心配要素、あるいは未確定な要素、そういったものを一つ一つ、私どもといたしましては解きほぐして、そしてしっかりと安定して供給していただける体制が確認でき、さらに、そういう中で経費のコストカットが図れるようなところがどこかということを見定めた中で、しかるべき時期に、それは方向づけをしてまいりたいというふうに考えておりまして、一定程度時間がかかるということは御理解いただきたいというふうに思います。

○副議長（村上和子君）　５番今村辰義君。

○５番（今村辰義君）　わかりました。これ以上言ってもらちが明かないと思うので。町民の幸福を追求というのですかね、やっぱり効率的で質の高い

サービスを提供するためには、少しでも予算を浮かそうという発想から、１年後よりも平成２８年度の４月から、そのほうがよかったのではなかろうかと、こういうことを考えたら、やれたのではなかろうかという話でもって言っておりました。

では、２項目めの河川樹木の伐採について質問させていただきます。

町長が言われたように、この樹木が及ぼす影響、要するに、十勝岳の噴火による泥流被害だとか、あるいは近年の集中豪雨等に対して非常に危惧を感じておられると。危機管理に対する認識は同じだなというふうに思いました。あとは、いかに、とにかく、やる予算を国につけてもらうかという話になると思うのですよね。例えば、この答弁を読みましたら、去年も、毎年２月にやりましたと、今後も町独自としても要望を行っていくと、今後もやるということは、前もやっていたということですよね、だから、どういうことかといいますと、要は何ら変わらない、今までと同じ町政を行っていたら、変化ありませんよ、何か事を起こさないといけないと思うのです。上富というのは、町長もわかっておられますように、十勝岳の噴火が一番怖いし、泥流マップも大正末期のあの一番大きなやつを想定してつくっているのでしょう、一番大きなやつを想定してつくっているということは、それだけの被害があるかもしれない。３０年周期で来る可能性がありますよね、わかりませんけれども。だから、そういうことを考えたら、町としては余り時間的余裕がないのではないかと。毎年要望は出している、道がやらないと言うからやらないのだと、そういう話では町民の安心・安全は守れないですよ。何かいい手だてはないのか。あるいは、今後とも要望していくというのはどういうことなのか、もっと具体的に教えていただきたいと思います。

○副議長（村上和子君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　５番今村議員の、河川の樹木等の雑木等の伐採についての御質問にお答えさせていただきますが、私としては、議員と少し思いが違うのかなと。同じお願いでも、たび重ねてお願いしていくことが、やがては実現に結ぶ、私の経験則から申し上げますと、さまざまな要望活動、同じことを何度も何度も、繰り返し繰り返し行ってきた中で、やっと実現するということを体験しておりまして、そのような形が我々としてとり得る手段かなというふうに理解しておりますが、御理解を賜りたいと存じます。

○副議長（村上和子君）　５番今村辰義君。

○５番（今村辰義君）　私も、それはお願いするしかないと思うのですけれども、ちょっとお聞きしたいのですけれども、例えば富良野川だったら、栄橋というのがありますよね、中富との境界の橋、あれから５００メートルぐらい下流まで行ったところから全く樹木がありませんよね、雑木というのですかね。あれは、ベベルイ川であれば、重綱からどれぐらいかな、１００メートルから２００メートルの下流から何もない。あと、ヌッカクシのフラヌイ川も、自衛隊の柵から１キロぐらい、それより下流は何もない。そういったように、隣町のほうは全くそういった樹木はないのですけれども、これはどういう理由なのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○副議長（村上和子君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　５番今村議員の御質問にお答えさせていただきますが、富良野川、あるいはヌッカクシフラヌイ川、ベベルイ川も含めまして、道の管理河川におきましては下流側から整備をしてきているという状況の中で、現在は、中富良野流域の中で整備が集中的に行われているということが現在の姿でございます。

○副議長（村上和子君）　５番今村辰義君。

○５番（今村辰義君）　もうぼちぼち終わろうと思っていますけれども、町長は、私は非常にすばらしい方だと思っています。例えば、私は自衛隊出身ですけれども、自衛隊の削減反対、現状維持等を中央に要望されて、非常に効果を上げておられるというふうに思っております。この河川の障害の除去についても、どんどん、孫、ひ孫と来て、富良野地区にある現場のところと調整するのはもちろん大事ですし、実際的には国土交通省から管理を委託された道がやっているわけでございますけれども、その上の親分は国交省です。中央要望というものも、みんな一緒くたにしないで、この河川の樹木の伐採と、一つに絞ってやってもらってもいいのではないかなと。なぜかといいますと、先ほど言いましたように、十勝岳、いつ噴火するかわからない、あと何年かかもしれない、時間の余裕がないかもしれない。だから、町としてはそこをやはり最優先にしないと、あの写真を見ると流木がすごいですよね、ああいうのが流れてきてとめられると、町内が非常に洪水になってしまうというような予測がされますので、町長におかれましては、中央要望等もしっかり今後もやっていただきたいというふうに思います。どうですか。

○副議長（村上和子君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　５番今村議員の河川管理に対します御質問にお答えさせていただきますが、私どもの理解といたしましては、北海道においても、国におきます河川の雑木等の管理については、縛り

の中で管理をしておりますので、最低、その基準を満たしていない状況を放置しているというふうに私は理解はしておりませんが、私どもの見た目からすれば、さらにすっきりしてほしいということは当然望みでございますが、国が求めております最低限の基準をすら満たしていないという状況ではないというふうに私も理解をしておりますが、しかし、この上富良野の特殊性を考えますと、さらにですね、特に私が意識しておりますのは、住民の不安感を取り除きたいということも考えますと、これから、現在も要望活動も、要請活動もしておりますけれども、これからも意を用いてしっかりと、一日も早く進むようにこれからも取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（村上和子君）　よろしいですか。

以上をもちまして、５番今村辰義君の一般質問を終了いたします。

◎散　　会　　宣　　告

○副議長（村上和子君）　以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

あすの予定につきまして、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（林　敬永君）　御報告申し上げます。

あす、６月２２日は本定例会の最終日で、開会は午前９時です。定刻までに御参集賜りますようにお願い申し上げます。

以上であります。

午後　２時３７分　散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成２８年６月２１日

上富良野町議会議長　　西　　村　　昭　　教

副　議　長　　村　　上　　和　　子

署 名 議 員　　岡　　本　　康　　裕

署 名 議 員　　佐　　川　　典　　子

平成２８年第２回定例会

上富良野町議会会議録（第２号）

平成２８年６月２２日（水曜日）

○議事日程（第２号）

第　１　会議録署名議員の指名について
第　２　町の一般行政について質問
第　３　議案第　１号　平成２８年度上富良野町一般会計補正予算（第２号）
第　４　議案第　２号　平成２８年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
第　５　議案第　３号　平成２８年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
第　６　議案第　４号　平成２８年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第１号）
第　７　議案第　５号　平成２８年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第２号）
第　８　議案第　６号　平成２８年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）
第　９　議案第　７号　平成２８年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）
第１０　議案第　８号　平成２８年度上富良野町病院事業会計補正予算（第１号）
第１１　議案第　９号　上富良野町家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
第１２　議案第１０号　北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
第１３　議案第１１号　北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
第１４　議案第１２号　北海道市町村総合事務組合規約の変更について
第１５　議案第１３号　中空知町簡易水道施設の上富良野町民の利用について
第１６　議案第１４号　財産の取得について（消防ポンプ車購入）
第１７　議案第１５号　財産の取得について（除雪トラック購入）
追加日程第　１　議案第１６号　財産の無償貸付について
第１８　諮問第　１号　人権擁護委員候補者の推薦について
第１９　発議案第１号　議員の派遣について
第２０　発議案第２号　地方財政の充実・強化を求める意見について
第２１　閉会中の継続調査申出について

○出席議員（１４名）

１番	中澤良隆君	２番	岡本康裕君
３番	佐川典子君	４番	長谷川徳行君
５番	今村辰義君	６番	金子益三君
７番	北條隆男君	８番	竹山正一君
９番	荒生博一君	１０番	髙松克年君
１１番	米沢義英君	１２番	中瀬　実君
１３番	村上和子君	１４番	西村昭教君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名

町長	向山富夫君	副町長	田中利幸君
教育長	服部久和君	代表監査委員	米田末範君
教育委員会委員長	菅野博和君	農業委員会会長	青地　修君
会計管理者	藤田敏明君	総務課長	石田昭彦君
産業振興課長	辻　剛君	保健福祉課長	北川和宏君
健康づくり担当課長	杉原直美君	町民生活課長	鈴木真弓君
建設水道課長	佐藤　清君	農業委員会事務局長	北越克彦君
教育振興課長	北川和宏君	ラベンダーハイツ所長	大石輝男君
町立病院事務長	山川　護君		

○議会事務局出席職員

局　　長　林　敬永君　　次　　長　岩崎昌治君
主　　事　菅原千晶君

午前　９時００分　開議
（出席議員　１４名）

◎開　　議　　宣　　告

○議長（西村昭教君）　御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は１４名でございます。

これより、平成２８年第２回上富良野町議会定例会２日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸　般　の　報　告

○議長（西村昭教君）　日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（林　敬永君）　御報告申し上げます。

議会運営委員長、総務産建常任委員長及び厚生文教常任委員長から、閉会中の継続調査としての申し出がございました。別紙配付のとおりでございます。

以上であります。

○議長（西村昭教君）　以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名について

○議長（西村昭教君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、議長において、

４番　長谷川　徳　行　君
５番　今　村　辰　義　君

を指名いたします。

◎日程第２　町の一般行政についての質問

○議長（西村昭教君）　日程第２　きのうに引き続き、町の一般行政について質問を行います。

初めに、１１番米沢義英君。

○１１番（米沢義英君）　私は、さきに通告しておりました６点について町長及び教育長に見解を求めます。

第１番目には、特別養護老人ホームについてであります。

２０２５年には、高齢者が我が町においてもピークに達すると言われております。町においても、高齢化が進み、３，３０５人にこの年度においてもなるという状況であり、高齢化率は３１．２％になると予想されております。

この点を考えれば特別養護老人ホームなどの介護施設の一層の充実が求められていると考えます。

また、近ごろでは介護施設の多床室から個人のプライバシーに配慮した個室化に移行するなど、施設の充実に努めるというような自治体、あるいは施設がふえてきているのも実態であります。

しかし一方で、個室がふえれば負担もふえるというメリット・デメリットという形の中で複雑なものがあるというのが現状であります。

しかし、いずれにしても上富良野町において、現時点においても他市町村に入所せざるを得ないという状況を考えた場合に、特別養護老人ホームの増床や改修など、計画を持つ必要があると考えておりますが、この点、どのようにお考えなのかお伺いいたします。

また、地元の多くの人からも他の市町村の介護施設に行くよりも、地元で安心して過ごしたいという、こういう声が多数寄せられておりますので、この点も配慮した介護計画と施設の充実が求められていると思いますので、お伺いいたします。

次に、地域支援事業についてお伺いいたします。

改定介護保険法においては、要支援の１・２の該当者に対する訪問介護、通所介護は総合事業に移行されました。この間、猶予期間として平成２９年度までに移行すればよいとなっており、町においてもその方向で検討はされております。

この改定法の中では、また公的支援を含めたボランティア等の活用もできるとなっております。また同時に見なければならないこの背景には、改定保険法の背景には国が進める社会保障の抑制があると考えます。介護現場にボランティア等の活用で、介護費用の抑制を目指そうとするものであり、しかし、これは断じて許せるものではありません。

しかし、住民の自主的な助け合い活動という点では、公的費用の削減を目的としたものであってはならないとうことは、以前の質問においても町長に提言したところであります。

この点において、今後、上富良野町においてこのボランティア等の活用、公的サービスを維持しながらどのように運用、活用されるのかお伺いしたいと思います。

次に、観光振興計画にお伺いいたします。

観光振興については、計画に基づいて進められております。しかし、観光客を集客するための観光スポットや施設までに導くためのサインや誘導標識が必要であります。この点、上富良野町を見渡してみますと、決して計画的に進められているとはいえ、十分と言えないというのが実情ではないでしょうか。

例えば、景観ポイントの整備では、景観ポイント付近の駐車場整備や案内版や標識の整備など、観光関連施設に誘導するための対策がおくれているというふうに考えますが、この点、今後どのように取り組みをされるのかお伺いをいたします。

次に、道の駅についてお伺いいたします。

観光客からも、地元からも上富良野町においてもっと地元の特産品を購入できる場所があってもいいのではないかというお声が以前から出されてきました。また、近隣の市町村においても道の駅や、それに準ずるという形の中で地元の特産品など販売、購入できる店舗が設置されており、観光客でにぎわっているという状況も見受けられます。

この点を考えれば、きちっとした整備計画が求められているというふうに考えますが、今後どのような位置づけで進められようとしているのかお伺いいたします。

また、町長はこの間、私の質問に対しても今後、十分検討すべきではないかという質問に対して、それは町が実施する事業ではないと、運営等の関係で答弁されてきました。

そういう意味では、今、町が目指そうとしている道の駅構想的なもの、これはこういう答弁に対して矛盾があるのではないかというふうに考えますが、この点、町長はどのようにお考えなのかお伺いいたします。

次に、西小学校のグラウンド整備についてお伺いいたします。

西小学校のグラウンドは、一時、水はけ、トラック等の整備がされましたけれども、しかし完全ではないという状況の中で、この６月に行われた運動会が延期となるという状況になりました。トラック、あるいはフィールド等の雨がわずか降ってもたまるという現状がありますので、この点、子どもたちが一時過ごす大切な場所であり、また運動会でありますので、こういったところにこそ町の財政投資を行って、早急にグラウンドの整備を行う、これが今、必要だと考えておりますが、この点、教育長の見解を求めます。

次、上富良野町中学校の改築問題についてお伺いいたします。

上富良野町中学校の校舎老朽化に伴い、１期工事が終了いたしました。町の工事には国の防衛補助、あるいは文科省の補助等を組み合わせた中で工事が進められてきております。

しかし、このたび第２期工事に差し掛かろうとしたときに、国の補助金等の見送りがあり、道内でも５３自治体の事業が着工できなくなるという状況になり、上富良野町もそのうちの自治体という形になっております。

教育委員会においても、必要ないろいろな努力も重ね、また要望活動も行っていると聞いております。

今後、しかし、いずれにいたしましても財源の確保、めどが立たない限り第２期工事は着工できないという形になるかというふうに思いますが、この点、今後、どのような財源の確保も含めた今後の対応についてお伺いいたします。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１１番米沢議員の４項目についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、１項目めの特別養護老人ホームに関します御質問にお答えさせていただきます。

富良野圏域の介護保険関連施設の整備につきましては、特養、老健、療養型の介護保険施設３施設を含め、グループホームや小規模多機能型居宅介護事業所といった地域密着型サービスのほか、有料老人ホームやサービス付高齢者住宅など、多様な施設の整備が行われており、本町におきましても住宅型有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所が整備され、それぞれ施設の機能は違いますが、富良野圏域において相当数の入所施設が整備され、増床となっている状況にあります。

このような実態を踏まえ、現在、ラベンダーハイツの増床計画は持ち合わせていないところでありますが、今後におきましてラベンダーハイツにつきましては施設の適正な維持管理に努めていくことが大変重要と認識しているところであります。

また、個室化への転換につきましては、国におきましてはユニット型施設の整備を推進しているところではありますが、ラベンダーハイツにつきましては施設の規模等の制約もあり、ユニット型施設への転換は困難と考えておりますので御理解を賜りたいと存じます。

次に、２項目めの要支援介護者に対する地域支援事業に関する御質問にお答えさせていただきます。

さきに中澤議員の一般質問でもお答えさせていただきましたが、現在、新しい総合事業の素案を策定中であり、基本的には現行の訪問介護、通所介護相当のサービスを基本とした中で、さらにどのように多様なサービスが構築できるか検討しているところであります。

また、多様なサービスの担い手といたしまして、ボランティアやＮＰＯ法人の皆さんのお力をおかりし、サービスの充実を図りたいと考えておりますことから、今後、関係者と協議を行い、地域支援事業の充実を目指してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、３項目めの観光振興に関する御質問にお答えさせていただきます。

上富良野八景など、景勝ポイントの整備につきましては議員御発言のとおり、町の観光振興計画の位置づけの中で進めておりまして、現在まで深山峠のラベンダーオーナー園の一画にあります展望テラスの設置を初め、八景ポイントである日の出公園や千防峠、深山峠にはそれぞれＷｉ－Ｆｉエリアを設けるなどの整備を図ってきたところであります。

今後の整備につきましては、観光振興計画の後期計画につきましては、平成２８年度から３０年度でございますが、これらに基づき景勝ポイント付近の駐車場整備や景勝ポイントへの誘導サイン設置などの事業の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

また、駐車場整備につきましては、基本的には道路の車輌通行の安全性を確保することを目的としたものであるということも御理解を賜りたいと存じます。

次に、４項目めの道の駅に関する御質問にお答えいたします。

道の駅に限らず、町の特産品の展示販売機能や農畜産物の加工実習機能などを有する施設につきましては、これまでも御要望や議会での御質問もいただいているところであります。

地域振興の拠点となります施設整備は、極めて重要な課題であるとともに、大きな財政投資も必要となることから、これまでの御要望や御質問に対し町内の各関係団体等の動きや気運の高まりなどの状況を見きわめながら、幅広い選択肢の中で慎重に検討を進めてまいりたい旨、お答えさせていただいてきているところであります。

今後におきましては、町民の皆様方の思いや昨年度、策定いたしました上富良野町総合戦略を踏まえ、具体的な取り組みをスタートさせていくことが必要と判断したところであり、本年度の町政執行方針におきましても、地域の活力創生を図るため、町の潜在力が最大限に発揮されるよう、複合的機能を有する拠点づくりに向けて構想づくりに着手してまいる旨、述べさせていただいたところであります。

このようなことから、今年度、総務課内にジオパーク・推進地域活性化室を設置し、構想づくりに向けた準備に着手したところであり、まだ具体の計画やスケジュール等お示しできる段階ではございませんが、町民の思いが結集されるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　次に、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君）　１１番米沢議員の５項目めの上富良野西小学校のグラウンド整備に関する御質問にお答えいたします。

上富良野西小学校のグラウンドについては、本年度で整備後４９年目を迎えたところであります。

設置時においては、排水対策工事が施工されましたが、経年により排水状態がよくないことから表面排水対策、排水路整備などの対応をしてきたところであります。

近年では、平成２２年度にボランティア工事により暗渠排水工事が行われ、施工前により水はけがよくなったところであります。

本年度の運動会につきましては、議員御存じのとおり、運動会実施日前から降雨が続いており、また実施当日の６月４日は降雨と低温が予想されましたことから、前日の３日金曜日に５日への延期を決定したところでありますが、４日も降雨が続き、５日には曇りで低温であったことと、グラウンドの状態、さらには児童の安全と健康面を考慮し、晴れ予想の７日に再延期を決定したところです。

結果的に７日は好天の中で実施することができまして、子どもたちの思い出に残る運動会になり安堵いたしたところであります。

グラウンドの排水対策については、教育環境の一層の充実を図る観点から、今後においても課題として捉えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、６項目めの上富良野中学校校舎の改築に関する御質問にお答えいたします。

上富良野中学校校舎整備につきましては、２期工事として本年度予定している特別教室等に係る危険改築工事及び大規模改造老朽工事について、５月２日に１次内示の連絡があり、国の予算枠がないことから、対象とならなかったところであります。

このことから、５月２０日に北海道教育委員会に対して上富良野中学校の工事については補助メニューの関係から１期、２期工事となっておりますが一体的的な事業であること、また防衛省の補助金の交付決定を受けていることなど、その特殊性について説明を行い、予算執行残等により対応を図ってもらうべく、要望を行ったところであります。

北海道教育委員会では、５月２４日に文部科学省へ緊急要望を行うとともに、道議会議員による国会議員への要望活動が行われたところであります。

その後、他の工事において追加内示がされましたが、上富良野中学校の工事については残念ながら対象とならなかったところであります。

今後におきましても、国の動向を注視するとともに、本工事の早期着工に向けて引き続き要望してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　再質問を受けたいと思います。

１１番米沢義英君。

○１１番（米沢義英君）　特別養護老人ホームについてお伺いいたします。

近年、施設充実というのはとりわけ重要かというふうに思います。

しかし、答弁書の中身を見ますと、今後においては施設の適正な維持管理を進めるというだけで、施設の増床等、あるいはユニット化については困難だということが書かれております。

一方で、先ほども紹介しましたけれども、確かに近隣ではいろいろな施設が町内においても施設ができたりだとか、建設されたりだとかしております。そういう中で、町は対応するから、いわゆる増床は考えていないという形の答弁かというふうに思います。

この点は、今後も住民から要望があったとしても、要望既にありますが、この点、全然増床の計画も将来的に個室的なユニット化に向けた対応等は一切しないという立場なのか、この点、明確にしていただきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１１番米沢議員の特養につきましての御質問にお答えさせていただきます。

特養の将来の構想につきましては、増床、あるいはユニット化については現在、想定をしている状況ではございません。

町内の介護施設を利用を希望されている方、あるいは利用されている実態、それらの声を現場においては常にお聞きしている状況でございまして、それぞれが一部はやはり米沢議員がお話されておりましたように家族に近いところで過ごしたいという希望を持っておられる方がおられることも把握もしておりますが、全体を通して施設の需用供給の状況を見ますと、御不自由をおかけしているような状況ではないというふうに客観的に判断しております。そういったこと。一方では、そういう状況。

その中でも、とりわけ強い御希望なり、あるいは参酌するべき事情をお持ちの方についてはそういった方に対しての配慮はさせていただいております。

もう一方のユニット化のことにつきまして申し上げますと、当然、ユニット化された施設でお過ごしいただくことは、それなりのメリットもありますでしょうし、プライバシーも当然、守られるでありましょうし、いろいろ私どもが情報を見聞きしている中ではそういったメリットも多いに評価するべきでしょうし、一方では多床室だからこそ満たされるものもあるというようなことで、そういった背景もあるのでしょうが、全国的に見ましてもなかなか国で言っているようなユニット化率が進んでいないという状況は、そういった背景もあるのではないかなというふうに考えているところでございまして、当面、ラベンダーハイツにつきましては現在の形でしっかりと施設の維持管理を図って安心して過ごしていただけるような方針で進めていく考えていることを御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　１１番米沢義英君。

○１１番（米沢義英君）　声は実際あるということで、前からずっと言ってきているのですが、ここに来て施設がどんどん、どんどん建ってきて、それに吸収されるという状況になっているのです。この時点に来て、町長は問題をきっちりと見ないで、過去から見ないで現在、施設が十分にあるからそこで対応するという状況の話だというふうに思います。

また、今後、この施設の適正な維持管理という形で明確にされておりますが、行革プランの中に将来、恐らく特別養護老人ホームは民間アウトソーシングという形の中でしようという計画があって、恐らくそこまで踏み込まない、その段階で初めて譲渡、あるいは段階で施設整備をして渡そうという背景があるからこのような答弁に私はなってきているのだというふうに思います。

それではお伺いしたいのですが、この適正な維持管理という形で述べておりますが、しかし他の自治体では多床室であっても個室化をつくるという形の中で消防法だとか、いろいろな適用もありますから、木枠でいわゆる個室化ふうにやはり施設を充実したりだとか、いわゆる多床室でありながら個室化的な雰囲気をつくり出している、そういう努力も始まってきているのです。

しかし、上富良野町の場合は、そういう努力もしようとしないし、その方向性も探ろうとしていないという状況を見た場合に、本当にこの将来の上富良野町の介護のあり方、そのものを考えているのかどうなのか、私は疑問を抱かざるを得ないというような状況があるわけです。

私は改めて申し上げますが、そういうものも含めてラベンダーハイツの増床をきっちりと位置づけながら、そういった対策をやはりとるべきだというふうにもう一度確認いたしますが、この点、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１１番米沢議員のラベンダーハイツについての将来構想についての御質問にお答えさせていただきますが、先ほどもお答えさせていただきましたが、私、まず米沢議員から御心配の旨が述べられておりますが、行革の中でまず述べ

ておりますことの中に、少なくても私の念頭の中にはアウトソーシングを前提としたそういう思いを込めた表現というふうには私は理解していないことをまず御理解いただきたいというふうに思っております。

それから、多床室でこれからも運営してまいる予定でございますが、多床室とはいえ住環境を整備するということは、これはこれからも必要でありましょうし、今までの中でもトイレの使い勝手、よくさせていただいたり、そういう配慮はこれからも必要でありましょうし、御利用いただいている皆さん方、あるいは御家族の方々からさまざまなリクエストも希望も出てくることも想定できますので、そういったことにしっかりと対応しながら、多床室といえども住環境がしっかりといい環境で過ごしていただけるようなことに力を注いでいくことが今、必要だろうというふうに理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君）　１１番米沢義英君。

○１１番（米沢義英君）　根本的には、その意志があるかないかということで言えば、恐らくここに書いてありますけれども増床の意志はないという形のことだというふうに思います。

個室化も進まないというのは、結局お金の問題だとか、あるいは増床の問題でも一定枠国がこの抑えているという問題があって、そこに行政が忠実に従っているという状況の話なのかなというふうに思います。

私は、以前から早目にこういったものの整備はしなければ、後になっておくれをとるということを指摘してきましたが、いまだにやはりそういった意欲的な展開をされていないというところに上富良野町の先を見ない問題点があるのかなというふうに思います。

職員の方はそれぞれ努力されておりますから、あとは町長の判断で職員の人が動くわけですから、その士気を振る側の人が、こういった将来のやはり方向性を見失っているということではないかなというふうに思いますが、この点、町長、本当に真剣に今後、もう少しきっちりとラベンダーハイツについてはやはり改善を含めた、やはり個室的な雰囲気も含めた改善を積極的に増床も含めた、もう一度確認いたします、やるべきだというふうに思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１１番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、繰り返しの答弁になろうかと思いますが、基本的には現在の多床室を維持した中で住環境整備等を重点に維持をしていきたいと、さらに個室化、ユニット化を目指すようなこと、そういたしますと当然、現在のスペースで、現在の定員を満たすことは、これは到底不可能でございますので、物理的にもやはり増築、改築というようなことが必然的に伴ってまいりますので、現在、上富良野町が運営しております特別養護老人ホームとして自治体が直営で運営するという形態は、もうむしろ本当に数少ない状況の中で、これをしっかり守っていくということが住民の皆さん方の安心につながるというふうに考えておりますので、ぜひそこは御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　１１番米沢義英君。

○１１番（米沢義英君）　全くその意志がないというふうに受けとめております。

今後、２０４０年なっても高齢化率がどんどん高くなるという状況になります。家族構成もやはり変わって老老介護やWケアという形の中での介護形態がやはり余儀なくされるという状況になれば、当然、やはり２４時間の介護体制が現在でもない中で、やはりどのように介護をそれぞれしなければならないのかということになった場合、やはり老健も含めたいろいろな介護施設、やはり安価で入所できるような、そういう施設が上富良野町に整備されてこそ、よりよい地域の介護力が高まってくるものだというふうに思いますので、この点、訴えさせていただいて、次の点に移りたいと思います。

地域支援事業の問題についてお伺いいたします。

前回、質問いたしまして、地域のボランティアの活用をしたいというような方向性の答弁がされておりました。

今回の答弁書を見ましても、この１２月あたりに方向性が出てくるということでありますから、そう信じるしかないのですが、しかし、やはりこの点、町としてボランティアの活用をどうするかということがかかわってきております。

いろいろな方に聞きましたら、ＮＰＯの方に聞きましても、いろいろな方に聞きました。もっと踏み込んでいろいろな対話をしてほしいというのです、町のほうから積極的な対話はないような話が聞かれてきております。

福祉協議会との関係では一定の話があるようでありますが、しかしいろいろなお元気かい、あるいはそういったものがあるとすれば、そういったものといろいろな形で対話しながら、そういった持てる力を活用するということが大切でありますから、計画と同時にそういった対話、あるいは話し合いというのはどのようにされているのか、お伺いしておきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１１番米沢議員の地域支援

事業につきましてのＮＰＯ、あるいはボランティアの方々との御活躍をいただく環境づくりでございますが、現在、昨日、中澤議員の質疑の中でも御紹介させていただきましたが、現在、今、具体的にサービスがどのような地域支援事業の中で多様なサービスを構築できるかということに基づきまして、ＮＰＯの方々、あるいはボランティアの方々に声かけをさせていただいております。

とりわけ私の、ＮＰＯの方々につきましては、一定程度理解が自分たちのみずから学んでおられますので、理解も進んでいるのかなと思いますが、一方、ボランティアの皆さん方の力を活用してという部分につきましてはもう少し踏み込んで思いを共有していかなければならないなというように理解しておりまして、やはりそこはボランティアセンターを持っております社会福祉協議会が主軸となって御活躍いただくことを期待しておりますので、そういっためりはりをつけた現在、意見交換をさせていただいているというような状況でございます。

○議長（西村昭教君）　１１番米沢義英君。

○１１番（米沢義英君）　福祉協議会だけに頼らず、行政みずからも飛び込んでいって対話の窓口を開くということが大切だというふうに思いますが、その点、非常に弱いと思うのです。

ただ、流れで進んでいくということであれば、誰でもできる話ですから、もっと積極的に飛び込んでもっとやる必要があるのではないかなというふうに思いますが、その点、十分とは言えないと思いますが確認しておきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１１番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、ただやみくもにボランティアの皆さん方にお力をかしていただけませんかというような、そういう問いかけということはなかなか思いが結実しづらいなというふうに想定いたします。

まず、私どものほうで地域支援事業のサービスをどのように構築していくかということをしっかりと方向を定めた中で御提案させていただくなり、お話をさせていただくという手順が必要ではないかというような、今、そこへ差し掛かっている状況かなというふうに理解しておりますので、米沢議員のほうから御提言ありましたような幅広い皆さんにお声かけをさせて、積極的に声を掛けさせていただくということは、これは必要なことでありますので、そのような思いも持ちまして取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（西村昭教君）　１１番米沢義英君。

○１１番（米沢義英君）　介護保険計画の中に書かれておりますが、地域支援事業の見直しに伴い、ボランティアとＮＰＯと含めたサービスの提供のあり方を検討する、目指すということで書かれているのです。

本来だったら書かれている項目どおりでいけば、早急にこういった問題は取り組んで、もう既に来年から実施するということであれば、具体的な方向性というのが見えてしかるべきなのだけれども、これをきっちりと恐らくどういう事情かはわかりません、やられてこなかったのだというふうに思います。

それが後手になって、いまだにその具体的な対案が出せないという問題点を私は抱えているというふうに思います。

しかし、私はもう既に形はでき上がっているのだというふうに思っているのです。角度を見直せばお元気かいだとか、ふまねっと運動だとか、こういったものがもう既にこのいわゆる目指そうとするものの中の枠の中に、もう入っているのです。ですから、これをいかに、やはり活用といったら失礼ですが、協力してもらうかということなのです。

私、前にも言いましたが、ここには安上がりの行政にして、このボランティア、あるいはＮＰＯ等を活用するのではなくて、きっちりと対価も払いながら、それに準じた公的支援をきっちりと中心に据えて、あくまでもＮＰＯやボランティアの支援というのが、その上乗せですよということを言いました。

町長は、これに対してきっちりその方向でやるということで答弁いたしましたので、きっちりそういうことを踏まえた、やはりこの活用、今、既に実施されているものも含めて、やはりきっちりと有効的に対話しながら、一つ一つ前へ進めるということが今、必要だというふうに思っていますので、こういうものも含めて現状認識含めて町長の考え方についてお伺いいたします。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１１番米沢議員の地域支援事業についての御質問にお答えさせてさせていただきますが、多くの部分で米沢議員の理解と私の理解は言葉であらわすと多少違っても、そう食い違っていないのかなというふうに理解をするところでございますが、既に先ほど申し上げましたようにボランティア活動と違って、ボランティア活動でなくてＮＰＯだとか、あるいは自主的活動されている皆さん方につきましては先ほど申し上げましたように、自分たちでいろいろ研修されたり、勉強されたりして理解が進んでいるということを申し上げましたように、その方々ももちろん中心的に活躍していただくことは想定もしておりますし、既に情報共有もさせ

ていただいております。

一方、そのボランティア活動について申し上げますと、私の印象といたしましては、これまでこういった福祉活動の中で少し積極的に活躍をしていただくという場面も、私どもも提供の度合いが低かったか、適正であったかということはちょっとわかりませんが、改めてボランティアの方々のお力をかりて介護サービスの支援サービスを拡充していくというようなことには目を向けていきたいというふうに考えていますが、そこで少し、これまでは少し歩幅に違いがあったことは事実ではないかなというふうに理解するところでございます。

○議長（西村昭教君）　１１番米沢義英君。

○１１番（米沢義英君）　ですから町長、そういうこともきちっと見て、もう既にでき上がっている核があるわけですから、そういうものを団体の人たちとどういうふうにできるのですかねというような話も含めてやるべきではないかというのが僕の提案ですので、その点、ここに介護計画の中にはサービスの抑制と効率化と費用の抑制を図りながら、そのボランティア、あるいはＮＰＯ法人の活用をするというふうにきっちりと明確に書かれているのです、町長、よく読んでください、ここ。そういうことは決してあってはならない話ですから、たとえ国の上限、あるいは決まっていたとしても、きっちりと地域で安心して介護が受けられ、多くの人たちがやはりこういったものに参加できて、そこに生きがいを求めて地域とのコミュニティーが広がるような、そういったものが本来の住民の助け合いと公的責任の私は関係だというふうに考えておりますので、この点しっかり考えながら対応していただきたいというふうに考えています。

次に、観光振興計画についてお伺いいたします。

確かに観光振興計画の中では２８年、３０年という形の中からという形で景観ポイントにおける駐車場の整備等、誘導サインについての計画を進めてまいりたいという形の答弁でありますが、しかし、こういった部分に対しては早急に予算化すべきものはもうちょっと早急に予算化して、どう見てもちょっと歩いてみたのですけれども、やはり誘導するポイント、ポイントのサインや看板だとか、どう見ても不整備です。

確かに町長が言うように、Ｗｉ－Ｆｉだとか、いろいろなことありますから、そういったものを駆使しながら地域観光ができるという環境はあったとしても、やはり富良野から例えば八景に入るだとか、そういうときになかなか見づらい標識、あるいは全くそういう方向に行く道順がわからないというような状況が実際あるわけです。

ですから、私は観光振興計画の後期待たずに予算化できるものは積極的に予算化して、やはり整備すべきだと思うのです。それによって、少しでも観光客の集客が図れ、またそれはそれとしていい方向に向いていくわけですから、そういった状況というのはまだまだ不十分だと思うのですか、この点お伺いいたします。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１１番米沢議員の景勝ポイント等中心とした観光推進についての御質問にお答えさせていただきますが、ある部分、私も案内看板だとか、そういったことが整備されて、多くの皆様方がその景勝ポイントに足を運んでいただけるような状況づくりというのは、大変、私としても臨むところでございますが、現在、実はそういった特に国道においては案内標識、案内看板等の設置は減らすことは認めていただきますが、ふやすことは非常に困難でございます。

そういう状況、これはもうここだけではなくて、全国的にそういった看板類については非常に厳しい制限の中でしか設置できていないというような実態もございまして、それにかわるツールとしてやはりＷｉ－Ｆｉを整備したり、あるいは観光案内パンフレット等を整備して、そして御案内できるような、そのようなことで対応している実態もございまして、そのあたりは少し私もいずさを感じておりますが、許される中での対応ということで、なるべく多くの方に御案内できるように、これからも努力を続けてまいるところでございます。

○議長（西村昭教君）　１１番米沢義英君。

○１１番（米沢義英君）　制約があったとしても、その制約の中にいかに町長が毎回言っているように住民の、あるいは観光客の誘導を図る対策はとれるかということが今、必要ですから、この点、積極的にそういう制約の中でもどのようにやれるのかということを考えないとだめではないですか。ただ、それだけで終わっていたら、もう何もしなくてもいいという話になると思うのです。この点、確認しておきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１１番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、先ほどお答えさせていただきましたようにそれをかばいきれるような方法、方策はないかということを探っておりまして、例えばライブカメラを設置させていただいたり、Ｗｉ－Ｆｉは申し上げましたとおりでございます。

そういうようなツールを使って御案内できるような仕組みをさらに精度を高めていくことが必要というふうに理解をしているところでございます。

○議長（西村昭教君）　１１番米沢義英君。

○１１番（米沢義英君）　国道ではそうであったとしても、町道だとか、そういったところも可能であればやはり設置できるわけですから、町道でも不十分なのですよ町長、そういうものを現状をしっかりと見ていただいて、対策していただきたいというふうに思います。

その景観ポイントの駐車場整備ということでありますが、基本的には道路、安全を図る目的したものであるということでありますが、私はこれも機械的な答弁で、やはり今、いろいろな上富良野町の景観ポイントを見ましても、やはりもうちょっとここに駐車場があればゆったりと時間を過ごせるのになというところがたくさんあるのです。

実際、やはり日の出公園もそうなのですけれども、やはり整備されていないのです。やはり、こういったものも含めて、ほんの私はこれは一例しか挙げておりませんけれども、こういうものも含めて早急に予算を投じながら改善を図るべきだというふうに思います。

やはり、もうちょっと観光客の方と会ってお話ししましたけれども、もうちょっとここに他の市町村のように駐車帯があれば簡単にとめられるような、そういう用地買収の問題もあるかもしれませんが、やはりいいという話も聞かれてきますので、やはり早急にこういった部分の対策が必要だと思いますが、この点、どうお考えでしょうか。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１１番米沢議員の景勝ポイント等の駐車場の整備についてのお尋ねがございました。

私といたしましては、さきにお答えさせていただきましたように、やはり車輌の通行の安全を確保することを目的とした駐車スペースの確保ということを想定しておりまして、特に景勝ポイント等につきましては、そのロケーション全体がポイント価値があるというふうに理解しておりますので、やはりなるべくそういった構造物を設置しない、あるいは自然のままでその景色を楽しんでいけるということがあって初めて景勝ポイントとなるわけでございますので、しかし訪れていただく方々が当然、モータリゼーション時代の中で車抜きで考えられませんので、そういった方が楽しんでいただくために最低限必要な安全対策上のスペースは確保するべきだというふうに考えておりますことを御理解いただきたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　１１番米沢義英君。

○１１番（米沢義英君）　そういうものも含めて自転車等々、ツーリングなどしても、やはりそういう場所があればゆっくりと、ゆったりととめて見れる環境があるわけですから、町長が言うようにそこも景観ポイントで自然を残しておきたいということはわかりますけれども、一方でやはりそういう観光客の要望に対応するような、そういう施設整備というのは必要でありますから、こういうものをめりはりしっかりつけながら、やはり対応すべきだというふうに考えますが、今後、対応しますか町長、確認いたします。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１１番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、その景勝ポイント、観光スポットではございませんので、景勝ポイントにつきましては、まずその機能を失わないこと、そして訪れて来られる方が安心して、安全にそこを楽しんでいけるようなこと、両立できるような方策をこれからも探ってまいりたいと考えております。

○議長（西村昭教君）　１１番米沢義英君。

○１１番（米沢義英君）　ぜひ探るだけなくて具体化が必要なので、具体化をしていただきたいというふうに思います。

次に、道の駅についてお伺いをいたします。

道の駅ということで、今後、具体的な計画やスケジュール等については、現段階ではやはり意志表示ができないという答弁であります。

この間、確認させていただきたいのですが、町長はこういう道の駅をやはりつくるべきだという要望がずっとありました。

しかし、こういった問題については多額の費用がかかって、運営は町がやるべきものではないというようなことを一貫して述べられてきたわけです。私はここに矛盾がないのかということなのですが、住民のいわゆる総合戦略に載ったからやるというのではなくて、本来だったら以前から住民の要望があって、総合戦略以前に町の活性化、やはり対価を稼ぐためのものとして、また上富良野町を知ってもらうものとして、場所として、非常に重要なポイントだったというふうに思うのですが、これに対してことごとく拒否されてきたのです、町長は。

今回は、複合的な施設という形の中で、つけ加えて新たにあたかも新しい発想だという形の中で展開しようとしているのですけれども、新たらしい発想でも何でもないわけで、従来、言われてきたことの延長線上に町長が乗っかってて、それを今までは引いてきたものをずっとぼんやりさせながら、最近になったようやく形をつくってきたというような、そんな感じなのかなというふうに思うのですが、そういう従来の町長の答弁の間に、町長自身おかしいと思わないのかどうなのか、私はおかしいと思うので

すよ。そこはどうですか町長。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１１番米沢議員のお尋ねにあります道の駅構想にお尋ねいただきました。

認識につきまして議論を交わすというような思いは持っておりませんのでお答えいたしませんが、私は道の駅の設置につきましては一貫して現在も想定もしておりませんし、町がそこに主体的にかかわる道の駅というものは現在も想定していないことをお伝えしておきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　１１番米沢義英君。

○１１番（米沢義英君）　町長、なかなかそれを認めるということになれば、今までの町長の言ってきたことが、真っ向から、みずからの内部で対立するという形になるので言われないのだというふうに思いますが、いずれにしても今後、こういう具体的な計画が出てきた時点で、また必要性というものも含めて検討する場が出てくるかというふうに思いますが、いずれにしてもこういったものについては今後、十分な検討が必要かというふうに思います。

そのことを述べさせていただきたいというふうに思います。

次、西小グラウンドの整備についてでありますが、確かにこの間、この答弁の中にも書かれてありますように２２年度等において暗渠排水等のボランティア工事が行われたりとかしてきました。

しかし、この間も学校の評議員会あったときにちょっと見まして、そのときたまたま雨降っていたのです。もう既に、その時点でもフィールドの部分だとか、水びたしでなかなか引かないという状況があるのです。

やはり、本当にあそこはいろいろと改善されたとはいえ、根本的な解決には至っていないです。上富良野町小学校のグラウンドから見た場合、降雨量を比較してみた場合に、こちらのほうは比較的水はけが引いて良い状況になるのですが、西小学校の場合はグラウンドはなかなかそういった状況になりません。

子どもたちは６年間いて、本当に一瞬のうちにそういう学校環境の中で過ごして卒業するわけですから、やはりそういう大切な学ぶ環境の中で快適に過ごせる環境を十分ではなくても、十分ありますが、やはり改善して早急な財政投資、あるいは計画を持って改善すべきだというふうに思いますが、この点、教育長の見解を求めます。

○議長（西村昭教君）　教育長、答弁。

○教育長（服部久和君）　１１番米沢議員の西小グラウンドに関する御質問にお答えしたいと思います。

今、議員のほうからグラウンドの状況等々お話をいただきました。客観的にほかのグラウンドから見てどの程度、水はけが悪いかという部分は客観的な比較、化学的な比較はしておりません。ただ、昔から言われている部分で言えば、西小のグラウンドは水はけが余りよくないなと、もともと粘土地であったし、切り土をしてつくったグラウンドだからなということは私も認識しているところであります。

ただ、この５０年の歴史の中で、なかなかこの実現ができてないというのも一方で事実であります。どのぐらいの水はけがいいのかというのが、ちょっとこの場でお答えすることはできませんけれども、教育関係施設たくさんある中で優先順位等する中で対応を、できる限り対応を図っていきたいなと、そんなふうに考えているところでございます。

ただ、一方では体育の授業などで使えなくて困ったという現場からの声は、今のところ聞いていないところでございます。全体の教育施設見る中で対応は図れる時期に対応を図っていきたいと、そんなふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（西村昭教君）　１１番米沢義英君。

○１１番（米沢義英君）　いろいろ学校も工夫して雨降った場合は室内を利用するだとかいろいろありますので、そこら辺も現場では配慮した中でやっているというふうに思います。

次に、上富良野中学校の改築の問題でありますが、いまだにその方向性が国の問題でありますから、我々が騒いだとしてもなかなか国がきっちりと対応してくれなければ、いただかなければお金が、補助金がつかないという状況にあります。

万が一、今後、多年度にわたって、恐らくこういうことがないというふうに思うのですが、未着工に行くというような可能性が出た場合に、今後どういうふうな対応をされるのか、この点、確認しておきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君）　教育長、答弁。

○教育長（服部久和君）　１１番米沢議員の上富良野中学校の整備に関する御質問にお答えしたいと思います。

先ほども答弁の中で申し上げましたけれども、国の動向等しっかり注視する中で対応していきたいというのが考え方であります。

基本的に補助金がつかない中で、実施をするというような考え方は持っておりません。今回、対象になっている事業費３億ちょっとなのですけれども、その中で補助金のベースとしては６，０００万円ちょっと、残り２億４，０００万円程度、地方債等で賄うわけでありますけれども、地方債についても

補助金があるから地方債がつくというような制度の仕組みになっておりますので、補助金がもらえて実施するというのが基本系だというふうに考えております。

今、選挙があった後に補正予算なども予定されるということから、そういう部分に対しても非常に期待は持っているところでありますけれども、それも現実にどうなるかというのは、まだわからない状態であります。

しかしながら、現場においてすぐ立たない部分で事業等に支障があるかという視点で見ますと、とりあえず今、古い特別教室等、すぐできるならこれは望むところでありますけれども、そちらのほうで授業をするなどで、応急の対応はできるのかなと思っているところであります。

先ほども繰り返しになりますけれども、引き続き国の動向を注視する中で要望活動を続けていきたいなというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　以上をもちまして、１１番米沢義英君の質問を終了いたします。

次に、１２番中瀬実君。

○１２番（中瀬　実君）　私は、さきに通告をさせていただいております２点４項目につきまして、御質問させていただきたいと思います。

まず１点目の見晴台公園の今後の方向についてということであります。

見晴台公園は、平成１９年に地域振興を図る目的でオープンいたしました。町としては、上富良野の現在の観光拠点の役割を果たすように整備をするということでありましたけれども、現在は情報ステーションとしての案内所はありますけれども、上富良野への観光客を呼び込むための機能はまだ果たしていないと思われます。

そこで１点目、今後、見晴台公園をアピールし、観光客を町内の施設へ誘導するための考えはあるのかを伺います。

２点目、見晴台公園の誘導看板をつくる予定はあるのかを伺います。

２項目め、日の出公園の駐車場についてお伺いをいたします。

２００８年に農地法一時転用違反が発覚してから、きょうまで日の出公園の駐車場問題は解決しておりません。

２００９年からイベント時はキャンプ場東側の離れた場所を一時的に借り、そこから観光客を送迎しているのが実態であります。この公園を訪れる観光客に対して、決して優しい対応とは思いません。

そこで１点目、今後、町は日の出公園駐車場を確保する考えはあるのかをお伺いします。

２点目、日の出公園を今後も観光拠点とするための施設整備を今後、予定する考えがあるかをお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１２番中瀬議員の２項目についての御質問にお答えさせていただきます。

まず１項目めの見晴台公園の今後に関する２点の御質問にお答えさせていただきます。

１点目の見晴台公園から町内への観光客等の誘導についてでありますが、町ではこれまで見晴台の機能向上を図り、情報発信の拠点化を目指し、町民の御意見をお聞きするため、平成２３年度にワークショップ方式による見晴台公園利活用に関する検討会議を開催させていただいたところでありますが、結果的に計画で示させていただきました内容から、大きく修正することとなり、情報ステーションの移設と植林、花壇の設置、散策路の整備などとなったところであります。

現在は地場産野菜の直営販売の実施や観光協会のホームページによる情報提供のためのＷｉ－Ｆｉの設置がされているところでありますが、前段申し上げましたように、情報発信拠点としての機能を満たしている状況とは言えず、観光客等の町内への誘導拠点としては、現在の状況の中では機能発揮には限界があると感じているところであり、さらに見晴台を再整備することは難しいものと判断しているところであります。

次に、２点目の見晴台公園の誘導看板についてでありますが、公園案内看板と町内の案内看板は、公園内のトイレ横と駐車場帯東側にそれぞれ設置しております。

また、誘導看板につきましては、国道２３７号線の情報ステーションから旭川よりの５００メートル手前に、富良野寄りでは３００メートル手前にそれぞれ設置してありますが、案内看板が小さいため、走行中確認しづらく、国道を管理しております旭川開発建設部に対し、案内所、見晴台情報ステーションとして誘導できるような看板への変更を要望しているところでありますので、御理解を賜りたと存じます。

次に、２項目めの日の出公園の駐車場に関する２点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、１点目の日の出公園の駐車場についてでありますが、現在、イベント開催時に使用しております臨時駐車場につきましては、所有しております国の資産売却の対象用地にもなっており、来場者に対しての利便性もおとり、建設する場所の常設駐車場の整備は日の出公園の活用を図る上において非常に

重要であると私も強く認識をしております。

また、日の出公園ラベンダー園の再生計画も順調に進んでいることから、なお一層の必要性を感じているところでありますが、整備につきましては課題の整理も必要なことから、これらも含め今後、判断してまいりたいと考えております。

次に、２点目の日の出公園の観光拠点としての今後の施設整備についてでありますが、日の出公園再生事業も順調に進んでおりまして、ラベンダー園も再生が図られ、現在、通常の維持管理へ移行した状況にあります。

本年度は、再生計画によります巡回道路及び展望台トイレのバリアフリー化の整備と展望台の補修を行うところでありますが、今後の施設整備におきましては常設駐車場の整備等が課題と捉えており、観光スポットとして来訪者に再び訪れていただけるような環境整備と魅力づくりは何より重要であり、一度期待を裏切ることになれば、挽回するためにはかり知れない時間と労力が必要になるものと認識しており、これらの事態を招くことがないよう努力してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　再質問ございますか。

１２番中瀬実君。

○１２番（中瀬　実君）　今、町長の答弁をいただきまして、私は非常に残念に思っております。

見晴台公園をこのような形で、いわゆる再整備をすることは非常に困難だということで、結論は今後は余り手をかけないということになったことに対しての残念だということであります。

それは、私も残念だと思っておりますけれども、この再生、この公園を観光拠点として観光客を町へ呼び込むためのいろいろな計画を立てた段階で、町長としたら私よりも何倍も悔しい残念な気持ちだったと私は思っておりますけれども、果たして本当にこのままでいいのか、多額の費用をかけて用地買収をして、そして計画を立てて、それがいわゆる住民との話し合いがうまくいかなくて中断をせざるを得なくなったということで、このまま情報発信の情報館は残ることになりますけれども、あの見晴台公園がもう少し何とかならないのか、これからも再開発はできないということではありますけれども、何らかの形でそれらを整備することはできないのか、お金をかければいいというものではないですけれども、何らかの形でそれを見晴台公園を整備することはできないのか、それをもう１点、さきにお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１２番中瀬議員の見晴台公園に関します御質問にお答えをさせていただきます。

中瀬議員のほうから、私の気持ちを参酌していただいて御発言いただいたものと、私もそういうような気持ちをずっと持ち続けてきたところでございます。

しかしながら、さきにもお答えさせて、米沢議員にもお答えさせていただいてきているように、やはり一定のところで計画が十分達成できなかったことに対する思いは思いといたしましても、やはり新しい展開に向けて歩みを進めていくことも町民の皆さんにとっては必要なことかなというような思いに立っているところでございまして、二つの思いを両方同時に進行していくということもなかなか現実には難しい問題でございまして、見晴台公園につきましては非常に思いは思いとして持っておりますが、現在のところ少し時間をかけていく時期なのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（西村昭教君）　１２番中瀬実君。

○１２番（中瀬　実君）　いわゆる見晴台公園が、この計画を立てる段階では、最初の段階での計画を立てる段階では先ほど答弁をいただきましたけれども、ワークショップ方式の検討会議を３回ほど行っていることを私も承知をしております。

その中で、いろいろな意見をいただいているはずです。その中で、やはり見晴台公園は上富良野町の観光の拠点として町に観光客を呼び込むための拠点になるべきだと、するべきだというふうに提言をいただいているのも私も聞いておりますし、それから当時は今の情報館という、あの場所がちょうど国道から見えづらい場所にあるということも、それももう少し国道から確認のできる場所に移動したほうがいいのではないかという意見もあったと思います。

それらについて、当然それを、意見を参酌しながら現在の場所に移動したのだと私は思っておりますけれども、そのような形でやはり町民、いろいろな方の意見というのはやはり尊重すべき点というのはかなりあるはずです。

だから、全てが全部ができないとしても、ある程度、できる部分はあると思うのです。だから、今回、町長は再整備は非常に難しいと、いわゆる難しいから多分、手をかけられないというふうな感じで答弁をされたのだと思いますけれども、それは一部の方の意見がそういうふうに反対されたということもあるのでしょうけれども、その反対した意見に何とか添えるような計画が、コンセンサスが得られるような計画は立てられなかったのかと、全て一つこれはだめだと言われたら、全ての計画をだめにしようとかという考えでこういうふうになったのか、そ

こら辺のところもう一度確認させていただきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１２番中瀬議員の見晴台公園につきましての御質問にお答えさせていただきますが、当時のいろいろワークショップ等通じて議論がされたことにつきましては、今、改めてその多くをお話するというようなことは望ましくないと思いますのでお話申し上げませんが、こういった町民の皆さん方の思いというのは、これは１０人、１００人１００用でございますので、それぞれ価値観を持ってお話、御意見をお持ちでございます。

そういった中で、最終的に私どもが計画をしていた、計画をさせていただいた形を進めるべくいろいろ示されました条件等を私どもとしては一定程度満たしたのかなと、十分ではなくてもある程度、御期待に応えるような形づくりができたのかなというふうに理解はしておりましたけれども、それが進めばさらに次の段階へというような状況が出てまいりましたので、これはここで一度、私どもとしては中止と申しましょうか、修正するべきだというふうに判断したところでございまして、そういった状況が現在も私は基本的に、根本的に大きく変化しているというような状況と判断しておりませんので、先ほど申し上げましたように、やはり一定程度の時間が必要かなというふうに理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　１２番中瀬実君。

○１２番（中瀬　実君）　私はこの公園が町として見晴台公園というのは、町の公園としての位置づけは今後も変わらないという判断でよろしいでしょうか。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１２番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきますが、見晴台公園としての位置づけは存続をさせていくというふうに考えているところでございます。

○議長（西村昭教君）　１２番中瀬実君。

○１２番（中瀬　実君）　見晴台公園をアピールするためのいわゆるこれは誘導看板の関係についてでありますけれども、国道縁に確かに案内板というか、いわゆる情報発信するための情報館花人街道情報館というのですか、そんな形で電柱というか、何とか小さな、余り大きくない看板がありました。

でも、あれは、いわゆる我々車で走ったときに見づらいです、わかりづらいです、見晴台公園という言葉は１個も出ていません。情報館という形の、それはあれは開発の関係で規制があって、いわゆる公園の名前を出すことができなのいか、それはわかりませんけれども、非常にわかりづらい。

いわゆる歩道を歩いている人であれば、それはわかるでしょうけれども、私も走りながらあそこ、どこにあるのかと思って走りながら見ましたけれども危ないです、そんな気をつけて見るようなところではありませんから。

だからせっかく看板を設置するのであれば皆さんにわかりやすいものを出すのが本当の姿だと思います。

先ほども開発の関係があって、これからも、今後もいろいろなわかりやすいような形の看板の設置をお願いしているということでありましたけれども、この看板を設置されたのはいつ設置をされたのかをちょっと伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君）　時期については後ほど回答いただくことにしますので、引き続き質問があれば。

１２番中瀬実君。

○１２番（中瀬　実君）　時期のことは確認をさせていただきたいと思いますけれども、結果的に先ほど申し上げましたけれども、見晴台公園がここにあるよという形の看板はないのですよね。情報発信館とか情報ステーションとか、そういう形ではあるかもしれませんけれども、確かにあの場所に来ればあるかもしれませんけれども、国道を走っている車の人たちにとっては何キロも先からそういったものがあるよということを確認しなければ、その場所についたときにここにトイレがあるのだよなという程度ぐらいしか認識をしないと思うのです。

だから、そういった面では非常に不親切な部分だというふうに思っていますし、そしてさらに国道ですから、看板の設置が非常にいろいろな制約を受けるということもわかりました。であれば、その国道のところでないところにもちゃんとそういう知らしめる場所があるではないですか。いわゆる旧国道と今のバイパスの分岐点に上富良野町の観光施設を案内する看板が立っているところありますよね。あの地点が非常に誘導する看板を立てる場所としては非常に一番いいと思うのです。あれは町の用地だと思いますから、あそこの場所にプラス見晴台公園がありますよ、郷土館がありますよ、何がありますよと、そういった部分含めて、そこに看板を設置する、そういった方法はとれないのか、その辺のところちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１２番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

私も国道上に国道の路側にあります２カ所の看板

については非常に認識しづらいということは私も全く同じような認識でございます。

新たに、町では現在も要望続けておりますが、現在、開発局のほうから示されて、意向として伝えられておりますのは、新たな設置というのはほぼ可能性は望めないと、もし工夫をして情報ステーションとしての表示をするとすれば、現在ある町内へのほかの観光施設への、あるいは公共施設への案内表示に置きかえてということは可能性はありますというような話は伺っているところでございます。

あるいは、とにかく看板の面積をあれ以上大きくすることは、まず可能性が非常に薄いと。それは開発自体というより、むしろ景観全体を考える組織がございまして、そちらのほうでそれはよしとしないというようなことでの説明を受けているところでございます。

一方、今、中瀬議員のほうから御提言ございました旧国道とバイパスとの分岐点にあります観光案内のモニュメント、それらの中にそういった表示ができるかどうかということについては、これは現在まで検討した経過がございませんので、それは今後、そういった御意見を踏まえまして、少し検討をさせていただきたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　１２番中瀬実君。

○１２番（中瀬　実君）　せっかくの看板ですから、皆さんがきちっと理解できるような形で、見やすい形で看板を設置していただきたいというふうに思っておりますし、そしてまた、もう一つ私のほうから提言させていただきたいのは、せっかく上富良野町に「らべとん」というイメージキャラクターができたわけですね。あのキャラクターを看板のところに、ここの上富良野町はこの「らべとん」がこういう案内をする形のことが何とかできないのかなと。いろいろなところにアピールするために、そのキャラクターをつくったわけですから、例えば上富良野町の温泉街、それから観光施設、日の出公園も含めてですけれども、こういったところに、こういったところがあるよというような形の「らべとん」が指指して案内する、そういうようなものができないのか、する考えはないのかお聞きしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　中瀬議員、ちょっと通告外ですので、それについての答弁はしませんので。関連あるのはわかりますけれども。

再質問、１２番中瀬実君。

○１２番（中瀬　実君）　そのような形で、先ほど町長が看板の件についてはできる範囲検討していただくということですので、できるだけ皆さんが、観光客の皆さんが上富良野町を訪れていただけるような工夫をしていただくように何とかしていただきたいと思っております。

次に、日の出公園の駐車場についての関係でございますけれども、２００９年そのときに、いわゆる今まであった臨時駐車場、それが農地転用違反ということで駐車場が日の出公園からなくなったということで、非常に観光客の皆さんには不便をかけていると、これは私が申し上げるでもなく一番観光客の皆さんが不便を感じているということだと思います。

これらのことは、当然、観光客の皆さんからいろいろな場面で、いろいろな方面から聞いていると思いますけれども、今までこのような形で経過をしてきている。

先ほど答弁、町長もされましたけれども、この公園の活用を図る上では非常に重要な部分であると強く認識しているというふうに答弁をいただきました。

強く認識しているということは、いわゆるあの公園の部分の観光客に対しての駐車場は必要なのだというふうに思っているという答弁だと私は理解しておりますので、そこら辺のところ今後どのような形で駐車場を確保していく予定があるのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１２番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

認識につきましては、議員からお話をいただいたとおりでございます。

振り返ってみますと、過去に整備をしたいということで御提案をさせていただいた経緯もございまして、そのときと現在の気持ちは一つもぶれておりませんし、変わってもおりません。

しかしながら、一方で、そこへ向かうに当たりましての課題を整理がしていかなければならないこともありますので、そういった課題を乗り越えられる、整理できるというような判断に至ったときには、皆さん方にまたお諮りをさせていただくようなことになろうかというふうに考えているところでございます。

○議長（西村昭教君）　１２番中瀬実君。

○１２番（中瀬　実君）　ラベンダーも町長の英断によって植栽、植えかえが行われましてやっと本来のラベンダー園が何とか復活するのではないかというふうに思っております。

結果的には、ここ何年間の間は観光客の皆さんにいろいろな面で不便をかけたと、御迷惑をかけたという部分はあったでしょうけれども、今後において

は、この植えかえしたことによって今までと違って、また別の形での利便性もよくなったという部分があると思いますし、それからことしもいろいろな面で道路の交差するための拡幅の工事とか、それからトイレのバリアフリー化とか、展望台の改修等とか、そういった部分で９，０００万円ほどの費用をかけて、いわゆる観光客に対しての思いやり、気持ちを少しでも来て良かったというふうになるように予算付けをさせているわけでありますけれども、これだけ整備を整って、ここにきてやはり一番なのは先ほどから申し上げておりますように、やはり駐車場なのですね。ほとんどの方は観光客の皆さんというのはほとんどの方は車で来られるわけです。車で来るということは、いわゆるそれをどこかの場所に置いてそこから歩いてくる、もしくは当時、いわゆる本当のイベントのときにはバスを利用してピストン輸送をするというような形でその現場まで来るということは、いわゆるお祭り気分の気持ちはちょっと一瞬、何とかせっかくそこまで来たのだけれども、気持ちが薄れるというか、そういう感じになってしまう。やはり、駐車場がすぐそばにあるということは大事な部分だというふうに皆さんが思っていることだと思うのです。

だから、その部分についてはもうある程度、今後、検討課題とかいろいろあるでしょうけれども、早急に対応するべき問題だと私は思っておりますので、これは早急に考えていただける予定があるかどうか、もう一度確認させていただきます。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１２番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきますが、繰り返しになりますが冒頭の答弁の中でもお答えさせていただきましたが、やはり特に高齢化、長寿化を迎えた時代の中でお年をめした方、あるいは体の御不自由な方々がそばで車をとめて、そして楽しんでいただけるような条件整備というのは、私としては欠くことができない条件整備だというふうに考えておりまして、それらを満たしたいなというふうな思いは常に持っているところでございます。

しかしながら、これまでの経過の中でそれが総意とならなかったというような事実もございますので、それらの整備がやはり一定程度の時間を費やさした中で価値を共有できるような時期が私としては１日でも、１時間でも早いことを望んでおりますが、そういうことが客観的に判断できるような時期がいずれ来るものかなということで理解をしているところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　１２番中瀬実君。

○１２番（中瀬　実君）　答弁の中で町長はいわゆる来訪者に再び訪れていただけるような環境整備、魅力づくりは何よりも重要であると、一度期待を裏切ると挽回するのにははかり知れない時間と労力が必要になるのだというふうに認識をしているという答弁をいただきました。

結局はそういうことだと思うのです。やはり、観光客の皆さんというのは何回も訪れる方もいるでしょうし、それからその一度きりの方もおられると思うのです。その一度きりに来られた方は、上富良野のラベンダーを見に行ったのだけれども非常に不便だったよというようなことがもし聞こえていきますと、非常に余りいい評判にならないということになることにつながってしまうのだと思います。

私どもの町でもつい先日、総合戦略の中でいわゆる年間の観光客の入り込み数が現在の６５万人から将来９０万人を目指すということで戦略を立てているわけでありますから、訪れた人が好印象を抱くようなそういうおもてなしのできるような観光地でなければ生き延びていかれないというふうに思います。

何とか、これは何度も同じことを繰り返すようになりますけれども、早急な対策をお願いというか、考えるべきだと私は思っております。ですから、何とか町長サイドで検討をお願いする場面だと思っております。

再度、考えを伺いたいと思いますけれども、慎重な計画で場所を選定するにしても、いろいろな場面のことを斟酌しながら考えていかなければならない問題だと思いますので、何とか今後において早急な対策をお願いしたいと、そういうふうに思っているところでありますので、この辺のところを今後の課題としていただきたいなというふうに思っております。

そこで、これを今後の課題として受けとめていただけるということで理解していいのかだけを、最後にお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１２番中瀬議員の日の出公園の整備に関します御質問にお答えさせていただきます。

私のまず町民の皆さん方の総意だというふうに私自身思っておりますのは、日の出公園の再生計画が町民総意で進めてこれたと、その魅力づくりを今まさに、それを達成しようとしている段階でございます。

しかし、それをこれから持続的に維持していくためには、さらにそれらをサポートする環境整備、当然、駐車場も含めて、そういったことが一体的に行

わなければ、やはり一時の打ち上げ花火で終わってしまうことにつながる可能性もあります。

そういうことにならないように、先ほど申し上げましたように、１回信頼、期待を裏切ると非常にとてつもない労力、時間が必要となりますので、そういうことにならないようなことを目指して、この環境整備、あるいは施設整備についてこれから注意深くその動向等見ながら、必要な時期に決断をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　再質問、よろしいですか。

以上で、１２番中瀬実君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。

再開は、１０時５０分といたします。

午前１０時３６分　休憩
午前１０時５０分　再開

○議長（西村昭教君）　休憩前に引き続き、会議を再開いします。

先ほど中瀬議員のほうから質問のありました看板の設置年度がわかりましたので、それを答弁いたさせます。

建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤　清君）　１２番中瀬議員の先ほどの誘導看板の設置につきましてでございますが、先ほど開発局のほうに電話しまして、駐車場が平成１８年に設置されましたことから、看板については１９年というふうに報告がありました。

それと、この誘導看板につきましては、シーニックバイウェイの協議会で統一看板ということでどこも同じようなスタイルで、西神楽も同じようなスタイルなのですけれども、同じような看板を統一看板として設置されております。

以上でございます。

◎日程第３　議案第１号

○議長（西村昭教君）　日程第３　議案第１号平成２８年度上富良野町一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（石田昭彦君）　ただいま上程いただきました、議案第１号平成２８年度上富良野町一般会計補正予算(第２号)につきまして提案の要旨を御説明申し上げます。

１点目は、平成２７年度の各会計の決算確定に伴う繰越金及び繰入金の補正であります。

一般会計においては、２億８，５０４万２，０００円の繰越額となったことから、当初予算の繰越金計上額を差し引いた２億５０４万２，０００円を増額補正するものであります。

また、国民健康保険特別会計など、五つの特別会計において翌年度への繰り越し手続きをすることに伴い、一般会計で繰り戻しを受けるため、繰入金の補正をするものであります。

２点目は、認定こども園及び保育所の入所者確定等に伴う補正ですが、当初予算ではそれぞれ認定区分ごとの定数をもって予算措置していたところでありますが、昨年度まで保育所であった施設については１号認定が、また幼稚園だった施設については２号、３号認定が定数を大きく下回る結果となったところであり、公定価格の改訂部分等含めて所要の補正を行うものであります。

３点目は、町営住宅泉町南団地に整備に係る社会市資本整備総合交付金の増が示されたことから、歳入とあわせて本年度予定している解体工事の事業量をふやすよう事業費の補正を行うものであります。

４点目は、本年３月定例町議会において御議決いただいた旅費条例の改正に伴い、特別旅費など既決、予算内での対応が困難なものについて所要の補正を行うものであります。

５点目は、ジオパーク推進員を地域おこし協力隊員として１名を何とか委嘱したいと予定していたところでありますが、２名の応募があり、両名とも極めて優秀で、本町での活動に高い意欲が伺え、一層の取り組み強化が求められるジオ活動の推進につなから、２名の委嘱を決定したところであり、所要の補正をお願いするものであります。

６点目は、日の出公園スキー場圧雪車の更新についてですが、同車輌は昭和６３年から６４年の十勝岳噴火災害時に導入したもので、通常時にはスキー場の整備に活用してきたところですが、２７年が経過し、故障等が発生した場合に交換部品なども調達だきないこととあわせて、今後の火山活動を想定したときに更新の適期と判断したことから、備荒資金組合の譲渡事業を活用し、更新を進めるよう所要の補正をお願いするものであります。

７点目は、個人番号カード関連事務委任交付金について、今年度の交付上限額が示されたことから、交付事務に係る臨時職員賃金の計上を含め、所要の補正を行うものであります。

８点目は、富良野広域連合の補正予算(第１号)に伴う補正で、上富良野給食センターにおける貯湯槽温度調節器の修繕及び連合職員の人事異動に伴う職員手当増の負担分について所要の補正を行うものであります。

９点目は、情報セキュリティー安全措置対策についてですが、取り扱う情報量の増大によりバックアップシステムの整備とあわせてサーバー室の冬季空調施設が経年劣化により使用できなくなったため、取りかえを行いたく、所要の補正をお願いするものであります。

１０点目は、マイナンバー制度を活用した情報連携の運用に向けた総合運用テストの実施に当たり、国の補助上限額が示され、事業費がまとまったことから所要の補正を行うものであります。

以上を申し上げました内容を主な要素といたしまして、財源調整を図った上で財源的に余剰となります部分につきましては公共施設整備基金に一定額を積み立てるとともに、今後の財政需要に備えるため、予備費に計上することで補正予算を調整したところであります。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

なお、議決項目の部分について説明し、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承を願います。

議案第１号平成２８年度上富良野町一般会計補正予算(第２号)。

平成２８年度上富良野町の一般会計補正予算(第２号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億９，１５８万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７３億１，６２４万８，０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第２条、債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

１ページをごらんください。

第１表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第１表、歳入歳出予算補正。

１、歳入。

１款町税、３５万円の減。

１２款分担金及び負担金、１２万円の減。

１４款国庫支出金、１，０５７万円の減。

１５款道支出金、１，２７８万４，０００円の減。

１７款寄附金、８４万５，０００円。

１８款繰入金、９５２万１，０００円。

１９款繰越金、２億５０４万２，０００円。

歳入合計は、１億９，１５８万４，０００円であります。

２ページをお開きください。

２、歳出。

２款総務費、１億７，０３０万７，０００円。

３款民生費、６，１０６万５，０００円の減。

４款衛生費、１２万６，０００円。

６款農林業費、４８万円。

７款商工費、３８４万円。

８款土木費、１，６２３万８，０００円。

９款教育費、７７万１，０００円。

１２款予備費、６，０８８万７，０００円。

歳出合計は、１億９，１５８万４，０００円であります。

３ページをごらんください。

次に、第２表債務負担行為補正についてでありますが、前段、申し上げました圧雪車更新事業について債務負担の期間と限度額を追加設定するものであります。

以上で、議案第１号平成２８年度上富良野町一般会計補正予算(第２号)の説明といたします。

御審議いただき、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

ございませんか。

１１番米沢義英君。

○１１番（米沢義英君）　何点か質問させていただきます。

最初に、１３ページの社会保障番号システム交付金という形で、自治体との連携強化のシステムが起動するかどうかというような話だったかというふうに思いますが、どういうような交付金内容になっているのか、その内容お伺いしたいと思います。

将来的には、もうこれ以外の今後、整備にかかわる部分の予算というのは、また整備が出てくるのかどうなのか、まずお伺いしておきたいと思います。

次に、平成２７年度からの余剰財源という形で不用額になった部分が繰り越されて公共施設整備基金に積み立てられようという形になっております。

こういう将来的な財政の、あるいは公共施設の整備という点ではいいというふうに考えますが、一方で、今、この間も挙げましたけれども、グラウンドの整備や、あるいはそういったもの、子どもの医療費だとか、あるいはいろいろこれから整備にかかわる部分だとかあるかというふうに思いますが、もっと、その１億６，０００万円を公共設備という形で積み立てるのではなくて、やはり誘導看板の整備だとか、そういったものにも充当するような方向で、

一定部分をやはりそういったものにも充当する必要があるのではないかというふうに思いますが、この点はどういう積み立ての中で公共施設整備基金という形で積み立てられるのか、この点をお伺いしておきたいと思います、

次に、地域おこし協力隊という形で、これは報償費、あるいは賃金等が絡んでいるかというふうに思います。

当初予算でも一定部分が計上されておりますが、その中でもジオパーク、あるいは地域おこし協力隊という形の中で観光あるいは専門的な知識を要しながら、多言語が対応できるような、そういった人たちを採用するという形になっておりますが、今回もどういうような要素でこういう地域隊の採用されたのか、この点、お伺いしておきたいというふうに思います。

町営住宅の関係でお伺いいたします。２９ページです。

南団地解体という形で、９戸から２７戸にふえたという形になっているかと思います。

今後、次年度以降、予算の付き方によってもまた解体の戸数がふえたり、減ったりするかというふうに思いますが、この点とあわせて現在、まだいわゆる外構工事が未着工で、非常に水が中央にたまったりだとかして水はけをよくするための暗渠などが取り入れられたりだとかしておりますが、雨が降った場合異臭を放っているという現状もありますので、外構工事部分、恐らく全体工事が終わらなければ、そういった部分できないのかというふうに思いますが、土がむき出しになっている部分等がありますし、こういったところはどういう手順で整備されるのか、あわせてお伺いしておきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君）　１１番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、マイナンバー制度の総合運用テストにかかわる御質問かというふうに思います。事務交付金ではなくて、補助金のほうです。

今、国のほうからお示しをいただいている総合運用テストにつきましては、少し国で幾つかのブロックをつくって運用テストをしていくようなことでお聞きをしています。

基本的には、それぞれの自治体と国の機関との情報連携のやりとりをするようなテスト、それからグループをつくりまして、近隣の市町村との情報連携やってみるような、そういう試験をこの９月以降に実施をしていきたいということでお聞きをしておりますので、それに伴ってのその運用テストをする部分の事業費として国の補助金の中で対応していくような予定と考えているところでございます、

それと、財政運営にかかわる御質問だというふう思いますけれども、今回、２億８，０００万円ほどの２７年度からの繰越金ということで見込まれたわけでありますが、その中で一定程度、公共施設整備基金にも積めさせていただくわけでございますけれども、議員のほうからは、それぞれいろいろな行政課題がある中で、こういったいろいろな行政課題を解決するために予算化することも必要ではないかということでありますが、基本的にはお金が余ったからやるというものとは基本的には違うのだろうというふうに思っております。

一定程度計画の中で予算化をしてございますので、当然、補正予算の中で必要な事業があったときには、補正予算の対応でお諮りすることがあろうかと思いますが、基本的には将来の公共施設の整備に向けて、一定程度、近い将来にも大きな事業費を予定する公共事業も予定されていることから、その折に一般財源に大きな影響を及ぼさない手段として、公共施設整備基金に積み立てをさせていただいているところであります。

それと、地域おこし協力隊の任用にかかわりましての御質問をいただきました。

ジオパークの推進員と観光推進員を今年度で活用したいということで予定しておりまして、当初予算におきましてはジオパークの専門員１名、観光推進員１名の当初予算を計上させていただきましたが、ジオパークの推進員につきましては、年度前からいい人がいないかというようなことで、ＪＧＮの先生方を通じていろいろとアドバイスをいただいたり、あと研究者の情報サイトでありますジェイレックインというサイトがありますので、そちらを通じて研究者の募集等を行ったところであります。

幸いに２名の方が募集をいただきまして、４月２２日に町においては面接試験を実施させていただきました。

ちょうど両名につきましては、それぞれ別の大学でございますが、博士課程に籍を置いておられる方で、それぞれ人文科学と自然科学の両名のそういった方でありましたので、２人の力を活用しながら、ジオパークの推進活動にさらに力を注ぎたいということで、町においては２名をぜひ活用して、今後の活動の推進を図りたいということで、内定をさせていただいたというところであります。

観光推進員の採用の経過等につきましては、産業課長のほうからお答えがあると思います。

○議長（西村昭教君）　産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻　剛君）　１１番米沢議員の観光推進員の地域づくり協力隊の採用の流れといいま

すか、そちらに対する質問にお答えさせていただきます。

観光推進員につきましては、そういう地域おこし協力隊を募集から採用になった際の研修だとかのフォローですとか、あと要するに町が最終的に面接をして、決定ということになるのですけれども、それまでのことを事務を代行していただく、そういう委託業者がございまして、そういう委託業者を活用した中で今、進めているところでございます。

今の状況でございますけれども、東京、札幌等で面接をさせていただいて、かなりの最初の応募はあったのですけれども、要するに適性検査、ウェブテストというのがあるのですけれども、そちらのほうで面接まで行ったのは現在まで４名ということで、先日、札幌のほうで面接したときに、優秀な方がいらっしゃいましたので、こちらのほうから内定をさせていただいたところでございまして、今、向こうのほうからの返事を待っているという状況で、より早い時期に来ていただいて、活躍いただけるように、そういうことを期待しているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君）　町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君）　１１番米沢議員の町営住宅の整備についての御質問にお答えさせていただきます。

現在、２号棟まで完成しまして、皆様入居のほう、手続きのほう進めているところでございますが、先ほど御質問にありました外構工事の関係でございますが、今回、２号棟に隣接する公営住宅について、２８年度解体を予定していることから、こちらの工事のほうを９月以降に工事の着工に取りかかるようなことで今回、増額の補正もかなわったことから、あわせまして、そこについて整備を着手していきますので、それの後、済みません外構工事についてもあわせてとり行っていくこととなりますので、本当に入居者の皆様には臨時駐車場等、ちょっと御利用していただく中で今、入居生活を継続していただいておりますので、ということで皆様にも御理解をいただきながら現在、進めているところでございます。

○議長（西村昭教君）　質問はございませんか。よろしいですか。

ほかに質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第１号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第４　議案第２号

○議長（西村昭教君）　日程第４　議案第２号平成２８年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第１号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木真弓君）　ただいま上程いただきました、議案第２号平成２８年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第１号)につきまして提案の要旨を御説明申し上げます。

１点目は、平成２７年度決算確定に伴う繰越金について所要の補正をするものであります、

２点目は、後期高齢者支援金等及び前期高齢者納付金等介護納付金の額確定に伴い、保険給付費の財源組みかえを行い、国からの療養給付費負担金、国及び道の財政調整交付金を補正するものであります。

３点目は、平成３０年度国民健康保険制度改正の準備に当たり、保険者として現在、国保業務に使用しているシステム改修費用について、所要の補正をするものであります。

４点目は、平成２８年３月臨時議会において、地方創生加速化交付金事業費の補正により、多世代指向健康づくりまちプロジェクト事業費が地方版総合戦略に位置づけられ、一般会計総務費に計上し、かつ繰越明許費を設定したことから、本会計予算から減額するものであります。

５点目は、平成２７年度一般会計繰入金の精算に伴い、一般会計への繰出金が確定したことにより、所要の補正をするものであります。

また、収支残額の１，８３４万８，０００円につきましては、今後の本会計の安定対応に備えるため、予備費に計上することで補正予算を調整したところでございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

なお、議決項目の部分について説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第２号平成２８年度上富良野町国民健康保険特別会計(第１号)。

平成２８年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算(第１号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ２，１６２万７，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ１５億９，７９４万８，０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」よる。

１ページをお開きください。

第１表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第１表、歳入歳出予算補正。

１、歳入。

２款国庫支出金、２４９万４，０００円。

５款道支出金、２３万９，０００円。

８款繰入金、１６６万３，０００円の減。

９款繰越金、２，０５５万７，０００円。

歳入合計は、２，１６２万７，０００円であります。

２、歳出。

１款総務費、１１０万４，０００円。

３款後期高齢者支援金等、９万５，０００円。

４款前期高齢者納付金等、３万２，０００円。

５款介護納付金、６３万８，０００円。

７款保険事業費、２０９万２，０００円の減。

１０款諸支出金、３５０万２，０００円。

１１款予備費、１，８３４万８，０００円。

歳出合計は、２，１６２万７，０００円であります。

以上で、議案第２号平成２８年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第２号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第５　議案第３号

○議長（西村昭教君）　日程第５　議案第３号平成２８年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木真弓君）　ただいま上程いただきました、議案第３号平成２８年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

１点目は、平成２７年度決算確定に伴う繰越金について所要の補正をするものであります。

２点目は、平成２７年度の保険料及び一般会計繰入金の精算に伴い、後期連合納付金及び一般会計繰出金の額が確定したことにより、所要の補正をするものであります。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

なお、議決項目の部分について説明し、予算の事項別明細書につきましては、省略させていただきますので御了承願います。

議案第３号平成２８年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）。

平成２８年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ２５万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億３，４９９万１，０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

１ページをお開きください。

第１表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第１表、歳入歳出予算補正。

１、歳入。

４款繰越金、２５万１，０００円。

歳入合計は、２５万１，０００円であります。

２、歳出。

２款広域連合納付金、２万６，０００円。

３款諸支出金、２２万５，０００円。

歳出合計は、２５万１，０００円であります。

以上で、議案第３号平成２８年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の説明といたします。

御審議いただまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第３号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第６　議案第４号

○議長（西村昭教君）　日程第６　議案第４号平成２８年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（北川徳幸君）　ただいま上程いただきました、議案第４号平成２８年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第１号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

１点目は、平成２８年度予算に計上し、実施を予定していた事業のうち、平成２７年度の国の補正予算において交付される地方創生加速化交付金事業の対象事業として、平成２７年度一般会計補正予算（第１０号）において計上した事業について、当該事業費を歳入歳出それぞれ減額するものであります。

２点目は、歳入におきまして本会計の平成２７年度分の決算確定によりまして、繰越額が確定したことから、既決予算に２，３０７万７，０００円を追加しようとするものであります。

３点目は、歳出におきまして、平成２７年度に町一般会計から繰り入れを受けた介護給付費及び地域支援事業費の負担などの精算により確定した２０８万２，０００円を一般会計に繰り出すとともに、今後の本会計の安定対応に資するため、予備費に１，１６３万７，０００円を計上しようとするものであります。

以下、議案を朗読し、説明したいと思います。

議案をごらんいただきたいと思います。

議案第４号平成２８年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第１号）。

平成２８年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，２５７万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８億７，６０９万５，０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

１ページをお開き願いたいと思います。

議決項目であります款ごとの補正額のみ申し上げます。

第１表、歳入歳出予算補正。

１、歳入。

３款国庫支出金、１６万１，０００円の減。

４款道支出金、８万円の減。

５款支払基金交付金、１８万円の減。

７款繰入金、８万，１０００円の減。

８款繰越金、２，３０７万６，０００円。

歳入合計、２，２５７万４，０００円であります。

２、歳出。

３款地域支援事業費、６４万２，０００円の減。

６款諸支出金、２０８万２，０００円。

７款予備費、２，１１３万４，０００円。

歳出合計、２，２５７万４，０００円であります。

２ページ目以降の事項別明細書につきましては、既に御高覧いただいておりますことで、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第４号平成２８度介護保険特別会計補正予算（第１号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第４号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第７　議案第５号

○議長（西村昭教君）　日程第７　議案第５号平成２８年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（大石輝男君）　ただいま上程いただきました、議案第５号平成２８年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第２号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

１点目は、寄附採納による補正でございます。

寄附採納１件、５万円をサービス事業費の備品購入費に充当し、一般財源からその他財源への組みかえをするものであります。

２点目は、自動車重量税の不足による補正でございます。

３点目は、残額の４万８，０００円を予備費に計上いたしまして、ラベンダーハイツ事業における利用者のサービス利用状況等に対処し、今後の施設運営に支障が生じないよう、不測の事態に備えようとするものでございます。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第５号平成２８年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第２号)。

平成２８年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算(第２号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ５万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億８２２万６，０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

１ページをお開きください。

第１表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第１表、歳入歳出予算補正。

１、歳入。

４款繰入金、５万円。

歳入補正額の合計は、５万円でございます。

２、歳出。

２款サービス事業費、２，０００円。

５款予備費、４万８，０００円。

歳出補正額の合計は、５万円でございます。

これをもちまして、議案第５号平成２８年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第２号)の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第５号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第８　議案第６号

○議長（西村昭教君）　日程第８　議案第６号平成２８年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第１号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤　清君）　ただいま上程いただきました、議案第６号平成２８年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第１号)の補正の要旨について御説明申し上げます。

内容は、平成２７年度会計決算に伴う収支の精算余剰を平成２８年度会計に繰り越し、同額を一般会計へ繰り出すものであります。

内訳につきましては、歳入では水道使用料の増額と雑入の減を主要因する収入合計９万２，０００円の減と歳出では、一般管理費及び事業費の執行残を主要因とする支出合計７７万３，０００円の増額の差額であります６８万２，０００円を繰り越すもので、既存予算の１，０００円に６８万１，０００円を追加するものとなっております。

以下、議案の朗読をもって説明といたします。

議案第６号平成２８年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第１号)。

平成２８年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算(第１号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ６８万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億１，０８２万４，０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

１ページをお開きください。

第１表、歳入歳出予算補正。

以下、款ごとの補正額のみを申し上げます。

１、歳入。

３款繰越金、補正額６８万１，０００円。

歳入合計、６８万１，０００円となっております。

２、歳出。

３款繰出金、補正額６８万１，０００円。

歳出合計、６８万１，０００円とするものであります。

２ページ以降の事項別明細書の説明につきましては省略させていただきます。

以上、議決項目のみ御説明申し上げました。

御審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願いします。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第６号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩とし、会議を午後１時再開といたします。

午前１１時３１分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（西村昭教君）　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第９　議案第７号

○議長（西村昭教君）　日程第９　議案第７号平成２８年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第１号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤　清君）　ただいま上程いただきました、議案第７号平成２８年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第１号)の補正の要旨について御説明申し上げます。

内容は、平成２７年度決算確定に伴います繰越金の補正と、事業経営戦略策定に伴う委託料の増であります。

内訳につきましては、歳入では使用料及び手数料の増額と国庫支出金の減額を主要因とする収入合計１６１万３，０００円の増額と、歳出では一般管理費及び施設管理費及び予備費の執行残１４１万８，０００円となり、合計３０３万２，０００円を繰り越すもので、既存予算の１，０００円に３０３万１，０００円を追加するものとなっております。

次に、総務省より中長期的経営の基本計画であります下水道事業経営戦略策定の要請がありましたことから、委託業務費用として５２８万８，０００円を一般会計から繰り入れ、歳出では同じく下水道事業経営戦略策定委託業務５２８万８，０００円を増額し、繰出金３０３万１，０００円の増額と合わせて歳入歳出それぞれ８３１万９，０００円を追加するものとなっております。

以下、議案の朗読をもって説明といたします。

議案第７号平成２８年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第１号)。

平成２８年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算(第１号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ８３１万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億１，４２１万円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

１ページをお開きください。

第１表歳入歳出予算補正。

以下、款ごとの補正額のみを申し上げます。

１、歳入。

４款繰入金、補正額５２８万８，０００円。

５款繰越金、３０３万１，０００円。

歳入合計、８３１万９，０００円となっております。

２、歳出。

１款下水道事業費、補正額５２８万８，０００円。

３款繰出金、３０３万１，０００円。

歳出合計、８３１万９，０００円とするものです。

２ページ以降の事項別明細書につきましては、省略させていただきます。

以上、議決項目のみの御説明を申し上げました。御審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願いします。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、質疑を終了します。

討論を省略し、これより議案第７号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第１０　議案第８号

○議長（西村昭教君）　日程第１０　議案第８号平成２８年度上富良野町病院事業会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（山川　護君）　ただいま上程いただきました、議案第８号平成２８年度上富良野町病院事業会計補正予算（第１号）につきまして、初めに提案の要旨を御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、三つの要素で構成されておりまして、１点目は、全国的な医師不足に加え薬剤師につきましても採用困難でありましたが、２８年３月に上富良野町立病院に諸手当支給条例の改正の議決を賜り、これにより薬剤師の初任給手当を整備し、薬剤師の募集を進めてまいりました。

このたび、６月１日付で薬剤師を新規採用いたしましたので、給与費の初任給調整手当１０カ月分１００万円を給与に補正するものであります。

２点目は、平成２８年４月９日に旭川医科大学外科学講座は、一般社団法人旭川医科大学外科学講座教育支援機構、通称アミューズを設立しました。

アミューズは、旭川医科大学内の外科教室の連絡を密にし、若い外科医に研修の機会を与え育てるため活動することになっており、今後は北海道内のアミューズ関連病院に外科医を派遣することも活動の目的の一部として、この機構への年会費６０万円を経費に補正するものであります。

３点目は、御寄付を４件、１８万円いただいておりますので、寄附者の御趣意に沿いまして備品の購入費用として予算措置するものであります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第８号平成２８年度上富良野町病院事業会計補正予算（第１号）。

総則。

第１条、平成２８年度上富良野町の病院事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第２条、平成２８年度上富良野町病院事業会計予算（第３条）に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第１款、病院事業収益１６０万円。

第２項、医業外収益１６０万円。

支出。

第１款、病院事業費用１６０万円。

第１項、医業費用１６０万円。

資本的収入及び支出。

第３条、予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第１款、資本的収入１８万円。

第１項、出資金１８万円。

支出。

第１款、資本的支出１８万円。

第２項、建設改良費１８万円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第４条、予算第７条中（１）職員給与費６億１，６８０万９，０００円を（１）職員給与費６億１，７８０万９，０００円に改める。

以上で、議案第８号平成２８年度上富良野町病院事業会計補正予算（第１号）の説明といたします。

御審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　これをもって、質疑を終了します。

討論を省略し、これより議案第８号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第１１　議案第９号

○議長（西村昭教君）　日程第１１　議案第９号上富良野町家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（北川徳幸君）　ただいま上程いただきました、議案第９号上富良野町家庭的保育事業等の設備運営に関する基準条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本条例につきましては、平成２６年９月定例会において、子ども子育て支援法の施行に基づき、地域型保育事業の設備運営に関する基準を定めるため、議決をいただき制定したところでございます。

制定に当たりましては、厚生労働省で定める国の基準を基本といたしまして制定したところですが、このたびの建築基準法施行令の改正に伴いまして、参酌すべき基準である省令が改正されたことから所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容につきましては、地域型保育事業のうち、小規模保育事業及び事業所内保育事業の設備基準について４階以上の建物の特別避難階段の付室または階段室の構造が火災時に生じる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして一定の構造方法を用いるもの、または認定を受けたものとすることとなり、避難時の安全確保が強化された内容となっております。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、平成２８年６月１日から適用します。

以上で、議案第９号上富良野町家庭的保育事業等の設備運営に関する基準条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、採決いたします。

議案第９号上富良野町家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第１２　議案第１０号
◎日程第１３　議案第１１号
◎日程第１４　議案第１２号

○議長（西村昭教君）　日程第１２　議案第１０号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、日程第１３　議案第１１号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、日程第１４　議案第１２号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを一括して議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（石田昭彦君）　ただいま一括上程いただきました、議案第１０号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第１１号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について及び議案第１２号北海道市町村総合事務組合規約の変更について提案の要旨を御説明申し上げます。

このたび、当該３組合の構成団体でありました北空知学校給食組合が、平成２７年１１月３０日解散により脱退となったことから、それぞれの組合規約において構成団体から削除するよう変更するものであります。

あわせて、北海道市町村職員退職手当組合規約においては、本文の一部表現の変更と組合を構成する団体を明記している別表について、市町村と一部事務組合及び広域連合を区分した別表とするように変更するものであります。

以上で、議案第１０号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第１１号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について及び議案第１２号北海道市町村総合事務組合規約の変更についての説明といたします。

御審議をいただき、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、議案第１０号の質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第１０号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１１号の質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第１１号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１２号の質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第１２号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第１５　議案第１３号

○議長（西村昭教君）　日程第１５　議案第１３号中富良野町簡易水道施設の上富良野町民の利用についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤　清君）　ただいま上程いただきました、議案第１３号中富良野町簡易水道施設の上富良野町民の利用について御説明申し上げます。

本件は、新たに上富良野町西１線北２０号に居住された方から、町水道の申し込みを受けましたが、当該地区は中富良野町との町界付近で、上富良野町水道事業の給水区域ではありますが、給水希望地の近くには上富良野町の水道管は埋設されていないことから、新たに埋設することは可能ではありますが、希望地の前面道路に中富良野町簡易水道の水道管が埋設されていることから、二重に水道管を埋設することは不経済でありますことから、中富良野町簡易水道施設より給水を行うもので、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、給水工事につきましては、給水利用者が中富良野町へ申請を行い、利用者負担で工事を行うこととなり、本町におきましては費用は発生いたしません。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第１３号中富良野町簡易水道施設の上富良野町民の利用について。

地方自治法第２４４条の３第２項の規定により、中富良野町簡易水道施設を別紙協定書のとおり上富良野町民の利用に供されるため、同条第３項の規定により議会の議決を求める。

なお、別紙協定書の説明は省略させていただきます。

以上、説明を終わります。御審議賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

４番長谷川徳行君。

○４番（長谷川徳行君）　上富良野町と中富良野町の水道料金の差異というのは、その受益者にはどのような関連があるのかお尋ねいたします。

○議長（西村昭教君）　建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤　清君）　４番長谷川議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、中富良野町の水道料金につきましては、基本料金が１０トンでございます。１，７７９円となっております。

上富良野町におきましては８トンでございますので、１，５５５円ということでございます。

８トンと１０トンでちょっと比較はあれですけれども、例えば中富の１０トンに合わせますと上富良野町の料金が１，８７９円ということになりますので、上富良野町のほうが１００円ちょっと高くなるというような形になります。

料金につきましては、中富の料金で支払いをする形になります。

○議長（西村昭教君）　よろしいですか。

ほかにございませんか。

ちょっと私のほうから、１３号のそこの文面で一番上の、簡易水道施設の別紙協議書になっておりますが、これは協定書ですので、ちょっと訂正をしておいてください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第１３号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第１６　議案第１４号

○議長（西村昭教君）　日程第１６　議案第１４号財産の取得について(消防ポンプ車購入)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（石田昭彦君）　ただいま上程いただきました、議案第１４号財産の取得について、消防ポンプ自動車の購入につきまして提案の要旨を御説明申し上げます。

現在、上富良野消防団第２分団で使用している消防ポンプ車は、平成４年に導入したもので、製造から既に２４年を経過し、老朽化に伴い維持費用も増嵩していることから、今回、特定防衛施設周辺整備調整交付金の採択を受け更新するものであります。

導入を予定する消防ポンプ車は、改正された消防団の整備の基準に沿って救助資機材等を装備した車輌であり、これまで以上に消防活動体制の充実強化が図られるものであります。

購入に当たりましては、北海道内で納入実績のある３社を指名し、６月１５日、入札の結果、田井自動車工業株式会社が２，８４０万円で落札し、契約額は消費税を加算した本議案の３，０６７万２，０００円となっております。

参考までに、２番札は株式会社北海道モリタの２，８７０万円でありました。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第１４号財産の取得について。

消防ポンプ自動車を次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例(第３条)の規定により、議会の議決を求める。

記。

１、取得の目的、消防ポンプ自動車。

２、取得の方法、指名競争入札による。

３、取得金額、３，０６７万２，０００円。

４、取得の相手方、札幌市東区北丘珠５条４丁目３番１号、田井自動車工業株式会社、代表取締役岡田泰次。

５、納期、平成２９年１月３１日。

以上、説明といたします。御審議いただき、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第１４号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１７　議案第１５号

○議長（西村昭教君）　日程第１７　議案第１５号財産の取得について(除雪トラック購入)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤　清君）　ただいま上程いただきました、議案第１５号財産の取得の件、除雪トラックの取得について提案の要旨を御説明申し上げます。

現在使用しております除雪トラックにつきましては、当時の建設省、現在の国土交通省の所管する雪寒事業により平成４年に購入したもので、使用年数２５年が経過し、老朽化に伴い維持費用が増嵩しているため、今回、特定防衛施設周辺整備調整交付金の補助を受け更新を行うことにより、町道維持管理を効率的に行い、交通障害を軽減するとともに、災害時における早期復旧の促進を図ることを目的としております。

除雪トラックの概要につきましては、最大積載量７トンで、夏は町道の砂利敷きや土砂運搬などに使用し、冬はトラックの前側にワンウェイプラウ、またはＶプラウを装着して、町道の除雪を行うものであります。

また、ボディーの下にはアングリングを装着し、路面整正を行うことができます。

入札につきましては、取り扱い業者、取り扱い可能業者２社を指名しまして、指名競争入札による旨を平成２８年５月３１日に公示し、６月１５日に執行をしております。

入札の結果、北海道日野自動車株式会社旭川支店が３，９８０万円で落札し、消費税を加算いたしまして本議案の４，２９８万４，０００円となっているところであります。

参考までに、２番札はＵＤトラックス北海道株式会社旭川支店の４，０００万円でございました。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第１５号財産の取得について。

除雪トラックを次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を求める。

記。

１、取得の目的、除雪トラック。１０トン級６×６ダンプ型、ワンウェイプラウ、Ｖプラウ変容、アングリング路面整正装着装置付。

２、取得の方法、指名競争入札による。

３、取得金額、４，２９８万４，０００円。

４、取得の相手方、旭川市永山２条１４丁目１番２１号、北海道日野自動車株式会社旭川支店、支店長、園田学。

５、納期、平成２９年５月３１日。

以上、説明といたします。御審議賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第１５号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程追加の議決

○議長（西村昭教君）　お諮りいたします。

町長から、議案第１６号財産の無償貸付についての議案が提出されております。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、議案第１６号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

議案をお配りしますので、その間、暫時休憩といたします。

午後　１時２８分　休憩

午後　１時２９分　再開

○議長（西村昭教君）　休憩を解き、会議を再開いたします。

◎追加日程第１　議案第１６号

○議長（西村昭教君）　追加日程第１　議案第１６号財産の無償貸付についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（石田昭彦君）　ただいま追加上程いただきました、議案第１６号財産の無償貸付につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

このたび、我が国を代表する基本画家後藤純男画伯より、画伯の作品、本画１３６点及び素描２３５点を御寄贈をいただきました。

後藤画伯は、平成９年町内東４線北２６号にアトリエ兼後藤純男美術館を開設され、以降は当アトリエを中心に創作活動を続けておられます。

後藤画伯からは、お世話になった上富良野町において御自身の作品が末永く保存され、多くの皆様に愛し続けていただけるよう寄附をしたいとのことでありましたので、町といたしましてはありがたくお受けするとともに、引き続き後藤純男美術館において画伯の作品が保存管理され、展示されることが画伯の思いに答える最良の方法であると判断したことから、現在、後藤純男美術館を管理運営している株式会社後藤美術研究所に寄贈いただいた作品を無償貸付したく、議会の議決を求めるものであります。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第１６号財産の無償貸付について。

地方自治法第９６条第１項第６号の規定により、次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求める。

記。

１、無償貸付をする財産、日本画家後藤純男作の日本画、本画１３６点、素描２３５点。

２、無償貸付の相手方、空知郡上富良野町東４線北２６号株式会社後藤美術研究所、代表取締役行定俊文。

３、無償貸付の目的、日本画家、後藤純男氏より寄贈された本画１３６点及び素描２３５点を上記相手方に無償で貸付けることにより、当該相手方が管理運営する後藤純男美術館において、作品の適正な保存管理、展示等を円滑に行い、もって地域振興に寄与することを目的とする。

４、無償貸付の期間、平成２８年６月２２日から平成２９年３月３１日までとする。

なお、町又は無償貸付の相手方が貸付期間満了の日の６カ月前までに契約を更新しない旨の通知をしない場合は、更に１年間契約を更新するものとし、以後同様とする。

以上、説明といたします。御審議をいだき議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

１１番米沢義英君。

○１１番（米沢義英君）　何点か質問させていただきます。

この条文の中では、平成９年にアトリエを開いて、今まで地域振興にまで寄与してきたということの中で譲渡を受け、それをさらに貸し付けるという形になっております。

しかし、貸し付けといってもあくまでも無償という形になっております。

本来、町の改善プランの中には受益者負担という形の中で、少なくても手数料、あるいはそういったものを住民から求めるという形になっておりますが、今回は寄贈してもらっていただいて、あるいは保管してもらうという形の中で、そういった貸し付けには値しない、料金を徴収するには値しないという形の中で、今回、貸し付けは料金設定はされなかったのか、どうなのか。本来、受益者負担ということであれば、仮に貸し付けという形であれば、料金設定をして、それが本来であり、または行政改革プランの趣旨からいっても当然のことだと思うのですが、この点では問題、矛盾という点ではないのかどうなのか、この点、お伺いします。

また、貸し付けを受けた後藤美術館においては、経済行為によってその受けた利益については、これは後藤美術館のほうに該当がなりますよという形の話でありますが、この点についても非常に虫の良い話で、美術品の価値としてはあるのかもしれませんが、やはり一方的な解釈になって、町の関与、その他ができないという状況にあるかといふうに思います。

この点、おかしくないのかと、利益を受けながら貸付料も徴収しないというのがおかしいのではないかというふうに思いますが、この点、お伺いいたします。

経済的な行為という形で、この間設置された中で、幾ばくかの経済的な行為、あるいはそれに伴って町の振興があったというふうに評価されておりますけれども、どういう評価が経済的な効果があったのか、この点はどのように抑えられているのか、お伺いいたします。

例えば、第１０条の中では、万が一破産、あるいは民事再生手続きが始まった場合、こういう場合、当然、帰属する保管物が当然保管し切れないという状況になることは明らかであります。

そういった場合に、町はこの保管している、いわゆる町の財産を今後どのように、仮にですよ、そういうこともあり得るわけですから、この経済は生きた社会ですから、経済行為が行われているわけですから、そういう場合、保管、あるいは運営等が町でやられるのか、維持管理も含めて膨大な費用負担が町民、あるいは末代までに及ぶという可能性が十分考えられるというふうに思いますが、この点はどのように認識されているのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

法人経営は一体どのようになっているのか。実質、町がこの間の協議会の中では、それは関与するきないような話もしましたけれども、これだけの貸与及びあるいは貸し付けということであれば、当然、その法人経営の内容そのものも行政が熟知して知る権利があるというふうに思いますが、この点は全く関与できないのかどうなのかお伺いしておきたいというふうに考えております。

将来的にさきの協議会の中では町民、あるいは教育の立場から、小学校１８歳以下については無料と、以上については一般町民については料金設定、半額という形になっているという形の話はされましたが、しかし、一方で、教育的観点という立場に立った場合、この後藤美術館を活かした町の洗掘的な取り組み、あるいはそれにかかわるいろいろなやはり売り出すべきポイントだとか、ものをきっちりみずからそういうものにかかわってもっといらっしゃるのかどうなのか。

単にこれを預かって、一般の人たちに展示して見てもらうというだけでは非常にお粗末な話で、これをやることによって本当に町民が利益が受けて、本当に絵の価値というものが本当に活かされたまちづくりができるかどうかにもかかわっているというふうに思いますが、しかし、こういったものについても非常に不明確です。この条例制定とあせて、こういう幾つかのやはり問題点を抱えた寄贈、あるいは寄附条例の制定ということになっているのではないかというふうに私は考えるところです。

本来、受ける者としては、これだけの膨大なものが町が管理し切れないから相手方に管理してもらうということなのですが、肖像権も全部向こうに帰属していますから、本当に一方的な向こうの要件に当てはまった形の中で町側が寄贈するということは、あってはならないのではないかとというふうに思います。

将来的な負担も考える場合に、余りにも膨大なこの絵画であり、そういったものについて、本当にもらうのであれば必要なものだけいただいて、虫のいい話かもしれませんけれどもみ、それを生徒や、あるいは町民に見てもらうだとか、あるいは従来どおり、向こうで保管してもらうといったほうが、よりなじむのではないかというふうに思いますので、これらについてどうも納得できないというふうに思いますので、この点について答弁を求めます。

○議長（西村昭教君）　副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君）　１１番米沢議員の御質問に私のほうからお答えをさせていただきます。

今いろいろな転換から６点ほど質問をいただはました。

この間、３月、５月と議会にこの案件については御説明をさせていただきましたので、繰り返しの説明になろうかと思いますが、御容赦をいただきたいというふうに思います。

まず１点目の無償でお貸しすることについてどうなのかという御質問が、基本的に町の所有になったわけでございますので、本来では町の財産を適正に管理していただくために、本来ですと町が費用を負担して、適正に管理をしてもらうというのが本筋かと思います。

それらをこの後藤先生、もしくは美術館と協議の結果、そういうことをなしにして、この無償の貸与、契約をすることで互いの納得がいくということで話合いが進んだところでありますので、法的にも何ら問題はないというふうに思いますし、また、その無償貸与することを今、議決をいただく上程をさせていただいたところであります。

あと、２点目の料金収入を相手が得ること、入館料も含め、それらは館の所有者は、この後藤美術研究所が所有をしておりますので、そこに無償で貸した後は、向こうの相手方の取受、使用料含め、売店収入、レストラン含め、相手が収入を得ることは何ら問題はないというふうに理解をしております。

あと、３点目にどのような経済効果があったかという御質問もございましたが、これは多くの町民の方がそこは身に持って理解はしている問題だというふうに思っておりますので、ここで御説明をすることは控えたいというふうに思います。

あと、第１０条の相手の法人が破産する、あるいは民事再生の手続きが始まる、イコール多くの町民の負担がふえるのではないかという御質問もございましたが、基本的に相手の法人が、後藤先生の絵が寂れていくことは想定しておりませんので、少なくても相手の法人は。この何十年、何百年続くかわかりませんが、少なくてもそういう破産をしていくようなこと、もともと想定はしないことを御理解をいただきたいというふうに思いますし、仮にそうなったとき、ここに契約では解約の条項を当然にして入れておりますが、相手の法人がなくなったときには町が責任を持ってこの絵を管理をしていくことは当然のことかというふうに思います。

あと、相手の法人の運営について、経営状況についての御質問がございましたが、これらについては後藤先生の、この世界に誇る日本画の後藤画伯の絵をこれまでも適正に維持管理をし、なおかつその展示をしていくノウハウがございますし、少なくてもこの２０年間、永永と築いてきた実績がございますから、我々がこの法人の経営状態について云々かんぬんを言うものはありませんし、一番、町の財産を適正に管理していただくには相手、ここ以外にないということで理解をいただきたいと思います。

あと、町民の利益につながっているのかと、相手の一方的な条件の中でその町民の利益につながっていないのではないかという御発言もございましたが、これらについてはもしも相手は上富良野町以外に寄附をする選択肢は十分ありますので、仮に上富良野町が寄附を受けられなかったというふうに想定した場合に、この上富良野町のこの観光と教育文化のいわゆる一番知名度も高く、今まで築き上げてきたこの信頼関係をなくしたことが多くの町民の受益にかなわないと、結果そういうことになるものだというふうに確信をしてございます。

以上、６点ほど御質問いただきましたが、私のほうからの回答とさせていただきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　１１番米沢義英君。

○１１番（米沢義英君）　１０条の破産手続き等、あるいは民事再生という状況に陥った場合は、最終的には町が管理、施設も恐らく維持しなければならないというふうな形になるのだろうというふうに思います。

しかし、これに至っては恐らくどのぐらいの予算かわかりませんけれども、経費がかかりますし、維持費がかかるということが当然、出てきます。

今でもあの施設管理や、あるいは１，０００円、１万円でも削減しなさいと、いわゆる石けんでも削減しなさいと、細かい話言いますけれども、維持管理が将来的な問題で大変失礼な言い方なのですが、できるのかということになれば当然、そういった場合に町の力では、これは到底、管理運営ができないものだというふうに私は思うのですが、それでも管理するのか、この点、お伺いしておきたいと思います。これは当然、受益者負担につながる話ですから、非常に大きな問題であります。

二つ目にもう一つお伺いしたいのは、住民が本当にこの後藤美術館の、後藤さんの有名な方ですから、僕はどういうふうに見たらいいのかちょっとわかりませんけれども、いろいろな賞もいただいた方ですから価値あるというふうに思いますが、ただ町民全体がこういうこと、美術館の絵を身近なものとして存在、あるいは感じているのかどうなのかということになれば、非常に難しい話が出てくるのではないかなというふうに思います。

単に今までの答弁を聞いていますと、単に受け

て、貸してもらって、従来ここでアトリエを開いたから、それは当然の町が行うべき行為だということの設定の中でやりとりされています。

しかし、所有権は町だけれども、著作権は当然、権利に基づいて本人が帰属しているわけですから、こういう中であやふやというか、僕の表現でうまく言えませんがやはりきちっと将来の見通しもわからない中で、一方的に相手のペースの中で運営されるような、こういう寄附、財産の無償貸付、やはり大きな問題もあるし、のちのち町民負担がかかる、そういう大きな問題を内報しているものだというふうに考えますが、この点はそういうふうにお考えになりませんか、もう一度確認いたします。

○議長（西村昭教君）　副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君）　１１番米沢議員の再度の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、１点目の先ほど御質問にありました契約の解除があったときの町の対応についての御質問かというふうに思います。

先ほども申し上げましたけれども、相手の法人がここの１０条にあるようなこの６号までの該当は基本、想定をしておりません。

その後のもしもの話について、ここで御議論するつもりはございませんが、先ほども言いましたように仮にこういうことが何十年先に起こったとしても、先ほど言いましたように町の所有物としてしっかり町の財産を守っていくということでございます。

あと、２点目の本当に町民はこの寄贈について望んでいるのかという御発言がございましたが、そこについては私ども先生の思い、熱い思いを受けて、この日本の著名人がこの上富良野町に常設展示施設を１４年に今の新館ができましたが、当時で約７億円以上の私財をなげうってここに常設の展示館をつくったと、美術館をつくったと、そこから上富良野町の、まさに思いが募っているのだろうというふうに思ってございます。

それから、例えて本当に２０年、この多くの町民が拍手を送ってくれていることは私たちも十分感じながらこの調定に向かっているということも御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村昭教君）　１１番米沢義英君。

○１１番（米沢義英君）　どうも最後に納得いかない点を申し上げたいと思います。

本来でしたら、確かに地域振興という形で役立てる部分はあるのかもしれません。平成９年からこちらに来られて、それなりの貢献度という点ではあるというふうに考えてはおります。

しかし、なぜ、町に寄附しなければならなかったのか、依然として私は疑問なのです。もしも経営が大変で、その運営等が大変な中で町に寄贈したほうがいいのではないかというようなことがあったのかなというふうに思います。

しかし、従来の運営方法でそれでいいというのであれば、それを相手方が従来どおりの運営方法でやればいい話で、何も町に寄贈しなくてもいいお話ですから、なかなかそこのところが見えないところです。

雲に隠れてしまった中で、こういう貸し付け、あるいは財産の無償貸し付け、寄附を受けるという形は当然納得できるものではありませんので、私は今回のこの条例の制定についてはどうも納得できないというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君）　ほかに質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより追加日程の議案を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君）　起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１８　諮問第１号

○議長（西村昭教君）　日程第１８　諮問第１号人権擁護員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君）　ただいま上程をいただきました、諮問第１号につきまして、提案の御説明を申し上げます。

本町では、４名の方々に人権擁護委員を担っていただいているところでありますが、滝本良幸氏が本年９月３０日に２期目の任期を満了されることに伴いまして、新たに西川秋雄氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定に基づき、法務大臣へ推薦するに当たり、議会の意見を求めることから御提案させていただくものであります。

西川氏におかれましては、人格識見ともにすぐれており、適任者であると思われ、御審議を賜り、御同意賜りますようお願い申し上げるところでございます。

なお、経歴等につきましては、経歴書を御配付させていただいておりますので、御高覧を賜りたいと存じます。

以下、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者として、次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求める。

記。

住所、上富良野町■■■■■■■■■■。

氏名、西川秋雄。

■■■■■■■■■■■生まれ。

以上でございます。御審議いただきまして、御了承賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由を終わります。

お諮りいたします。

本件は、先例により質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

これより、諮問第１号を採決いたします。

本件は、原案のとおり適任と認めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり適任と認めることに決しました。

◎日程第１９　発議案第１号

○議長（西村昭教君）　日程第１９　発議案第１号議員派遣についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

６番金子益三君。

○６番（金子益三君）　ただいま上程いただきました、発議案第１号議員派遣について、内容の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議案第１号議員派遣について。

上記議案を次のとおり会議規則第１４条第２項の規定により提出いたします。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員金子益三。

賛成者、上富良野町議会議員中澤良隆、同じく佐川典子。

議員派遣について。

次のとおり、地方自治法第１００条第１３項及び会議規則第１２２条の規定により議員を派遣する。

記。

１、北海道町村議会議長会主催の議員研修会及び先進地事例調査。

（１）目的。

分権時代に対応した議会議員の資質向上に資するため。

（２）派遣場所。

札幌市及び洞爺湖町。

（３）期間。

平成２８年７月５日から７月６日、２日間。

（４）派遣議員。

全議員、１４名。

２、北海道町村議会議長会主催の議会広報研修会及び広報技術研修。

（１）目的。

議会広報特別委員の資質向上に資するため。

（２）派遣場所。

札幌市。

（３）期間。

平成２８年８月２２日から８月２３日、２日間。

（４）派遣議員。

議会広報特別委員、６名。

以上、御審議賜りまして、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第１号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２０　発議案第２号

○議長（西村昭教君）　日程第２０　発議案第２号地方財政の充実･強化を求める意見についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

１番中澤良隆君。

○１番（中澤良隆君）　ただいま上程されました、発議案第２号地方財政の充実・強化を求める意見について、朗読をもって説明させていただきます。

発議案第２号地方財政の充実･強化を求める意見について。

上記議案を別記のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出いたします。

平成２８年６月２１日提出。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員中澤良隆。

賛成者、上富良野町議会議員佐川典子。

次のページをお開きください。

地方財政の充実・強化を求める意見書。

地方自治体は、社会情勢や公共サービス需要に応じて果たすべき役割が複雑かつ多岐にわたり変化、拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定・実行など、重大な政策課題に直面しています。

一方では、先の財政改革により職員が著しく減少している状況では経常的な業務はもとより、新たなニーズや重要課題等への対応は困難な状況となっています。

公共サービスを担うには、十分な職員の確保を進めるとともに、これに見合う財源を確保する必要があります。

こうした状況にもかかわらず、社会保障と地方財政を二大ターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速しています。特に今年度から開始された「トップランナー方式」の導入は、民間委託やサービスの縮小をはじめ、横並びの行財政運営を前提とした地方交付税算定につながるものであり、地方分権の形骸化や地方財政全体の強制的な縮小が危惧されるものとなっています。

本来、すべての地域で国民が豊かで安心できる暮らしを送ることができるよう、必要な公共サービスの適切な実施に必要な財源を確保し、財政運営を行うことが地方財政の役割であり、財源保障と地域間の財源調整を行う地方交付税制度はそのための重要な手段です。

このことから、２０１７年度の政府予算の検討・編成、地方財政計画の策定にあたっては、財政のために国民生活を犠牲にすることなく、誰もがそれぞれの地域で豊かで安心できる生活を送るために必要な歳出を適切に見積もり、地方自治体が地域特性に応じた柔軟かつ十分な行財政運営を実行できる地方財政を確立させることが必要である。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記。

１、社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。

２、子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。

３、地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止すること。（これ以上、拡大しないこと）。

４、復興交付金、震災復興特別交付税などの復興にかかる財源措置については、復興集中期間終了後の２０１６年度以降も継続すること。また、２０１５年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないよう、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。

５、地域間の財源偏在性の是正のため、地方偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保を初め、財政運営に支障が生じることがないよう対応を図ること。

６、地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」、「重点課題対応分」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換を図るため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。

７、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成２８年６月２２日、北海道空知郡上富良野町議会議長西村昭教。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、内閣府特命担当大臣（地方創生）まち・ひと・しごと創生担当、以上であります。

御審議いただき、お認めくださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第２号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２１　閉会中の継続調査申出について

○議長（西村昭教君）　日程第２１　閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

議会運営委員会並びに各常任委員会から、会議規則第７５条の規定により、各委員会において、別紙配付の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

◎閉　　会　　宣　　告

○議長（西村昭教君）　これにて、平成２８年第２回上富良野町議会定例会を閉会といたします。

午後　２時１０分　閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成２８年６月２２日

上富良野町議会議長　　西　　村　　昭　　教

署名議員　　長谷川　　徳　　行

署名議員　　今　　村　　辰　　義